

大垣女子短期大学

紀 要

第 55 号

2 0 1 4

目 次

原 著

強度行動障害を示す利用者を支援する施設職員に対するコンサルテーションの有効性	松 村 齋.....(1)
慢性疾患を持つ子どもの保育に関する一研究 ―病棟保育士の現状と課題―	勝 野 愛 子.....(13)
教材研究 ～クレヨンを使いこなすための取り組み～	水 谷 聡 美.....(23)
A市地域包括支援センターの取り組みからの一考察	久 本 たき子.....(39)
看護学科における地域貢献を考える	栗田 孝子・武藤 英理・伊藤 恒子・林 由美子 本田可奈子・渡邊 清美・石黒なぎさ・神谷 美香 清水八重子・大澤 伸治(49)
入学時に学生が描く子ども観についての検討	林 由 美 子.....(55)
24時間地域巡回型訪問サービス提供実績	林 由 美 子.....(59)
平成24年度の学生相談室の取組と成果について ―早期来談, 予防的援助, ピアヘルピングの促進に向けて―	小林佐知子・高木 弘美・三村 道子.....(65)
彙報（学外における主な研究並びに教育活動）	(71)

BULLETIN OF OGAKI WOMEN'S COLLEGE

NO.55 (2014)

CONTENTS

【Original Articles】

- Effectiveness of the consultation to the facility staff to help users
indicating the strength behavioral disorder
.....Hitoshi MATSUMURA.....(1)
- A Study of Nursery Teachers for the Chronic-disease child
.....Aiko KATSUNO.....(13)
- Teaching-materials research ～The measure for using a crayon very well～
.....Satomi MIZUTANI.....(23)
- A Study of Working Activities by the Community Comprehensive
Support Center in some City
.....Takiko HISAMOTO.....(39)
- A survey to consider about a contribution to local society by means of nursing education
.....Takako KURITA, Suguri MUTOU, Tsuneko ITOU, Yumiko HAYASHI,
Kanao HONDA, Kiyomi WATANABE, Nagisa ISHIGURO,
Mika KAMIYA, Yaeko SHIMIZU, Shinji OHSAWA(49)
- A study concerning the concept what the child is in the student
of our college at the stage of admission
.....Yumiko HAYASHI.....(55)
- Research on the 24-hour around of the nursing care in a area of Gifu City
.....Yumiko HAYASHI.....(59)
- Activities and results of the student counseling room in 2012
-To promote visiting of the early stage, preventive support, and peer-helping-
.....Sachiko KOBAYASHI, Hiromi TAKAGI, Michiko MIMURA.....(65)
- Miscellaneous(71)

OGAKI WOMEN'S COLLEGE

OGAKI, GIFU, JAPAN

March 2014

強度行動障害を示す利用者を支援する施設職員に対する コンサルテーションの有効性

Effectiveness of the consultation to the facility staff
to help users indicating the strength behavioral disorder

松 村 齋

Hitoshi MATSUMURA

1. 問題と目的

厚生労働省は、「強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について」(2013)において、強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻繁に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受け入れが困難であったり、受け入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されたりしているとし、強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について積極的な支援策として、強度行動障害支援者養成研修を位置付けている。

「強度行動障害とは、直接的他害（噛み付き、頭突き等）、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持・例えば場所やプログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物破壊等）あるいは自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難なものをいい、行動的に定義される群となっている」とされ、具体的には、複数の一般的には異常ととれる行動を頻回に示すなかで、本人も混乱した状態が続き、周囲も通常の関わりや理解では対処しきれず、双方にとって極めて深刻な状態となっている。(池田2013)

また、井上は、「知的障害だけではなく自閉性障害の程度も影響。基本的な障害に二次的に積み重ねられた人格形成過程における不

適切な育ちや対応の結果に起因する（障害特性に応じた専門的支援により予防や改善が可能。ただし『積極的な医学的治療が必要な精神的な障害、生物学的な障害に起因した最重度の知的障害などは除外する』とされる）」など、障害特性に応じた専門的支援により予防や改善が可能だとした。そして対応策として、研修・コンサルテーションの重要性を指摘、研修修了者が複数の事業所、機関で取り組むことにより、行動援護基準において改善が見られたと報告している。(井上2013)

また、入所施設などにおける先進的な事例やこれまでの研究結果等の報告と並行して、厚生労働省はサービス管理責任者等指導養成研修、都道府県は強度行動障害支援者養成研修を実施して、より質の高い支援の実施を順次おこなってきている。施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの報告もされており、強度行動障害に関する職員への体系的な研修が必要だとしている。

しかし、現状は、交代勤務という要因が職員間のチームワークや連携のあり方に大きく影響してくる。ときとして揺れ動く職員集団の中では、一貫性のない支援に陥る場合すらある。そして、職員は多数いても、それぞれの職員は常に多くの利用者に対して支援の目を注がねばならず、一人ひとりの利用者の個別性にどこまで細かくかかわっていけるかが

疑問である。特に自閉症者にとって集団生活が前提となる入所施設での長期にわたる生活は、職員集団の療育の専門性が保障されていたとしても、その実践効果には限界があったとした。(木村2013)

以上のことを踏まえ、強度行動障害は、先天的な障害ではなく状態像を示しており、特異と見える行動の意味を理解できない支援者、養育者による不適切な対応の結果、形成されてしまった二次的・三次的障害であり、適切な支援や環境設定を行うことで、軽減を図ることが可能なのである(池田2013)など、多くの報告が適切な支援や環境設定を行うことの重要性を説いている。さらに、厚生労働省(2013)は、施設・事業所等の聞き取りの中で、連携したサービス、研修・コンサルテーション、専門的なサービス、家族支援、医療などの分野を強度行動障害施策の重要な項目にあげている。研修・コンサルテーションでは、外部の専門家によるコンサルテーションを受けて支援を行うことの有効性をうたっている。井上(2010)(2011)(2013)や村本(2011)は、学齢期から成人期までの一貫した支援システム構築のために、中核的な機関から継続的なコンサルテーションを行うことの有効性を示した。しかし、外部の専門家によるコンサルテーションを受け、支援の有効性を実感している施設・事業所等は全体的に少ないのが現状である。つまり、支援に対する支援の方法や手だて等は議論され報告されても、すべての職員の資質向上への支援等はまだまだ課題である。

そこで、本研究では、入所施設における強度行動障害を示す人を支援する職員を対象に、コンサルテーションの有効性を調査する目的で介入を実施し、職員集団や職員個人の内面における質的变化に焦点をあてながら、強度行動障害を示す人の行動変容への影響について、一考察を論じることとする。

2. 方法

職員へのアンケート調査とコンサルテーションの分析

(1) 対象

調査の対象は、社会福祉法人施設職員38名である。

(2) 実施時期

平成25年8月～2月

(3) アンケート調査について

① 手続き

上記の法人施設職員を対象に、質問紙法による調査を実施した。質問紙の配布・回収は、施設長を通じて直接行った。

② アンケート調査の質問項目と回答方法

回答者本人および支援対象者の性別・年齢、経験年数、入所経緯、強度行動障害についての理解・研修受講経験等は選択形で回答を求めた。また、強度行動障害へのイメージ、支援場面での悩み等については、支援経験の有無を分けて記述式で回答を求めた。また、関係機関との連携については、今後の希望も含めて選択性・記述式で回答を求めた。

③ アンケートの回収率と有効回答

回収率は73.7%で、有効回答28名分を分析対象とした。

(4) コンサルテーションの分析

① 手続き

上記の法人施設職員を対象に、巡回訪問をし、施設長の許可を得てコンサルテーションに関わった5事例のうち3事例を分析した。

② 進め方

資料または映像による事前確認をおこない当日、午前中もしくは午後から2時間程度の観察および職員の個別相談、次いで夜に全職員によるケース検討会による共通理解の場を持った。

(5) インフォームド・コンセント

研究開始前に上記の目的と手続きについて、当該施設の代表者に書面と口頭で説明し、同意を得た。

3. 結果

(1) 職員構成と経験年数について

当該施設における強度行動障害を示す利用者の男性の割合は非常に高く、また、本コンサルテーションにおける相談の内訳でも、男性利用者への相談が圧倒的多数である。しかし、職員の男女比は、図1のとおり、女性が7割弱に及んでいる。こうした現状から、利用者の激しい自傷・他傷、強いこだわり、強い緊張、破壊行動、抑圧されたパターン化行動などに、女性職員では対応しきれず、ひとりの男性職員が複数の男性利用者に対応せざるを得ない状態となる傾向が強く、その結果、利用者、職員の双方に収拾のつかない状態となり、慢性化していることが推察される。

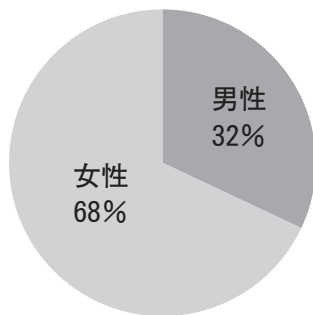


Fig.1 性別

さらに、当該施設における職員の年齢と経験年数を対比してみると、図2、3の示す通り、5年未満の比較的経験の浅い職員が半数という構成となっている。年齢の若い職員も多く、俊敏さや躍動感が感じられる支援が期待できる反面、思春期以降に激しい行動障害

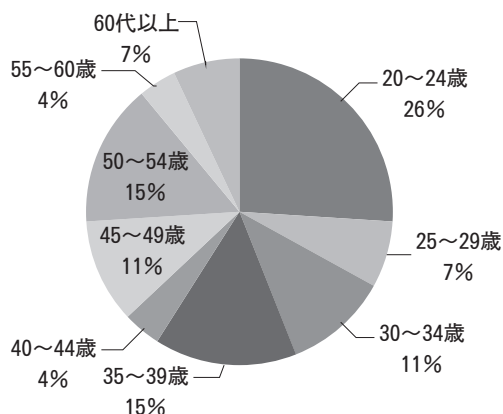


Fig.2 職員の年齢

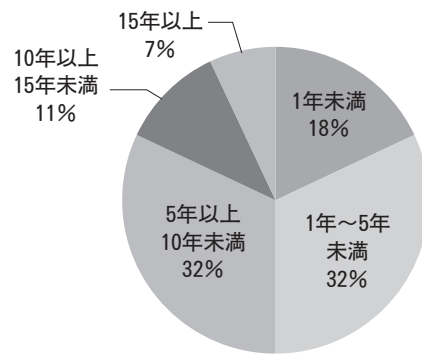


Fig.3 職員の調査施設における経験年数

を示し成人期以降もなお行動調整が困難な利用者に対し、深い知識と豊かな経験に基づいた支援により、利用者の安心感、信頼感を得ながら行動を改善するための条件は満たされているとは言い難い傾向にある。

(2) 当該施設における利用者の入所経緯について

当該施設における利用者の入所経緯については、回答の多くに、本人の自己コントロールが効かず、さまざまな不適応行動が家族の大きな負担となり、将来が不安になったり、自宅における対応が不可能となったりしたケースや、介護者側の高齢化、両親の死去、特に母親の精神的負担の増加に伴う介護困難ケースが顕著にみられる。また、特別支援学校卒業後、昼夜逆転、自宅での混乱による自傷・多傷などの行動がエスカレートし、ショートステイを経由して、入所に至ったケース等もみられた。

(3) 支援者の悩みとして

利用者を支援するあたり、困ったこと、悩んでいることについては、利用者の極度に強い警戒心が、支援者の言葉かけのタイミング、提示方法の手順に過度に反応してしまうケースや自傷行為、自縛行為の中断の是非、パニックや行動の切り替えのタイミング、排便、排尿等におけるこだわり行動、音声言葉（外言語）を獲得していない利用者とのコミュニケーションの在り方等があげられた。また、能力が高いと判断される行動障害を示す利用者へ

の支援方法、利用者同士の喧嘩の仲裁、何年も同じ取り組みが続いていることへの悩み等があげられた。

(4) 強度行動障害の理解について

強度行動障害については、全般的に過去に研修や講義を受けたことがある職員が約半数を占めてはいるが、自らが理解しているとは全く言い難い状況にあると職員は認識していることがわかった。しかし、現在も含めて過去に担当したことのある職員は半数以上を超

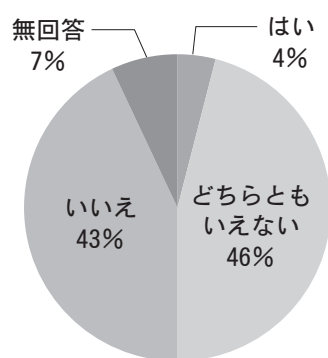


Fig.4 強度行動障害への理解

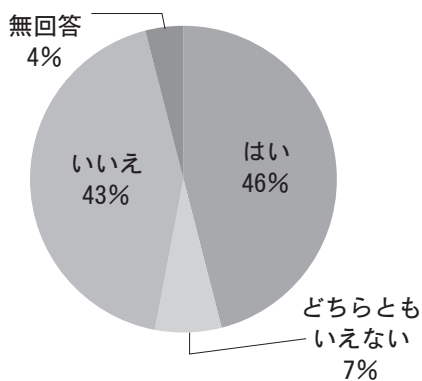


Fig.5 研修等受講経験

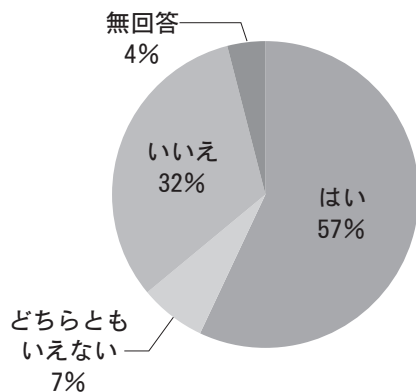


Fig.6 強度行動障害者の担当経験

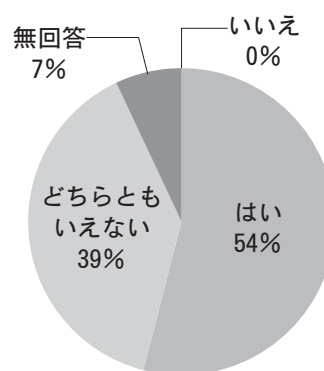


Fig.7 強度行動障害者の担当希望

え、今後、担当したいと希望する職員も半数を超えている。

(5) 個別の支援計画および個別の教育支援計画について

発達障害者支援法および改正学校教育法において、個別の支援計画および個別の教育支援計画は、スムーズな移行支援が可能となるよう引き継ぎが義務付けられているが、支援計画の存在と引き継ぎの経験の有無は以下の通りである。

(支援経験者)

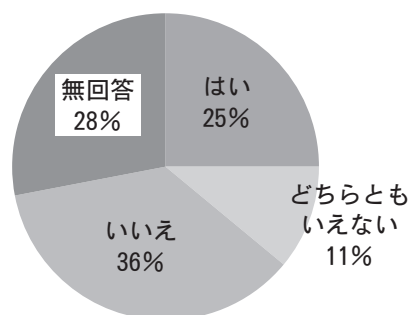


Fig.8 支援計画の存在を知っている

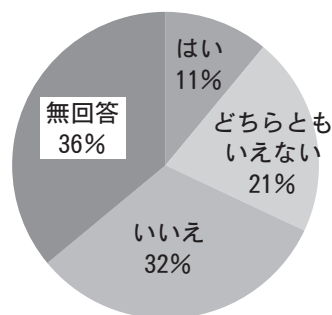


Fig.9 支援計画の引継ぎ経験の有無

(支援未経験者)

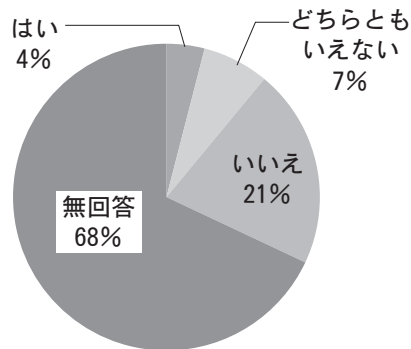


Fig.10 支援計画の存在を知っている

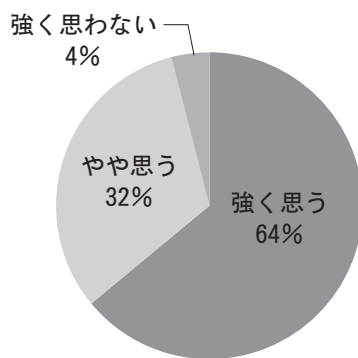


Fig.11 支援計画の引き継ぎの必要性

(6) 強度行動障害に対する支援者のイメージと支援について

強度行動障害の評価については知的障害と自閉性障害の程度との関連性が示され、特に衝動性と常同性について、本アンケートにおける支援経験者、支援未経験者の回答とおおむね一致する。さらに、井上（研究代表者）（2013）によれば、強度行動障害のある人の現状と支援に関するアンケート調査で、「異常行動のチェックリスト日本語版（ABC-J）」における現状分析から因子分析をおこなった結果、8つの因子（「①非社会性の因子」「②対人攻撃・対人操作につながる易興奮性の因子」「③多動性につながるが易興奮性の因子」「④常動行動の因子」「⑤自傷行為の因子」「⑥過剰な発語行動の因子」「⑦不適切な泣き叫ぶ行動の因子」「⑧低覚醒の因子」）が抽出され、(図12) ①②③は自閉性障害と関連し、⑧は知的障害の重症度と関連していると述べている。また、本アンケートにおける回答で

注目すべき点は、多くの支援者が強度行動障害の最初のイメージとして「怖い」と述べていることである。強度行動障害は、知的障害だけではなく自閉性障害の程度に影響し、基本的な障害に二次・三次的に積み重ねられた人格形成過程における不適切な育ちや対応の結果に起因するものであるため、強度行動障害者の評価等については、知的障害と自閉性障害の種類と程度との関連性を支援の早期より重視することが求められる。

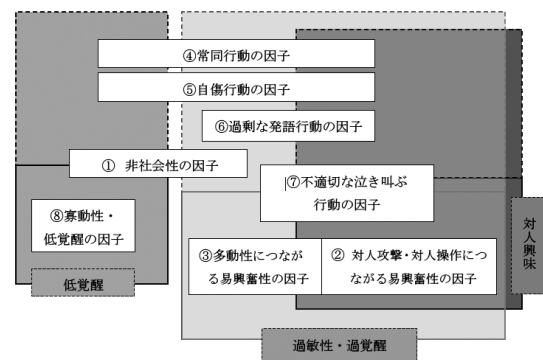


Fig.12 解釈された因子との関係性とその背景要因との関係（井上 2013）

(7) コンサルテーションの実際

① 事例1. Aさん（女性）

知的障害の程度：療育手帳A、
障害程度区分6

自閉症

身体的特徴：運動機能障害は特にない

服薬状況：安定剤 下剤

[行動上の問題]（記録より一部修正して抜粋）

何もしないでゆっくりと過ごすことや待つことが苦手である。室外では土や埃、水たまりなどを触り、時にはトイレにて尿を口の中に入れることもあり、とても不潔な状態である。食べることに非常に興味があり自分の食事を食べてしまうと（とても早いペースで掻き込むように食べる）他の利用者の食事が気になり食べてしまう。そのため職員は目が離せず、1対1で見守る必要がある。排泄においても以前は自らトイレに向かい排泄することが出来ていたが、現在は全介助を必要としている。

日に何回もの失禁があり、排尿の間隔（リズム）も掴めない状況である。ピクトグラムや写真が指し示す意味を理解する事は難しいが、毎日の日課や興味があることにおいては（コーヒーの場所や提供時間など）非常に理解力が高い。

現在、支援者が向き合う課題は彼女の「多動」である。室内では歩き回るため、足の腫みが顕著であり、息をきらすほど辛そうな表情をされる時も多い。また、室内を歩き回る中で突発的に外に出ていってしまうこともあるため非常に危険であり、職員は目が離せない状態である。以前あった行動として、弄便行為（8年間続くが居室の移動に伴い軽減→現在は全くない）、起床後すぐから続く奇声（→起床後すぐ朝食提供することに）、水への強いこだわり（シャンプー、埃、土へのこだわりも強い）拒食があった。

[支援の実際]

Aさんの支援の目標は、1. 日中活動の充実に図る、2. 行動障害の軽減を図る、3. 精神的に安定した生活が送れるようにする。本コンサルテーションでは、まず、①散歩の捉え方、②給食時の過ごし方、③脅迫的な往復行動の解釈、の3つに絞って、職員とともにAさんの行動を観察した。①については、当初、ただ、決められた散歩コースを機械的に黙々と脅迫的に歩くというだけの内容であったが、散歩専用のリュックを用意し、中に飲みきりサイズのお茶1本、透明な小袋にあらかじめ入れた飴玉1個だけを入れ、砂時計を支援者が持参し、神社での休息を取り入れてみた。その際の注意事項として、安易にポケットから飴玉を出すのではなく、小袋に入れた状態でAさんに提示することとした。Aさんにとって、支援者のポケットを、いつでも飴玉が出てくる魔法のポケットにしないためである。また、神社についたら、即、お茶と飴玉を提示するのではなく、Aさんにとっての待ち時間を砂時計の落ちる砂の堆積に可

視化して理解できるようにした。すると、次回から、お茶と飴玉を楽しみにして、散歩をするようになり、神社の落ちる葉っぱ等に気持ちが少しずつ向けられるようになった。

給食では、始まりが待てずに事務室と給食室の短い廊下を何度も往復する姿がみられた。そして、給食時には、「いただきます」と同時に両手におかずを持ちながら、脅迫的に口に流し込む状態が続き、給食トレイは、お椀やお皿からこぼれ落ちた食材で溢れそうになっていた。しかし、一連の行為が終わると、Aさんは非常に落ち着いて、支援者から提示された薬を飲んでいて、そこで、当日、給食トレイを3枚準備してもらい、そこへ4種類（ご飯、味噌汁、おかず、野菜）を小分けして、1枚のトレイには3個の小皿を配置するようにした。そして、3以上置かないようにしたことは、Aさんの理解の力とかかわっているが、必ずAさんにすべて食べてもらえることとAさんが確認できる範囲で支援することとした。すると、Aさんは当初は、2枚目、3枚目のトレイも気にしながら、1枚目のトレイの3つの小皿を脅迫的に食べていたが、2枚目が自分の元へ運ばれることで安心でき、結果2枚目を食べるスピードが急に落ち、お椀等に口を運んでいた姿から、自分からお椀等を手にもって、お箸やスプーン等を使用して、おかずを口に運ぶ姿がみられた。

Table1 Aさんの支援の概要と本人の状況
～午前～

時間	支援内容・方法	本人の行動（ビデオ）
8:00	起床支援	・目覚めていても声をかけるまで布団からは出ない
8:10	朝食（個別対応）	・自ら着替えるとすぐに食堂に向かい朝食を摂る
8:15	休憩時間 見守り支援	・2Fフロアのみをウロウロと歩き回っている

9 : 50	作業棟への移動支援 ～活動～ ・ペグ ・散歩 ・ペグⅡ ・ペグⅢ ・ハンガー作業	- る。 ・この時反芻行為を頻繁に繰り返している。 ・受け入れ先である作業棟での対応困難であるため一番最後に移動しているが、本人としては一刻も早く作業棟へ行きたい様子 ・右記の一連のプログラムを終えると一刻も早く居住棟に戻りたい様子
11 : 00	作業終了し居住棟へ移動支援	・昼食を早く食べたいため食堂とPR間を歩き回る。
11 : 30	昼食（個別対応）	・食後はじっとしていることが出来ず、1F、2Fをひたすら歩き回っている。
13 : 30	ドライブ	・反芻行為を繰り返す ・とても楽しみにされている。車中は落ち着いて過ごすことが出来る

事例2．Bさん（男性）

知的障害の程度：療育手帳A

自閉症

身体的特徴：運動機能障害は特にない

[行動上の問題]（記録より一部修正して抜粋）

声かけ（誘導）などで行動が起こせないことが多い。外出や帰省等、事前に情報を提示しても当日行動を起こすのに時間がかかってしまう。自分の中で気持ちの整理がつけられない。そのような場面では、逃避行動を起こし、独語を話すことが多い。言葉がけのタイミングが悪かったのか、言葉の理解が難しいのかの判断がつけられない状態である。突然、大声や暴言がみられることが多い。支援者が迫りすぎたのか、支援者との相性の問題なのかを悩むことがある。支援者への他害行為、PRのTV、公用車、職員自家用車、強化ガラス扉への破壊行為が頻繁にある。その要因として、恐怖なのか、支援者との相性なのか、

他の支援者に怒られるなど、どう対応しているのかわからなくなる。

さらに、お茶やおやつ時間以外、作業室になかなか入れない。席が悪いのか騒がしいのか、または、1日の流れが分かりづらいのか、それとも外にいる方が好きなのかの判断がつきにくい。さらに、作業参加がなかなかできない、継続できないことが多い。どうしたら興味を持ってくれるのか、言葉で工程を教えても分かりづらいのか、視覚で工程を構造化したら分かってくれるか、この間はやってくれたのに、なぜ今日はダメなのか、能力は高いのに、なぜ作業に参加できないのか悩むことが多い。

具体的には、箱折りの検品・積み上げまたはウレタン外しハンガーの仕分けをやってほしいと願っている。そのためには、どのようにBさんに説明したらいいのか、さらに、時間やノルマは何を目安に設定したらいいのか、そして、作業棟内のどこがBさんにとって、落ち着いて作業できる場所なのかなどを悩んでいる。

[支援の実際]

事例ではBさんが当然怒り出し、その結果、自傷、他傷、器物破損等の行動がどのような要因によるものなのかが支援者には理解できず、男性支援者が自らの言葉がけや支援が利用者の不安や怒りを引き起こす要因になっているのではないかとさえ感じている。そこで、利用者の行動障害が示すいわゆる「問題行動」の要因は、個人（障害特性、発達特性、認知特性）と環境の相互作用の結果であり、利用者自身の障害によるものだけでなく、支援者も含めた支援をおこなう環境側にも存在することも念頭に置き、作業内容に焦点をしばらくコンサルテーションをおこなった。

まず、行動障害のある利用者の障害特性や個別的ニーズを把握するためのアセスメントについては、a.好きなこと苦手なこと、b.得意なこと・強みと弱み、c.コミュニケーション

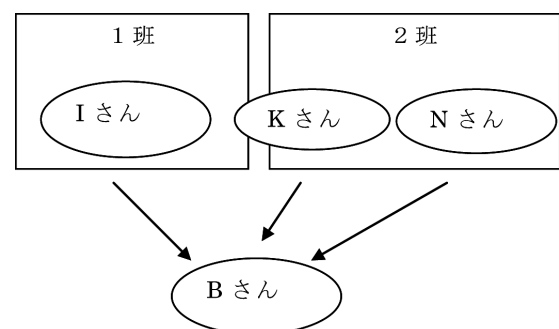
ンレベル（表現性コミュニケーション、受容性コミュニケーション）、d.ひとつひとつの場面や状況をどのように理解しているか、e.「何が」わからないのか、f.どのような刺激に敏感又は鈍感か、g.健康上の課題、合併する障害（厚生労働省）などを参考に、支援者と筆者で共通理解をおこなった。また、作業内容を振り返る支援者側の視点として、4つの「構造化」（①時間の構造化、②空間の構造化、③手順の構造化、④材料の構造化）を取り入れた。その結果、Bさんの作業班は、比較的作業能力が高いといわれている集団で構成されているため、一日の生活リズムが確立されており、支援者が細かい確認や注意をしなくても、自らの判断で行動する利用者が多いこと、しかし、Bさんは、気持ちの切り替えに時間を要するので、他の利用者同様に作業に向かうように促すことが、切り替えに対して十分な時間が確保できなくなり、怒りが爆発するという悪循環となっていた。

そこで、中・長期的なスパンでBさんが安定した生活リズムを取り戻すことを最大の目標とし、Bさんの切り替えが行われるまで「待つ」「見守る」ことをおこなった。他の利用者より作業は大幅に遅れることになるが、気持ちの切り替えをおこなえた分、作業棟への入室は比較的落ち着いて移動することができた。次にBさんの作業スペースは、作業棟の一番奥にあった。当初は、いつでも気分転換が可能なドア近くの空間がより効果的ではないかと感じたが、逆に作業に集中することさえできれば、周囲の話すことやBさんが不快と感じる雑音さえも許容できることが支援者の説明でわかった。さらに、手順については、あらかじめ決めた量を丁寧におこなうことを当面の課題とし、早く作業が終了したからといって追加はおこなわず、「はじまり」と「おわり」を明確することなども申し合わせた。課題で扱う材料等の組み立て方等についての手順書、指示書については図に示す通

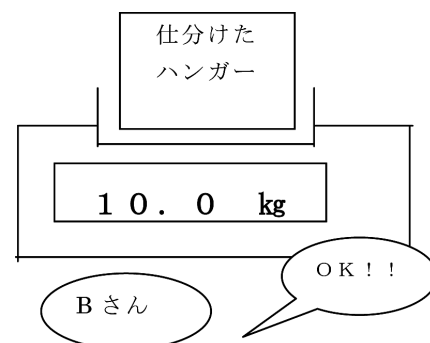
り、分かりやすく提示しなおすことにした。このように、Bさんにとって分かりやすい提示をおこなうことと、支援者側の支援の枠組を、Bさんの個別的ニーズに基づいてフレキシブルにすることで、Bさんの作業中における問題行動は少しずつ改善をみせ、その結果、支援者側の安心感も得られた。

Bさんのウレタン外しハンガーの仕分け

① ウレタン外し担当利用者席を回ってハンガーを回収する



② 電子スケールで重量を量って梱包する



事例3. Cさん（男性）

知的障害の程度：療育手帳A

自閉症

身体的特徴：運動機能障害は特にない

服薬状況：精神安定剤 眠剤

〔行動上の問題〕（記録より一部修正して抜粋）

支援者や他の利用者に対して積極的に関わりをもとうとするが、コップを支援者が見えるようにわざと割ってしまう、味噌汁をこぼす、他利用者さんの足をわざと踏むなどの行動を行い、支援者の顔色を伺う様子が見られ

る。異性への関心が高く、足首を見る、手首を掴むなどの行動を起こし自分に注意を向けるような様子が見られる。活動への意欲はその日に担当する支援者によって違うようで、プール・散歩などのプログラムを組み立てられる場合もあれば、逆に意欲が出ず、一日、居室で過ごすときもあるなどアンバランスさが伺える。支援者の名前などを覚えることはできている。夜間勤務者がピクトグラムを使い予定を組み替える際などに一緒に見ていることで記憶できるようで、絵や写真等を用いての支援の理解力は高いと感じている。デイセンターへの強いこだわりがあり、一人でも出て行いくため注意が必要である。

[支援の実際]

Cさんの支援の目標に、1. 本人の理解しやすいコミュニケーション手段を探る、2. 活動に意欲的に取り組めるように支援するとある。本コンサルテーションでは、当初、支援者や周囲の利用者集団に対して、強い対人回避行動が顕著に出るため、なるべく目をあわさず、Cさんが受容できている支援者（女性）以外は極力話さないなどの対応をとっていた。

行動観察の場面でも、給食時にある特定の利用者の味噌汁やお茶をこぼすというこだわりが利用者間の関係を悪化させていた。支援者としても、Cさんの極度な興奮に対し万策尽きた感があり、支援を最小限にとどめ、なるべく感情を悪化させないように見守っていることが分かった。さらに、特定の支援者以外が担当すると、瞬時に極度の対人回避をし、移動や作業等で強い要求を促されると、結果、強い怒りを人や物にぶつけるという悪循環を繰り返す施設側の職員の勤務シフトの問題もあった。また、支援者集団の意識の中に、利用者に同一の行動（例えば皆と同じ場所で同じ時間帯で給食を食べてほしいなど）を無意識に求めている傾向もあり、Cさんだけが居室で休憩していてもよいのか、相手の利用者

に不快な思いをさせて許されてよいのかなどのジレンマに陥ることもあった。また、支援者は注意をしたいが、他の利用者の強い動揺に対しての配慮もあって躊躇せざるを得ない状況もある。

そこで、まず、一日の行動の見通しが自分で立てられないCさんに対して、支援者側の立てたプログラムを一方的におこなうのは当事者の個別的ニーズや願いにかなっていないと判断し、事例2と同様に、4つの構造化の点検を行い、まずは、Cさんが受け入れ可能な内容への変更をおこなった。調子を崩していると判断されるときには、居室で大好きな音楽や戦隊ヒーローの人形と過ごす時間の確保をすることとした。また、相手の給食の味噌汁をこぼすというこだわりに対しても、こぼさない体験を肯定的な体験としてCさんと共有しながら、その体験を継続することで日常化する代替行動を見つけ出し、強化するための積極的行動支援をおこなうことで、注意される、叱られる行動からの質的転換し、支援の質の向上を促していった。

一方、周囲に対して異常なほどに強い警戒心をもつCさんにとって、給食時の味噌汁をこぼさなければならない行為をおこなう現状は、周囲の動向を常に気にして、支援者の動きに敏感に反応していると言わざるを得ない。しかし、小林(2005)によれば、このような強い警戒心をもたらしめているのは、Cさんがとてつもない不安な状態におかれているからだが、このような強い警戒心とともに、その背後に強い関係欲求も潜んでいることを忘れてはならないとしている。Cさんの強い警戒心は安心感のなさからきているが、受容できる女性職員がいること、さらに、男性職員の中にも、Cさんとの距離が近い職員もおり、今後は、Cさんの内面を共感的に理解しながら、信頼関係を形成していくことが重要である。誤った認識による支援者の行為は、それ自体が脅威の対象となるが、利用者の安心感が得

られる信頼関係の構築と利用者のニーズに沿った有効な支援の継続が求められている。

Table 2 Cさんの支援の概要と本人の状況

時間	支援内容・方法	本人の行動（ビデオ）
4 : 00 頃	起床	・ラジオ、テレビビデオを大音量で見る。
7 : 30	朝食	・食後から活動開始までの間は居室にてテレビを見たり、横になって眠っている。
9 : 30	活動開始 （個別対応）	・プール ・散歩 ・デイセンターに行く
11 : 00	作業終了	
12 : 00	昼食	・昼食後からドライブまでは居室で静養し、支援員との会話を楽しむ。時折、デイセンターに行こうとするため注意は必要。
13 : 30	ドライブ	・ドライブは好きなように戦隊ヒーローの人形を持参してバスに乗り込まれ、車中では支援員と会話をし、楽しそうに乗っている。

Table 3 Cさんの行動で気になっていること（アンケート調査）と今後に向けての支援

	気になる行動	支援員の働きかけ	その結果の状態
①	味噌汁をこぼす	1) 何も言わない 2) 注意する →職員それぞれの支援	1) 何もなかった様子でその場から去る 2) その場から去る（表情は嬉しそう）
②	異性への行動（手首を	1) 女性支援員で対応してもらう	1) 声かけで一度はやめる素振りをするが、

	つかむ、足首を見る）	2) 男性支援員が介入する	すぐにまた同じ事を始める 2) 一度は止めてその場を立ち去るが男性支援員がいなくなると、同じことをすることもある
③	活動への意欲	1) 言葉のみ	1) 支援員によっては散歩、プールなどの活動を組み立てることができる。違う支援員では同じ事を言うてもできない

（８）施設職員からみた外部機関との連携について

本アンケート結果より、九割以上の職員が「強く思う」「やや思う」など外部機関との連携について好意的に受け止めていることが分かった。その理由として、①利用者の視点で支援が行われることの大切さへの気づき、②職員集団の理解と支援の方向性の統一がはかれた、③支援者に対して、行動観察を伴う継続的な相談活動の有効性の確認、④実践に対して自信が持てるようになった（外部への事例報告をしたい、新規の事業を立ち上げたい）など、本コンサルテーションにより、大きく4つの成果が得られたといえる。

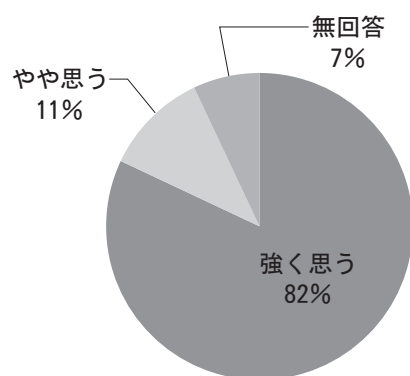


Fig.13 外部機関との連携の必要性

4. 考察

厚生労働省（2013）は、強度行動障害支援の課題として、課題1．行動障害の発生を予防する視点が弱い、課題2．対応するための標準的な手法が確立されていない。課題3．サービス事業者の受け入れが進まない、課題4．福祉と医療の連携が進まない、と4つを挙げている。

本研究では、入所施設における強度行動障害を示す人を支援する職員を対象にコンサルテーションの有効性を調査する目的で介入を実施し、職員集団や職員個人の内面における質的变化に焦点をあてながら、事例に基づいて強度行動障害を示す人の行動変容への影響について調べた。

（1）持続性効果のある研修

アンケート調査であきらかになったことは、当該施設においても、研修や演習等で多くの知識や技能を得ているが、数日が経過すると研修効果が薄れ、施設や職員集団が利用者に期待する支援の効果が十分に得られていないという現状がある。その結果、従来の経験則に偏った支援がおこなわれ、利用者の個別ニーズに寄り添う支援が実施されにくく、さらに問題となる行動を一層強化し、支援者は利用者にとって恐怖の対象となり、警戒心を支援者に強く印象づけてしまう悪循環に陥ることが多かった。その理由として、職員側の年齢や経験年数、専門性の問題などが、職員集団の意思決定におけるプロセスを鈍らせ、コンセンサスが得にくい状態となり、消極的な実践になってしまわざるを得ない状況になる傾向が強いと感じられた。

（2）支援者と外部機関との信頼関係

強度行動障害を示す利用者の多くの調査の結果、家庭における支援が不可能となった状態で入所を余儀なくされている場合が多い。このようなケースに特にアフターケアを含めた高度な知識や技能が支援者には求められている。しかし、これまでの教育や養育の場

において、知的障害や自閉性障害に基づく、有効かつ継続的な支援が実施されなかった結果、二次・三次障害的に行動障害をより強化してしまった利用者に対して、その時点で最善な支援を求めることは職員体制の現状から考えて妥当とは言い難い。そこで、本研究におけるコンサルテーションでは、①行動を改善したいと願う利用者の日中行動の一部を支援者と外部機関が同じ現場の立場で観察し、担当者が直接、疑問に思ったことをその場で質問できる体制にしたこと（同僚性の担保）、②全職員が利用者の情報や課題を共通理解するために、夜の職員会議でビデオカンファレンスをおこない、忌憚のない意見や感想を出し合い、普段着で語り合える雰囲気を作り出すこと、③お互いの実践を謙虚に見つめなおしながら、確認した有効な支援や考え方に基いて、全職員で実践を試み、次回のコンサルテーションにフィードバックさせること、を大事にした。その結果、担当者の振り返りは支援の修正に大きく影響し、利用者の問題行動の低減にもわずかながら効果が表れてきている。それは、支援者の実践における迷いからの開放を意味し、自信にも繋がっていることがアンケートの記述にもうかがえ大きな成果といえる。

（3）利用者に頼りにされる関係の再構築

支援者からの質問に多いのは、「自分がおこなう実践が利用者にとって正しいのか、そうでないのかが分からない」である。支援者は、研修に参加し、日々の実践に活かしていきたいと強く願っている。しかし、強度行動障害の特性上、効果が思うように現れず、支援者は継続に躊躇せざるを得ない状況に追い込まれる。そのような状況だからこそ、外部の関係機関が、強度行動障害にみられる理解困難な行動を意味づけ、援助の方法と方向性を示す必要がある。利用者の欲求や要求に地道に伝えていく働きかけに対して、次第に利用者は警戒心を解き、複数年の時間をかけ信

頼関係が築ける。利用者にとって最後の砦でもある入所施設は焦らず、利用者の本来得べき最善の利益を保障していく視点が重要である。

（４）行動障害に対する関係支援の有効性

成人期の豊かな人生を歩むための条件として、障害が重度であっても人間らしい生活を取り戻すことが必要となる。人間は生涯発達する存在である。利用者に関わる際に、表面的には行動（障害）に変化が見えない場合においても、良好な関係づくりを大切にすることによって、内面を豊かにすることができる。利用者個々にあったコミュニケーション手段によって、外界に働きかけてくる行動や気持ちに、いかに支援者が気づくことができるかが重要なポイントとなる。継続的な関係支援のためにコンサルテーションを有効に活用すること、全職員と利用者の織り成す雰囲気（環境と個人の相互作用）を大切にし、支援者が根気強く援助すること、これらにより利用者の安心感、信頼感を得る内的平衡感を調整することができることが早急に求められている。

年度報告書

- 6) 井上雅彦（2011）強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）平成22年度報告書
- 7) 井上雅彦（2012）強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）平成23年度報告書
- 8) 村本浄司・角田博文（2011）大規模入所施設から民間入所施設への行動コンサルテーション 強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）平成23年度報告書
- 9) 小林隆児 鯨岡 峻 編 自閉症の関係発達臨床 日本評論社 2005 pp85-98
- 10) 奥野宏二 中村和博「通所施設における強度行動障害への取り組み」自閉症スペクトラム研究 第8巻 pp17-pp23
- 11) 中島章雄「発達障害者支援センターにおける強度行動障害への取り組み - 関係機関と連携した地域で支えるシステムづくり - 」自閉症スペクトラム研究 第8巻 pp259-pp32
- 12) 奥田健次「強度行動障害を示す人のための応用行動分析学による支援 - 福祉施設と大学との協働の可能性 - 」自閉症スペクトラム研究 第8巻 pp33-pp38

参考・引用文献

- 1) 厚生労働省 サービス管理責任者等指導者養成研修テキスト 強度行動障害児者への支援について 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課2013
- 2) 池田賢一「強度行動障害へのアプローチ」『そだちの科学』21号2013 pp53-57
- 3) 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 厚生労働省 平成24年度障害者総合福祉推進事業 強度行動障害の評価基準等に関する調査について（報告）2013
- 4) 木村昭一「強度行動障がいを示す人たちの自立に向けた取り組み」自閉症スペクトラム研究 第8巻 pp9-pp16
- 5) 井上雅彦（2010）強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究 厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）平成21

慢性疾患を持つ子どもの保育に関する一研究

—病棟保育士の現状と課題—

A Study of Nursery Teachers for the Chronic-disease child

勝 野 愛 子

Aiko KATSUNO

1. 背景・問題状況

1-1 職種名：病棟保育士、医療保育士、CLS、HPS

障がい児保育・慢性疾患を持つ子どもの保育において、保育と医療の現場との接点に病棟保育士の存在がある。病棟保育士は小児科病棟、小児科外来、こどもクリニック等、病院で働く保育士である。

「病棟保育士」は、「医療保育士」とも呼ばれ、インターネット検索エンジン Google で見ると、両用語とも、大差なく使われている。ここでは、以下、「病棟保育士」の用語を使用する。

また、病棟保育士や医療保育士という呼称のほかに、同種の職務内容を担当する専門職の呼称として、アメリカ起源の「チャイルド・ライフ・スペシャリスト」(Child Life Specialist (CLS)) や、イギリス起源の「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト」(Hospital Play Specialist (HPS)) という呼称も、日本の一部の医療機関や教育機関で使われている。これら外国起源の呼称をそれら機関があえて冠するにあたっては、それら専門職の職務内容において、その起源となった国における制度や文化や伝統を日本でも尊重し一定程度反映しようとの意図が働いているものと思われる。

各用語の用法や使用率などの全体像を把握することはもとより不可能であるので、以下、それぞれの用語について、日本の医療機関や教育機関における使用例を挙げながら、その

一端を見てみたい。

(1) 病棟保育士

病棟保育士という職名を使っている医療機関には、たとえば東京北社会保険病院（東京都北区）がある。同院では、「子どもの遊びを保障し、子どもらしい生活の援助を行う専門職」として病棟保育士を配置している^{W1)}。

(2) 医療保育士

医療保育士という呼称を使っている医療機関には、たとえば、聖マリア病院（福岡県久留米市）がある。同病院では20名の医療保育士を配置している（2013年4月1日現在^{W2)}。同院総合周産期母子医療センターでは、「子育て不安に対する育児支援のひとつとしても、我が国で最初に医療保育士を導入し、赤ちゃんに笑顔を見せるためにマスクを取り去り」と言った新生児保育の文脈で、この用語が使われている^{W3)}。

(3) チャイルド・ライフ・スペシャリスト

アメリカのチャイルド・ライフ・スペシャリストという職種は、日本の医療機関でもその影響を見せている。たとえば、独立行政法人国立成育医療研究センター（東京都世田谷区）では、小児病棟に「患児一人ひとりの疾病の経過と年齢・成長に合った保育の提供を目指し」保育活動を行う保育士（医療保育士）が配属されている^{W4)}。ほかに、それと区別

されて、「医療チームの一員として、子どもの入院がよりストレスの少ない、安心できる体験になるよう心理社会的支援をする専門職」としてのチャイルド・ライフ・スペシャリストが、全体で1名配属されている。チャイルド・ライフ・スペシャリストは、「ひとりの尊厳ある存在で、力のある存在」としての『『こどもの力』(Child=こども、Life=ライフ/活力)」を支援している^{W5)}。

(4) ホスピタル・プレイ・スペシャリスト

イギリスで、ホスピタル・プレイ・スペシャリストは長い歴史を持つ。日本でも、たとえば静岡県立大学短期大学部で「HPS 養成教育プログラム」が設けられ、「病児や障がい児とその家族を対象に、入院前から退院までのあらゆるプロセスにおいて、子どもの感じる苦痛やストレス、不安などを遊びの力を用いて軽減し、医療との関わりを肯定化できるよう支援する専門職」として、「病児や障がい児の Well Being」を保障し、子どもが「遊びを通して本来の子どもらしい日常を病院という非日常的な環境の中で取り戻す」ことを支援するホスピタル・プレイ・スペシャリストの養成が行われている^{W6)}。

(5) 遅れる社会的認知

日本で病棟保育士は、すでに制度として確立し病院での配備も高いレベルにおいて進むアメリカやイギリスの状況と比較すれば、その職種自体が、社会的によく認知されているとは言い難い状況がまだある。また、類似の職種が上に見ただけでも四種の呼び名を持つことに見るように、概念的・運用的にも多様である。

1-2 病棟保育士をめぐる制度的整備

病棟保育士については、近年、病棟に保育士を配属する動きが日本でも少しずつ進められてきた。その背景には制度的な整備がある。

2002年に診療報酬が改定され、小児入院管理料に保育士加算が加わり、2006年にはさらに加算が引き上げられた。また、2011年の改定で今まで除外された特定機能病院でも加算されることとなり、保育士の配置へ向けての制度的支援が加速している。

厚生労働省が定める保育所保育指針には、その全体的目標として、「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」(3 (一) ア 「保育の目標」)ことが示されている。病棟保育士は、このような目標を見据えながら、入院中の子どもに対して一人ひとりの育ちを丁寧に支援していく必要がある。保育士には、家庭とは違う病棟という生活環境での個々の発達段階にあわせた基本的な日常生活への援助、心身の発達のサポート¹⁾が求められているのである。

2. 目的

本研究では、以上のような状況を背景として、幼児教育・障がい児保育研究の一環として、次の二点をその研究目的とする。

①入院生活を送っている慢性疾患児に対する、病院内の保育の現状と問題点を明らかにする。

②病棟保育士が、他職種(医師、看護師、栄養士、臨床心理士等)における認知を獲得しつつ、慢性的疾患を持つ子どもの保育を実現してゆくための課題を明らかにする。

3. 研究方法

3-1 文献研究

(1) フィールドワークと文献研究

研究方法としては、一般に、大きく、①個々の調査対象・事例を詳細に実地調査し研究するフィールドワーク、②文献研究の二つがある。本研究では、後者の文献研究の研究方法をとる。

一般にフィールド調査は研究対象の存在する現地に入って観察・実地体験・面接・アン

ケート調査等を行い、直接的である。それに対して文献調査は二次的・間接的な性格を帯びる。しかし、フィールド調査が点での調査なのに対して、文献調査では線や面や時空の立体的構造での広範な研究が可能である。本研究では文献研究におけるそのような研究の利点を最大限に生かし、慢性疾患を持つ子どもの保育をめぐる全体的状況と問題点を明らかにしたい。

（２）インターネット上のコンテンツの積極的利用

文献研究は、これまでそのほとんどが学術論文や学術資料・調査報告書・ノートなど出版ベースで学会誌に発表されたものを中心として組立てられていた。

しかし、21世紀に入って急成長したインターネットの世界は、もはや学術の世界がその世界と無関係に成り立つことを許さない状況を作り出している。学会誌・紀要等に掲載の学術論文が電子化され図書館を経ずに直接に誰でもがインターネットでそれらを閲覧できるようになりつつある。それ以外にも、幼児教育や障がい児保育の分野に限っても、行政や各保育・医療機関・教育機関についての情報やそこで働く人々についての直接的資料が、総合的な視覚情報としてのインフォグラフィック（infographics）において、あるいはさらにまた音声情報との結合においても利用可能となっている。

文献研究が時代のそのような急速かつ全面的な変化に対応し変化してゆかなければならないことは明白である。本研究でも、そのようなインターネット上の情報についても積極的に吸収し、考察の範囲を広げ、研究を深化させてゆきたい。

3-2 研究対象

病棟保育士の現状と実態の把握には、①行政・制度、②医療機関、③保育士の三視点か

らする考察が必要である。

（１）行政・制度レベルの文献研究

まず、行政レベルでの病棟保育士についての制度的枠組みについて、関連法規を調査研究する。

インターネット上のコンテンツとしては、国レベルにおいても、地方自治体レベルにおいても、各種の法令・本会議や専門委員会での質疑・報告書等、多くの文献がインターネット上に公開されている。本研究においても、厚生労働省告示にかかる保育所保育指針など、いちいちその URL は示してはいないが、一般にインターネット上のコンテンツにおいて利用した。

（２）医療機関レベルの文献研究

次に、医師・看護師など医療機関関係者について、関連の文献を調査研究する。

インターネット上の各医療機関サイトでも多くの生きた情報が見られる。その一部はすでに掲げた。さらに病棟保育士の例を挙げておけば、富山市民病院のサイトでは「プレパレーション（こころの準備）」として、処置前、処置中、入院中における看護師と保育士の協働での状況が、たとえば手作りの「プレパレーション絵本」などの例において、文と写真によって分かりやすく説明されている^{W7)}。それらコンテンツは、誰でも容易に利用できることは大きな利点であるが、真偽や信頼性の判断においては慎重を要する。また、論文への引用においては、そのコンテンツの質などについて、厳しい評価を行う必要がある。

（３）保育士レベルの文献研究

そして第三に、病棟保育士に求められる保育士の知識や保育観を個々の保育士レベルにおいて文献研究する。

保育士レベルでの文献研究においても、こ

れまでの学術論文だけでは見えない多くの世界をインターネット上のコンテンツが示している。ことにブログは、病棟保育士本人や病棟保育士と接する患者やその家族、また看護師や医師など障がい児保育にかかわる当事者たちの多くの生の声を明らかにし、研究課題の実状理解に欠かせない。ただ、それらブログの多くは名前や所属などについては無記名や愛称であり、内容的真偽も一般には確認のしようがない。また、記事の削除や内容変更も頻繁である。したがって、確たる事実の積み重ねの上に構築すべき学術論文に典拠とすべき材料として挙げることは、一般には問題がある。本研究においてもそれらブログをはじめとした諸コンテンツを本論文に直接に引用し出典として掲げることはしなかったが、それぞれの論文執筆者における各問題への総合的判断においては、また、それらコンテンツが一定の役割を果たすことになる。

3-3 研究の視点

(1) 中心にあるもの：〈慢性疾患〉を持った〈子ども〉についての理解

研究の対象として慢性疾患を持つ子どもの保育における病棟保育士のあり方を、①行政・制度、②医療機関、③病棟保育士という三側面から考察するにあたって、その中心に、〈慢性疾患を持った子ども〉という存在がある。その中心的存在への本質的理解を欠いて、本問題に対するいかなる研究もありえない。本研究における研究の視点は、まさにそこにある。

(2) 〈子ども〉についての理解：遊ぶ存在

子どもの成長発達の基盤には遊びが欠かせない。子どもは、遊びを通して自分自身を表現していく。それは健康である子のみならず、長期入院、長期療養を必要とする慢性疾患を持つ子ども（病児）においても、また、同様である。

病棟保育士は、そのような子どもの保育をになう存在としてどうあるべきなのか、また、現状はどうであり、どのような問題点・課題を抱えているのか。それらの問いが、〈子ども〉という視点から明らかにされなければならない。

(3) 〈慢性疾患を持った〉子どもについての理解：多岐にわたる状況

子どもの慢性疾患は小児慢性特定疾患や内部障がいなどその治療が長期間にわたり、疾患による機能障がいも永続している。社会生活あるいは家庭生活、重症になればさらに最低限の日常生活にまで著しい制限をきたす。

また慢性疾患は多種であり、個人差も多岐にわたる。個々に合わせた適切な保育を行うには、保育士だけがになうのではなく、他の医療スタッフとの連携をも取ってゆかなければならない。一般的な保育所で行われる保育とは違い、時には、重症化している子どものベッドの側でその子に合わせた保育をマンツーマンで行うなど、保育も多様化してくる。

しかし、現実には、医療現場において、病棟保育士の役割や専門性自体が広く認知されているとはいいがたい状況がある。そこにおいて、当然ながら、病棟保育士においてその保育の専門性が発揮できていないという問題状況が発生する。その実情と対策を探ってみたい。

4. 結果

4-1 行政・制度レベルから見た現状

前述のように、小児医療における療育環境の改善を目的に、2002年に厚生労働省が小児入院管理料として保育士を配置すると診療報酬の算定を導入するようになった。その条件として、①小児入院患児を対象とする保育士が1名以上勤務している、②30㎡以上のプレイルームがあること、③プレイルーム内には入院中の小児の成長発達に合わせた遊具・玩

具・書籍があること、の各項目が挙げられ、基準を満たせば、患児1名につき1日分の加算が取れることとなった。

小児科を設置している全国の4,039の医療機関を対象とした1993～4年度における全国調査の結果によると、保育士を導入している病院等は123施設であった²⁾。

この全国調査の段階では、まだ病棟保育士加算が導入されていないが、病棟保育士加算が導入されている現在、日本医療保育学会が推定している約350病院に保育士が配置されていると仮定しても、医療機関に保育士の導入が進まない理由は人件費などの経費の問題以外に他の要因があると考えられる³⁾。また、1病棟に配置されている保育士の数は少なく、全国平均2.7名にすぎず、1名のみの配置の病棟が圧倒的に多いという状況である²⁾。2010年4月の改定で小児入院管理料が特定機能病院でも算定できるようになった。そのことから、今後、大学病院をはじめとする特定機能病院でも保育士の導入が増えてくると予想される³⁾。

しかし、現況では、全国的にみて保育士を導入している医療機関は少なく、その配置人数も少ない³⁾。一部の医療機関では、保育士として採用されたにもかかわらず、事務員や看護助手と同様の仕事をしているという報告もある²⁾。

保育士養成における教育では、健康な子どもの保育を中心にカリキュラムが組まれ、乳幼児期の子どもの心理や養護が多く単位数を占めている³⁾。金城らが行ったアンケート調査によると、保育士の中には、病気がわからないがために、子どもとの接し方やかわり方、配慮の仕方などに不安を感じており、現状の保育士養成における基礎教育だけでは医療の場で仕事をするのに戸惑いがあることが伺える。アンケート結果から、病棟で働く保育士として必要な教育内容としては「病態生理学」を全員が必要だと回答し、「小児疾

患と看護」、「障がい児と病弱児保育」などを必要としたものが70%程度占めていると指摘している⁴⁾。これらのことから、従来の保育士養成カリキュラムに医療と看護に関する科目を導入することが不可欠であり、保育士が医療という特殊な環境の中で働いていくためには、保育の知識や技術を身につけているのは当然であるが、この基礎的なものに医療という高度な専門知識も同時に要求される³⁾。

病院側が保育士を導入している病院が数少ないとされているが、中には保育士を受け入れ日々の保育を行っている機関もある。近畿大学医学部付属病院における病棟保育では、3名の保育士が勤務し、基準に合ったプレイルームが設置され、病棟保育士の役割と仕事を明確にしている。プレイルームでは、季節に合った環境を設定し、デイリープログラムに沿った保育を展開していると報告されている⁶⁾。

4-2 医療機関レベルから見た現状

これまで、病棟保育士は、病棟で働く保育士の役割として処置や検査以外の場面で子どもと家族への話し相手や遊び相手を求められてきた⁷⁾。しかし、病棟保育士自身の中では、子どもの遊び相手や生活の援助だけでなく、心の準備（プリパレーション：preparation）や診察・診療への援助も自身の役割として捕えられている⁸⁾。

実際、病棟保育士は主に子どもの遊びや日常生活に焦点を当て、入院中の子どもの成長・発達と心のケアをする役割を担い、子どもが体験する出来事をわかりやすく説明すること、恐怖や不安に満ちた検査・処置に対する心の準備や気持ちの整理、遊びを介したストレスの発散などの支援を行っている⁹⁾が、その数は少なく、ただ単に、泣いている子どものお守りをする相手と捉えられてきたことも事実である。

また、医療・看護では、疾病や障がいの部

分に焦点を当て対応することが多く、病気や障がいのある子どもの日常性の維持は、病態が落ち着いた後の回復過程や慢性疾患において対応され始めることが多い。逆に、児童福祉の立場を持つ保育士の対応は、生活や環境に焦点が当てられ援助や実際のかかわりが行われている⁹⁾。

それぞれの専門性の違いが、対象理解にも影響していることがわかる。金城はこの問題において、看護師と保育士はチームという意識ではなく、個々がそれぞれの専門のもとに個別にかかわっている状況を指摘し、対象としての子どもを意識したチーム医療の在り方を重視している¹⁾。また、チーム医療の実現のためには、各専門職の役割を明確化し、お互いの役割を理解し、尊重していくことを前提とし、そのもとで医療チームの一員として保育士も適切な役割を果たしていくことが課題となっている⁴⁾。

子どもが入院する病棟の保育士の現状は、保育士の多くが看護部の所属であり、医療に携わる保育士に対するカリキュラムは整っておらず、保育についても個々の保育士に任されている。しかし、現状は保育士と看護師の間で、お互いに業務の内容を十分に理解していないことが明らかになっている¹⁰⁾。つまり、病棟保育士は保育の専門性を求めている¹⁰⁾が、子どもが入院する病棟の保育士は看護師の助手という意識が看護師に強く、その専門性が十分に理解されていないことが指摘される⁹⁾。

笹川らは、入院している子どもたちのQOL（生活の質）向上のためには、医療（医師）、看護（看護師）のみならず、保育（保育士）、心理専門職、障がい児の場合には療育が必要とされ、学童の場合には教育（教師）等の協力も不可欠であるとしている³⁾。また、栄養士やソーシャルワーカーの協力も加え、これらの専門職、専門領域が一体となって入院中に対する包括的な援助を行っていくことによっ

て、はじめて高度の医療保育の実践が可能となり、入院中のQOL向上のみならず、子どもたちの退院後のQOL向上に結びついていくこととしている。

4-3 保育士レベルから見た現状

病棟で活動する保育士は、保育士としての経験が1～5年である人が最も多く¹¹⁾、病棟のみの経験の保育士が半数近くいることから、一般の保育所など実態を知らずにいる保育士が多い。また、松尾¹⁰⁾らは、入院している子どもの中には先天的に発達に障がいを持っていたり、疾病や入院という環境の変化により一時的に発達段階に変化をきたしていたりしており、一般の保育所などの子どもたちの発達を経験していなければ、子どもの状況判断も一層困難になる可能性もあると指摘している。保育の専門性は理論だけではなく、経験によって培われる¹²⁾。

5. 考察

5-1 制度的な更なる改善へ向けて

1954年ころに、聖路加国際病院および都立清瀬小児療養所に、国内で初めて保育士が配置された⁸⁾。戦後間もなく、入院生活の中にも保育を取り入れようという考えから、病棟の保育士の導入が始まった⁸⁾。病院に保育士が導入されて60年近くが経とうとしているが、1病棟に設置されている保育士の数は少ない。

また、保育士として採用されたとしても事務員や看護助手と同様の仕事をしている。これは、保育士と他職種とのチームワークの問題にも繋がる。

保育士は通常、保育所や児童養護施設など児童福祉施設に勤務しており、その役割も立場も、制度的にも社会的にも歴然としている。しかし、病棟保育士の場合、その認知度は低く、病棟保育の場合においても、他職種との関係の中で、保育士の役割や立場を明確にしづらい。

これは、行政的なレベルにおいての見直しが必要となる。例えば、教育カリキュラムから見直すという検討を必要とするかもしれないが、入院病棟においての保育士配置を義務付けることや、病棟保育において、保育所保育指針等に記述するなどの検討も必要になるだろう。

さらには、保育士養成課程の中に、病児保育や病棟保育士に必要な知識・技能の項目や看護・医療内容も盛り込んでいくなど、カリキュラムの改正も見据えてゆかなければならない。もちろん、看護・医療の科目をそのまま取り入れるのではなく、保育の立場から必要とするものを学ぶ必要がある。

5-2 医療保育としての専門性の育成

子どもが入院する病棟は医療が優先であることは言うまでもないが、子どもの病気（慢性疾患）の治療が行われている中でも、子どもは成長発達する。苦痛や不安に見舞われるだけの入院生活だけでなく、心身の成長が健やかに行われるような保育がなされることは、病気の治療過程においても必要不可欠である。

病棟保育士の役割について看護師は、病棟保育士の認識するそれとは違って、医療以外での、子どもの遊び相手や保護者の話し相手としてのそれを求めている。しかし、病棟保育士と看護師の互いの専門性を生かして、協働していくことは、子どもの安定した入院生活を保障するものとなっていく。

病棟保育士は専門意識が高く、目の前にいる子どもに合った保育を行うことは、保育士として当然のこととして認識している。しかし、その現実化にあたっては、保育士も医療知識を学んでいることが前提となる。このことから、保育士養成において、病棟保育士のための看護や医療に関する科目を導入していくことが、必要不可欠となる。

これまでの保育の知識や技術だけでは、慢性疾患を持つ子どもに対して質の高い保育を

展開していくことは難しい。より質の高い保育を行うためには、保育の立場から見た医療の専門知識も要求される。カリキュラムや制度の見直しを考えていく必要がある。

日本医療保育学会は2007年に学会認定資格として「医療保育専門士」を作り、病院で働く保育士の専門性をさらに高めている。保育士の役割も今後、質を高めていくことが期待されている。

5-3 子どもを中心とした展開

佐藤が指摘している①子どもの存在を認める、②子どものサインを読み取る、③子どもの健康・安全に配慮する、④家庭・地域での連携を深めるという保育士の専門性は、病院の中でも重視されなければならない¹²⁾

病院において保育士の立ち位置があやふやなこともあり、保育士自身が何をしたらよいのか途方に暮れることもある。病棟で保育をするというよりも、壁にキャラクターの絵を貼ったり、少ないおもちゃを整理するなど、ただ単に環境を適当に整えるに留まっているという事実がある。そのような状況の打開には、子どもについての理解をさらに深め、より一層の子どもを中心とした保育を展開していくことが、依然、重要な課題である。

子どもにとって遊びは生活そのものである。遊びを通して、子どもは自己実現を図り、成長・発達していく。保育士は、療養を必要とする子どもに対して、その子どもにあった、遊びを中心とした保育計画を作成し、子ども自身の発達課題や子どもの持つ問題、家族の持つ問題の支援をしてゆかなければならない。そのためにも、病棟での保育のカリキュラムを構築していく必要がある。

6. むすび：今後の研究課題

慢性疾患を持つ障がい児の保育を病棟において中心的になうのは、病棟保育士である。その整備に向けて、以上、研究方法、結果、

考察の三段階にわたり、①行政・制度、②医療機関、③保育士の三視点から客観的・一般的な考察を加えてきた。

最後に、障がい児保育の専門を学ぶ者としての主体的・行動的立場において、今後の研究課題をまとめておきたい。

筆者はこれまで障がい児保育についていくつかの事例研究を行ってきた。また今回は、それとは違った文献研究という研究方法において筆者にとっての最初の初歩的な文献研究を行った。

日本の病棟保育が抱える問題状況に対して研究者の個別の研究がその改善への一契機と成りえるためには、その研究者独自の実効ある研究がなされなければならない。その研究が他の研究者から参照されることはもちろんのこと、さらに、今回考察した慢性疾患の子どもの保育をめぐる①行政、②医療機関、③病棟保育士の実務三者からもそれぞれの問題点解決に向けての傾聴に値する視点・見解として受け止められる高い水準での研究が、事例研究においても文献研究においてもなされなければならない。

そのような高度の研究に向けて、筆者は、今回の文献研究でも終始一貫してその核・中心的視点とした障がいや慢性的疾患を持つ子どもへの理解をさらに深め、それを軸とする研究を事例・文献の両側面で展開するとともに、今後は、さらに日本以外の国・地域における状況についての文献研究⁴⁾についても鋭意努力してゆきたいと考えている。日本の状況を客観的・相対的に知り、その問題状況改善の処方箋を得るためには、外国におけるそれとの比較研究が、また、不可欠なのである。

引用文献（出版物）

- 1) 神戸理美、堀内けい子、中村崇江 病棟保育士の活動(3)専門性とチーム医療の展開を中心に 小児看護 24(6) 793-800 2001.
- 2) 谷川弘治・駒松仁子・松浦和代・夏路瑞穂編 病気の子どもの心理社会的支援入門：第2版 ナカニシヤ出版 2009.
- 3) 笹川拓也、宮津澄江、入江慶太、神垣彬子 医療における保育の必要性和課題 川崎医療短期大学紀要 30 55-59 2010.
- 4) 金城やす子、松平千佳 小児看護における医療保育士の存在と今後の課題—イギリスのHPSの実情と教育課程からわが国の医療保育士の教育の在り方を検討する— 平成16年度教員特別研究報告書 11 1-14 2007.
- 5) 京極恵、千田晶子 小児病棟での保育士の役割と活動の実際について 近畿大学臨床心理センター紀要 3 177-189 2010.
- 6) 中村崇江 病棟保育士とプリパレーション 医療と保育 1(1) 41-45 2002a.
- 7) 中村崇江 プリパレーション：保育士としてののかわり 小児看護 27(3) 313-317 2002b.
- 8) 大野尚子 (2001) 小児病棟における病棟保育士の活動 小児看護 24 (3).
- 9) 金城やす子、松平千佳 医療保育士からみた看護師との連携の現状と課題 静岡県立大学短期大学部研究紀要 18 35-43 2004.
- 10) 松尾美智子、江本リナ、秋山真里江他 子どもが入院する病棟の看護師と保育士との連携に関する文献検討—現状と課題— 日本小児学会誌 17(1) 58-64 2008.
- 11) 鈴木裕子 医療保育士の専門性とその養成に関する課題—アンケート調査を中心に— 医療と保育2(1) 35-42 2003.
- 12) 佐藤直之 (2006) 保育者とは 民秋言編 保育原理—その構造と内容の理解— 209 - 223 萌文書林.

引用文献（Web サイト）

- W1) 東京北社会保険病院 病棟保育：病棟保育とは
http://www.tokyokita-jadecom.jp/b_hoiku/hoiku.html
- W2) 聖マリア病院 ホームページ
<http://www.st-mary-med.or.jp/hospital/gaiyou.php>
- W3) 聖マリア病院総合周産期母子医療センター 小さな命、大きな絆：新生児科 地域に生まれたすべての子どもたちに

- <http://www.st-mary-med.or.jp/download/characteristic/sinseijiCpanf2.pdf>
- W4) 国立成育医療研究センター 保育士
<http://www.ncchd.go.jp/hospital/support/hoiku/index.html>
- W5) 国立成育医療研究センター チャイルド・ライフ・スペシャリスト
<http://www.ncchd.go.jp/hospital/support/childlife.html>
- W6) 文部科学省 静岡県立大学短期大学部「HPS 養成教育プログラム」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/08020613/1312475.htm
- W7) 富山市民病院 小児病棟：プレパレーション（こころの準備）
http://www.tch.toyama.toyama.jp/sinryou_info/kakubu_info/syouni_byoutou.html#syouni05

教材研究 ～クレヨンを使いこなすための取り組み～

Teaching-materials research
～The measure for using a crayon very well～

水 谷 聡 美

Satomi MIZUTANI

はじめに

クレヨン^{注1)}は殆どの幼稚園や保育園でも園児たちに個人持ちで用意され、子ども達が最初に使う画材であり、最も頻繁に使われる大変身近で重要な教材である。また、私たち大人にとっても誰もが一度は使ったことのある画材である。

そのクレヨンでは様々な技法や描画方法によってバリエーションに富んだ作品を描くことが可能である。クレヨンは幼児、児童にとっても重要な教材であり、様々な表現を楽しむことが出来る優れた教材である。

折しも今夏、岐阜県美術館では～近代巨匠から現代作家まで～『クレパス画名作品展』が開催された。そこでは人物や動物、花や果実など様々なモチーフが写實的に描かれたり抽象的に描かれたりデザインの的に描かれたりしていた。また様々なタッチで重ね塗られたり、塗りつぶしたり、オイルに溶いて描いたり、スクラッチするなど表現技法も多種見られ、巨匠による名作や現代作家による斬新な作品を鑑賞することができ、今までに多くの著名な画家がクレパス^{注2)}での作品制作を行ってきたことを再認識した。

また、近年注目を浴びつつある臨床美術^{注3)}の現場においてはオイルパステル^{注4)}を使用した臨床美術プログラムで高齢者、認知症の患者、幼児、児童など様々な状況や年齢層の方々にも扱いやすい画材として提供されており、重ね塗りや混色、ぼかしやスクラッチなど様々な表現を楽しみながら味わい深い

芸術作品を生みだしていることを知った。

卒業必修科目である1年次の“図画工作”では、様々な技法あそび（モダンテクニック）やクレヨンによる混色にも取り組むが、それらが描画に生かされることは少ない。学生のクレヨンによる作品は幼稚な絵になりがちであり、描くものといえばチューリップや円の周りに花びらを描くシンボル化したような絵やキャラクターを線描きするだけといったものが多く、クレヨンではこの程度の絵しか描けないという思い込みがあるのではないかと感じる。また、クレヨンが優れた教材である。という学生の認識は低い。

このようにクレヨン本来の持ち味を十分に生かせていない現状があるが、これは学生に限ったことではない。『ここまで描けるクレヨン画革命』¹⁾では「クレヨンは幼稚園か小学校の低学年で使う低級・幼稚な画材として、その時期を過ぎると見向きもしないという、私たちにとっても、クレヨンたちにとっても、不幸な事態がかれこれ100年近く続いている」また、小学校の図画工作では「2年生から水彩絵の具が導入され、それと引き替えに、十分使いこなすことなくクレヨン離れをしてしまうという状況が加速されている」とあり、クレヨンの奥深さを知り様々な表現方法で描き込むことなく、稚拙な表現に終わってしまうのは、一般的な傾向であることがうかがえる。

そこで“保育教材研究”の授業の中でクレヨンという教材を見つめ直し、クレヨンによる描画の基礎から応用と、クレヨンの性質を

利用した造形や利用方法など、様々な技法や知識を取り入れて、学生のクレヨンへの意識と作品の変容を試みた。

方法

2年次生の選択科目である“保育教材研究”(25年度後期開講 履修者11名)の授業の中で全員が取り組む研究テーマの一つとして“クレヨン”を設定し、クレヨンを用いた課題に履修者全員で取り組んだ。その内容について制作レポートの記入と、アンケートの記入により調査し、学生の作品の分析と比較から考察する

(1) 授業内容(課題)

- ①事前アンケート
- ②クレヨンで描こう1「花」
- ③クレヨンの準備体操をしてみよう
- ④クレヨンで混色をしてみよう
- ⑤クレヨンでぬりえを楽しもう
- ⑥クレヨンを定着させよう
- ⑦クレヨンでの技法を楽しもう
- ⑧クレヨン日記を描いてみよう
- ⑨立体作品に塗ろう
- ⑩カラフル油粘土を作ってあそぼう
- ⑪クレヨンの再利用と再生
- ⑫クレヨン画・クレパス画の鑑賞
- ⑬クレヨンを知ろう
- ⑭中間アンケート
- ⑮クレヨンで描こう2「花」
- ⑯制作レポート
- ⑰事後アンケート

(2) 実施結果と考察

①事前アンケートの結果

- ・「大学入学以前に最後にクレヨンで絵を描いたのはいつですか」という質問に対し、4名が「就学前」7名が「小学生の頃」と答え、中学生以降使用した者はいなかった。
- ・「クレヨンを横に寝かせ側面を利用して絵を描くことはありますか」という問いに対しては3名が「ある」、3名が「ない」、5名が「あまりない」と答え、殆どの学生がク

レヨンの側面を利用して描いていなかった。

②「クレヨンで描こう1」内容と結果

八つ切りの白画用紙に「花」をテーマに自由に制作した。

ここでは敢えて表現技法などを話さず、描きたい花を楽しく描くことを課題とした。クレヨンを使うと懐かしい気持ちになることも作用しているのか、図式期にある幼児や低学年の児童が描くような花の絵が多く描かれた。

その内容としては、女兒が描く最もポピュラーとも言えるシンボル化されたチューリップや円と花びらで構成される花、シンボル化されたひまわりの絵などが多く描かれた。その他としてはあじさい、コスモス、れんげ、バラ、桜が描かれた。

表現方法としては、空間を意識せず描きたい物を好きなように配置して描く、カタログ表現や基底線による空間表現などで、太陽を組み合わせて描く作品が5点と多く、花や太陽に顔を描くアニミズム表現(擬人化)など幼児期に描かれるような表現が見られ、立体表現、写実表現などの作品はなかった。

描画方法としては、有彩色での線描きのみで着彩されない作品があった。また、着彩された作品でも多くは単色で一度塗られただけの物であり、同色による重ね塗りで塗りつぶしている作品は少なく、多色での重ね塗りされた作品は1点のみだった。また、図式期の子どもの絵画によく見られる文字の書き込みもみられた。

③「クレヨンの準備体操をしてみよう」は、臨床美術の現場で、オイルパステルを用いたプログラムを行う際の導入の一つとして、オイルパステルによる様々な線と点を描く試し描きが行われている。この線の試し描きを参考に、線の種類に螺旋線を加えたり、幼児でも描きやすいように描く方向をアレンジしたり、言葉掛けに工夫するなどしたものや子ども達にも親しみやすい「クレヨンの準備体操」と名付け、緊張せず気楽に楽しむように話してから行った。方法としては、1工程ず

つ筆者が描いて見せてから、学生に好きな色を選ばせて1工程を描いていった(図1)。



図1 クレヨンの準備体操

～クレヨンの準備体操の手順～

(9以外は好きな色を選んで描く)

1. 上から下まで一本の線を描く
2. 下から上にゆっくり描く
3. 下から上に素早く描く
4. 最初は力をいっぱい入れて描き途中で力を抜いて描く
5. 上からなみなみ線を描く
6. 短いクレヨンの側面で下から上に真っ直ぐ描く
7. 横方向にギザギザを描く
8. 上からぐるぐる螺旋線を描く
9. 黄、パールオレンジ、白など明るい色を選び、短いクレヨンの側面で目を閉じて画面いっぱいにスクイッグルする
10. 今描いた線と他の線の交差したところを指でこすって混色する
11. 両手にクレヨンを持ち満足するまで点々を描く
12. 好きなところにサインを書いて完成

側面を利用して描くための短いクレヨンが無い場合には、クレヨンを3分の1ぐらいのところまで折り、包み紙を取ることを勧めた。殆どの学生はクレヨンを折ることや包み紙を取ることに抵抗感が有りためらっていたが、側面で描く楽しさを味わうために包み紙を外す必要があることを伝えたと外して使用した。出来た学生から作品を黒板に展示し、全員の作品が出揃ったところで作品鑑賞会を行った。

＜クレヨンの準備体操、体験後の感想＞

- ・クレヨンを折るのが初めてで戸惑ったが、クレヨンを折って側面で塗ると色々な太さの線が描けて楽しく色が混ざりやすく楽しいと知った
- ・目を閉じて描き、目を開けるとときにはとてもワクワクしたし、両手で点々を描く時の感覚や音は楽しく、ストレス発散になった
- ・子ども達にも色々な描き方を体験させてあげるとクレヨン本来の楽しさを知って描くことができていると思う
- ・クレヨンの準備体操をして描き方の幅が広がった。みんな同じことをしているのに全く違った作品になっていて鑑賞会も楽しかった

クレヨンで色々な線や点、力のいれ具合による筆圧の変化、混色による色の変化など様々なことを体験し気づき、楽しく学べた。

④「クレヨンで混色をしてみよう」では、1年次の「図画工作」での混色の復習を兼ねてワークプリントによる類似色3色での混色と反対色3色での混色を3つずつ行い、その後それぞれの混色について気付いたことを記入した。混色の際にはただ塗り重ねるだけでなく、最後にグレーや白、パールオレンジなどで色を混ぜ合わせたり、指で擦って馴染ませたり、ぼかしたりして色の変化を楽しむことを課題とした。上段のハート3個は類似色による混色、下段のハート3個は反対色による混色である(図2)。



図2 クレヨンで混色してみよう作例

3色以上を丁寧に重ね塗りして混色している。類似色はきれいな色合いに、反対色では深みのある色合いになった

＜類似色の混色で気付いたこと＞

- ・色を混ぜることで深みのあるきれいな色が作れた
- ・どれもきれいな色になった

＜反対色の混色で気付いたこと＞

- ・複雑な色、濁った色、面白い色ができる
 - ・同系色の混色と違い汚い色ばかりになった
- 類似色での混色と、同系色での混色には違いがあること、色の組み合わせによりクレヨンでも様々な色を作れることを学ぶことができた。

⑤「クレヨンでぬりえを楽しもう」では、洋梨と葡萄が描かれた絵を用意し「クレヨンの準備体操」や「クレヨンでの混色」を生かして何度も重ね塗りすることや、手で擦るなどして、ぼかしの技法を取り入れ色の変化や色の深みを感じながら塗り絵を楽しむことを課題とした。

図3のように、殆どの作品が単色による一度塗りではなく、多色による重ね塗りや、多色を重ねて手で擦りぼかす技法が取り入れられ、立体感を出すような塗り方をする作品も見られた。

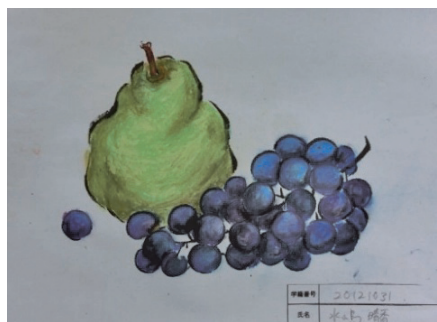


図3 塗り絵を楽しもう2

- ・多色での混色、ぼかし技法
- ・立体感が表現されている

＜塗り絵体験後の感想＞

- ・重ね塗りでは濃い色を先に塗るか後に塗るか順番を変えてみると出来る色も違ってきて面白かった

- ・色塗りが思いの外楽しかった。子どもの頃何となく塗っていたのと違って強弱をつけたり、影をつけて立体的に描いたり、クレヨンって楽しい!面白い!!と感じた

同じ絵柄の塗り絵でも、混色方法や技法の使い方、色使いで印象が違ってくる作品になることや同じような色合いで塗られた作品でも台紙として選んだ色画用紙によって違った作品になることを体験した。

⑥「クレヨンを定着させよう」では完成した塗り絵にベビーパウダーを使い定着を体験した。

「今日は特別に魔法の粉を用意しました。この魔法の粉を使うと、何と、クレヨンで描いた作品がベタベタしなくなり、ツルツルのピカピカになります」と話し興味を持たせその方法をやって見せてから、学生も行った。

クレヨンでベタベタしていた絵がベビーパウダーを塗ることで一度白く濁り、磨くことでツルツルとした手触りになり光沢が出ることの不思議や、その工程の楽しさを味わうこと、「魔法の粉」という言葉で学生自身が興味を持ち、子ども達の興味を引くことを実感すること、ベビーパウダーによる定着方法を知り習得することを課題とした。

＜定着作業を体験しての感想＞

- ・ベビーパウダーをかけて磨く作業がとても楽しく驚いた。作品に光沢が出て嬉しかった
 - ・ベビーパウダーで定着することで汚れが防げることや、定着させて重ね塗りができることも分かり良かった
 - ・「魔法の粉」として使うと子ども達も盛り上がりワクワクして制作できて良いと思った
- ベビーパウダーでの定着も学生が意欲的に取り組み、その不思議さに惹かれている様子が伺えた。

果物の塗り絵に定着を施した作品は色画用紙で額装（台紙による枠付け）して黒板に展示し作品鑑賞会を行った。一人ずつ前に立ち、

リレー形式に作品の良いところを見つけて褒めた。この時、褒め言葉に「上手い」「上手」の言葉の使用を禁止し具体的な言葉で褒めることを課題にした。

＜作品鑑賞会を終えての感想＞

- ・友達作品を見て、こんな方法もあったのか!と気付かされることが多く学べた
 - ・作品を作るのも楽しいが、鑑賞会もとても心がワクワクすることに気付いた
 - ・同じ絵なのに、塗り方などがみんな違って個性が出ていた
 - ・枠として色画用紙を使うのと、何も枠を付けていないのでは絵の印象が全く違い、選ぶ色によって雰囲気が変わる事を学んだ
 - ・褒められると嬉しいが「上手だね」と言わないで具体的に褒めるのは難しかった
- 学生は褒められることの喜びと、褒めることの難しさを実感したようだった。

⑦「クレヨンでの技法を楽しもう」では1年次の「図画工作」で行った、スクラッチ技法、フロッタージュ技法、バチック技法を復習し応用を学んだ。

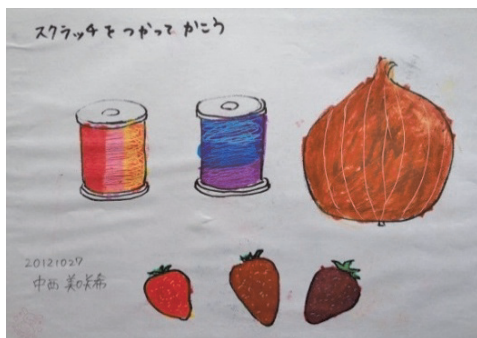


図5 スクラッチ技法で描こう

- 糸 : カラフルに重ね塗りしスクラッチで糸を1本ずつ描いた
- 玉葱 : 薄い色の上に濃い色を重ね塗りし皮の筋をスクラッチで描いた
- いちご : 好みの色を重ね塗りし、種を1粒1粒スクラッチで描いた

スクラッチ技法の応用では『クレヨンブック』^{注5)}を参考にして玉葱、糸巻き、いちごを描いて作成したワークプリントを用いて、黒

以外の色を重ね塗りして爪楊枝でのスクラッチ技法を試した。

黒で塗りつぶす方法だけがスクラッチ技法ではないことを知り、スクラッチ技法を効果的に利用した表現方法とスクラッチの面白さを学ぶことを課題とした(図5)。

＜スクラッチ作品制作後の感想＞

- ・スクラッチと言えば黒で塗りつぶして引っ掻くものと思っていたが、他の色でも出来ると知りグラデーションの様に塗るときれいで下の色が出てくる時ワクワクした

フロッタージュ技法の応用では、巻紙を取り外したクレヨンとA6程度に切ったコピー用紙を持って教室を自由に探索し、見つけた凹凸をクレヨンの側面を利用してフロッタージュ技法で写し取った。作品は黒板に貼り、何を写し取ったものかを当てたり感想を述べたりして発表した。

クレヨンでのフロッタージュ技法で描く際の注意点やどんな物がハッキリと写し取ることができるか等に気付くこと、教室の凹凸を探し擦り出す面白さを味わい、他学生と自分の視点の違いなどを楽しむことを課題とした。

＜フロッタージュ技法作品、制作後の感想＞

- ・他の子が自分では発見できなかったものに目を向けていることが分かり、その子を見た物、触った物が分かるようで面白かった
- ・予め用意されて与えられた物から写し取るのではなく、自分でいろいろな所から見つけた模様を写し取れるのが面白かった
- ・特別に材料を用意しなくても身の回りの物ででき、どんな模様になるのだろう。と興味が湧いた。子どももきっと好きだと思うので部分実習でも出来そうと思った

バチック技法では「プレゼントされたら嬉しくなる絵」を白画用紙に白クレヨンでしっかりと濃く描くように指示し、出来上がったものを回収し、シャッフルして再度配布した。自分

の描いた絵でないことを確認してから薄目に溶いた絵の具で画用紙を塗りつぶしていった。作品は黒板に展示して作品鑑賞会を行った。

パチック技法で描く際の注意事項であるクレヨン画は、ハッキリ濃く描くことの重要性和、技法に相応しい絵の具の濃さや効果的な塗り方を知ること、また、絵の具を重ねることによって知らない絵が浮き上がるわくわく感を体験することを課題とした。

＜パチック技法作品、制作後の感想＞

- ・とても楽しかった。保育者が描いた絵を子どもに塗らせるのも子ども達が喜びそうだと思う。絵の具の使い始めに良いと思った
- ・自分で描いた絵でなく、友達と交換した絵は、どんな絵が出てくるのか分からないため、絵の具を塗るのは本当に楽しかった

技法あそびは1年生で経験済みであるが、復習と応用でクレヨンの使い方、楽しみ方を知ることができ、多くの学生が「子ども達にも教えてあげたい」と記述していることから体験を通して楽しく学び、将来につなげて考えていることが分かる。

⑧「クレヨン日記を描いてみよう」は、一般的な絵日記を描くのではなく、臨床美術のプログラムの一つにある「五感のアナログ画」³⁾を参考にし、クレヨンによる色々な色と線や線の重なり、形で感情を表現するものを学生や子ども達にわかりやすく興味を持てるよう「クレヨン日記」と名付けた。

気持ちに合った色を使い、具体的な物や人などの形や記号、シンボルを描かずに「クレヨンの準備体操」で行った線や点などを利用すること、他に使いたい色があればどんどん重ね塗りしていくよう指示し、その時の気持ちを色と線や点、重ね塗りなどによって表現することを課題とし、嬉しかった日記と腹が立った日記を1枚ずつ描き、作品発表会を行った。

作品発表会では、作者が作品を1枚ずつ持つ前に立ち作品を見せながら、どのような出

来事があったのか、どのような感情だったのかを話し、どのように表現したか発表した。発表を聞く学生は、その日記はどのような感情で描かれたのか予想したり質問したりした。



図6 クレヨン日記（喜）

「小さな子どもとふれ合う機会があり、自分になつてくれて、とてもかわいくて嬉しかった」

- ・画面全体をオレンジ、黄、赤などの暖色でクレヨンを寝かせて重ね塗りし、その上に楕円のような形で子どもともふれ合いや嬉しい気持ちを表現した

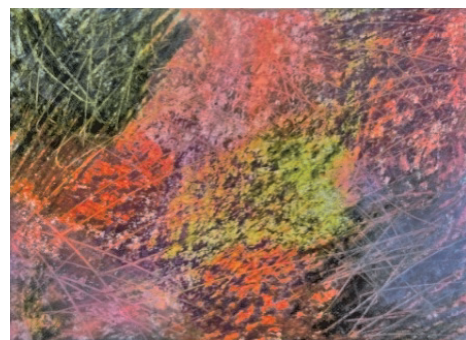


図7 クレヨン日記（怒）

「イルミネーションを見に行き、とてもきれいだったがケンカになり腹が立った」

- ・イルミネーションを意識した多色での重ね塗りによる複雑な色合いと、スクラッチ技法によるギザギザとした鋭い線で感情を表現した

嬉しかった日記では、クレヨンを横に寝かせて側面を使った柔らかい表現での重ね塗りや暖色やパステルカラーの優しい色合いの作品が多く見られた（図6）。

腹が立った日記では、重ね塗りやスクラッチ技法を用いた作品が多く、スクラッチでの激しい動きを感じられる線や鋭い線、深い色

合いで感情が表されていた（図7）。

＜クレヨン日記を描き発表会をした感想＞

- ・点や線などで表現するので描きやすく、選んだ色や筆圧や形に気持ちが表れることが分かった。子どもに描いて貰っても感情が読みとれると思った
- ・色や形で自分の気持ちをそのまま出すことができて、気持ちを込めて厚塗りしていくととても楽しく夢中になり、描き終わったあと気持ちがすっきりした
- ・他の学生の発表を聞きながら絵を見ると“なるほど”“やっぱり”と思う色や形だった。色や形で嬉しかった絵か、そうでない絵か察しがついた

「クレヨン日記」ではモチーフを描かず、線や色で感情を表現できることを知り、多くの学生が感情を表現することで気持ちがすっきりした。面白かったと答え、子ども達にも使いたい色で自由に円や線を描かせたり塗らせたりすることで、子どもの気持ちを感じ取れるかも知れないとの声も聞かれた。

⑨「立体作品に塗ろう」では、1年前に制作し乾燥させておいた小麦粉粘土作品にクレヨンでの着色を行い、色画用紙を適当なサイズに切ったり破ったりしたものを敷いて、作品を展示し鑑賞した。



図8 立体作品へのクレヨンでの着色

絵の具での着色とは違ったクレヨンならではの暖かみや優しい雰囲気が感じられる

小麦粉粘土や紙粘土などの立体作品にもクレヨンでの着色が可能であることを知り、絵の具での着色とは違った暖かみのある風合いなどを感じ取ることを課題とした(図8)。

＜立体作品への着色を体験した感想＞

- ・クレヨンは紙に絵を描くだけの物だと思っていたので、立体の物に色を塗れることを知って将来役立つと思った
- ・凸凹しているところに塗るのは少し難しいが、絵の具で塗るのとは違った、優しい風合いが感じられて良いと思った

立体作品にクレヨンで着色することは、全ての学生が初めてだったが、凹凸を感じながらクレヨンならではの風合いのある作品ができた。

⑩「カラフル油粘土を作ってあそぼう」では、近年よく使われている白っぽい油粘土を使った。粘土板にクレヨンで色を付け、その上に油粘土を押さえつけたり転がしたりしてクレヨンを拭き取り、カラフルな油粘土を作ってあそぶ。これは筆者自身が幼稚園での自由あそびで発見したあそびである。^{注6)}カラフルになった油粘土で好きなものを作り展示し鑑賞した。

クレヨンが油に溶ける性質を利用してカラフルな油粘土が作れることを知り、カラフルな粘土を作る工程を楽しむこと、カラフルな粘土を使って粘土あそびをすることによって、創作意欲が増したり、表現の幅が広がったりすることを学ぶことを課題とした（図9.10.11）。



図9 カラフル粘土作り

粘土板にクレヨンを塗り油粘土で拭き取ると油粘土に着色することができる



図10 カラフルになった油粘土

それぞれ好みの色のクレヨンで好きな色の粘土を作った。混色して作った色もある



図11 カラフル粘土で作ったバラ

着色していない作品よりも形もはっきりと分かりやすく見えても楽しい

カラフル粘土でのあそびでは、バラの他、ハロウィンのお化けとお化け南瓜やビールとおつまみセット、和菓子などが作られた。

＜カラフル粘土、制作後の感想＞

- ・粘土とクレヨンを組み合わせてあそべることを初めて知り、新しい発見ができ面白かった
- ・いつもは形を作るだけだけど、色が付くことで子ども達の想像力や表現力も上がるかも知れない。カラフルな粘土を作ったのあそびは子ども達でも楽しく出来そうだった

どの学生も油粘土とクレヨンを組み合わせて使った経験がなく、油粘土に色を付けられることに驚きながら、楽しく学べた。

⑪「クレヨンのリサイクルと再生」では、細かくなって描きにくいクレヨンを使ったキャンドル作りと、細かくなったクレヨンをアル

ミホイルに包んで加熱し、クレヨンを再形成した。

キャンドル作りでは、ロウを鍋で溶かし、その中に短くなったクレヨンを単色又は複数色入れて攪拌し、溶かして色々な色のロウを作り、風糸を中心にして少しずつ小瓶に流し込みカラフルなロウソクを作った。

クレヨンが熱に溶けやすい性質であること、ロウに溶かすことができることを知り、色々な色のクレヨンを入れて混色し好きな色のロウが作れることを体験し、細かくなったクレヨンのリサイクル方法の一つとしてキャンドル作りを楽しむことを課題とした。

クレヨンの再形成では、細かくなったクレヨンをアルミホイルに包みトースターで加熱して溶かし固めた。

再形成したクレヨンで実際に描いてみるが、力を入れて描くと折れてしまうことが分かった。しかし、色々な色を混ぜて溶かし固めると描く場所によって違う色が出る面白いクレヨンを作ることを発案し制作した学生がいた。

＜キャンドル制作後の感想＞

- ・小さくなって描きにくくなったクレヨンでも最後まで無駄なく使えて、ロウにクレヨンが溶けていく様子や色が混ざっていく様子がとても楽しかった
- ・クレヨンが熱に溶けやすいことや、簡単にステキな色のキャンドルが作れることを知った。クレヨンはただ単に絵を描くためだけの物と思っていたので、すごく感動した

キャンドル作りでは、どの学生も意欲的に取り組み、中には自宅でも制作する熱心な者もあった。クレヨンの性質を理解し、混色なども楽しみながら学ぶことができた。

⑫「クレヨン画・クレパス画の鑑賞」では『ここまで描けるクレヨン画革命』と『クレパス画辞典』⁵⁾を提示しクレヨン画とクレパス画を鑑賞した。

『ここまで描けるクレヨン画革命』ではクレヨン画同好会の主宰者とそのメンバーが、

ルネサンス期から近代までの名画の模写と創作画を殆どの作品で画用紙ではなく、新聞紙にクレヨンを使って描いてあり、新聞紙にはインクの油成分が含まれているため、クレヨンの伸びが良く馴染みやすいとされている。

模写作品は誰もが知っている名作、レオナルド・ダ・ヴィンチの「モナ・リザ」やミケランジェロの「最後の晚餐」フェルメールの「真珠のイヤリング」ミレーの「落穂ひろい」マネの「フォリー・ベルジュールのバー」ゴッホの「夜のカフェ・テラス」など人物画、風景画、静物画の作品、創作画では日本の風景画が多く、神社や古民家、港や山のある風景、自画像などの人物画、花や野菜などの静物画が描かれており、それらを紹介した。

『クレパス画辞典』では画家の描いた作品と色々な技法の記載されたページを紹介した。

クレヨンやクレパスでこのような油絵の模写ができることや、大作が描けること、様々な塗り方で立体感や陰影、奥行き、細密な表現が可能であること、混色や重ね塗りによって深みのある絵、重厚な絵を描くことが可能であり、クレヨンは決して幼稚な画材などではなく、一流画家も用いる優れた画材であることを知り、落書き程度の絵しか描けないという思い込みから脱却できることをねらいとした。

クレヨン画とクレパス画の鑑賞によりクレヨンの実力を垣間見たことで、クレヨンへのイメージが一新され、課題への意欲が湧いたことが分かった。

⑬「クレヨンを知ろう」では、今回の授業を通して得た知識などを再確認するために、クレヨンに関する問題を穴埋め問題形式で作成したワークプリントを行った。クレヨンの原料や性質、その性質を利用してできることや表現技法、また、クレヨンとクレパス、オイルパステルの違いについて書き込んだ。

⑭中間アンケートでは、クレヨンの重ね塗りや「魔法の粉」での定着、「クレヨンの準

備体操」をして思ったことや「クレヨン日記」による感情表現で学んだこと、3つの技法を再確認して気付いたこと、クレヨンについて学んだこと、保育教材としてのクレヨンについてなどを自由表記した。

アンケートでは「『ここまで描けるクレヨン画革命』や『クレパス画辞典』を見て「クレヨンに対するイメージは変わりましたか」の問いに11名全員が「変わった」と答えた。

また、クレヨンの定着について、「市販の定着材が販売されていることを知っていましたか」との問いに10名が「知らなかった」と答え、更に「ベビーパウダーでの定着方法を知っていましたか」との問いには11名全員が「知らない」と答えた。

「クレヨンを知ろう」は最後のクレヨンで描こう2に取りかかる前に、クレヨンでは様々な表現方法が可能であることや優れた画材であることを再度認識させることをねらいとした。

⑮「クレヨンで描こう2」では、初回の「クレヨンで描こう1」と同じく再び「花」の絵を自由に描くことを行った。画用紙ではなく新聞紙に描きたいと申し出る学生があったため、新聞紙の使用を許可し、色画用紙の希望も出たため許可した。授業時間内に描き終わらなかった学生には、納得するまで描き上げてくるよう宿題とした。制作レポートを作品と併せて提出とし次の週に作品鑑賞会を行った。

各作品は鑑賞会や発表会を開き鑑賞会では、一人ひとりの作品の雰囲気や色合い、筆圧などから受ける印象などを丁寧に見ていき、筆者が具体的な言葉で褒めた。また、学生が他学生の作品をリレー形式に褒めていき、褒められる喜びを感じ、褒めることの大切さや褒める時に選ぶ言葉の難しさや、その視点を学んだ。

⑯制作レポート記述内容

・使用した画材、道具から

クレヨン・画用紙・新聞紙・爪楊枝・割りばし・絵の具・ティッシュペーパー・ベビーパウダーなどを使用し、どの学生もクレヨンと画用紙以外の画材を取り入れていることが分かった。

・制作方法から

「画用紙にクレヨンで絵を描く」又は「新聞紙にクレヨンで絵を描く」の後に、「ティッシュで絵をこすりぼかす」「指でこすりグラデーションにする」「重ね塗りをする」「厚塗りにする」「割りばしや爪楊枝でスクラッチする」「クレヨンを寝かして描く」「背景をフロッタージュ技法で描く」など様々な描画方法や技法を取り入れて描いたことが分かった。

・自己評価

10名が満足、1名がやや満足という結果となった。

・工夫した点

「背景にフロッタージュ技法を用いた」「指でこすって混色した」「チューリップの立体感が出るように色々な色で重ね塗りをした」「爪楊枝で細かいところまで描いた」「色々な色を組み合わせた」などの記述があり、技法を使うことによって立体感を出したり、細かい部分を描いたり、背景にもこだわりを持って描かれたことが分かる。

・制作者として気付いたこと

「クレヨンによってのびの良いのと固いものがある」「新聞紙に描くとどうなるのか挑戦してみたが、画用紙に描くよりなめらかに描けた」「重ね塗りでは反対色を重ねると色によっては下の色が透けて見えて汚くなる」「新聞紙の上に何度も塗ることで油絵のような感じになじんで指やティッシュでのばしてぼかすことができると知った」などの記述から、様々な描画方法に興味を持って試し、クレヨンの使い方について気付いたり、クレヨンの比較、用紙の比較、色の比較、など分析しながら制作したり、考えながら色を選ぶようになった。また、油絵のようになるまで根

気よく時間を掛けて描き込むなど、楽しく学んだ様子が伺えた。

・保育者の目線で気付いたこと

「色んな色を重ねることや混ぜることを教えてあげると違う色が出来上がって楽しそうだと思う」「スクラッチ技法は下から色が出てきて子どもも楽しいと思う」「混色や技法で普通のクレヨン画が表情豊かな絵になることを子どもにも教えてあげたら面白い絵が描けると思った」などの記述があった。学生は、自らの楽しかった経験から描画方法や技法を子ども達にも伝えようと楽しんでくれそうだ。という考えや、制作で難しいと感じた点から、用紙の選び方や描くときの注意点、方法などに気付いたようであった。

・他学生の作品を鑑賞して気付いたこと

「技法の使い方によって全く違った絵になる」「大きな一つのひまわりが印象的で背景の青の淡く表現されているのがすごい」「賑やかな人の絵は賑やかで、作者の性格や人柄が出ると思った」「新聞紙に描くと色が馴染みやすくグラデーションがとてもきれいだった」「花一つでも色々な表現があって楽しかった」などの言葉があった。

「クレヨンで描こう2」での花の絵は全ての作品で技法が使われ、クレヨンで描こう1で見られたようなアミニズムは見られず、同じチューリップやひまわりをモチーフにした絵であっても殆どの学生が稚拙な表現ではなく、多色での重ね塗りや混色、技法を取り入れた表現になり、空間を意識した立体的で写実的な表現やデザイン的な表現に変わった。

次に、受講者11名の初回に描いた花と最終課題で描いた花の比較をする(図12～図33)。表の左右は同じ学生の描いた作品で、左が初回の花、右が最終課題の花である。

初回の花の図下には描かれたものとその分析、最終課題の図下には学生の書いた制作レポートよりコメントを抜粋し記載する。

初回到描いた「花」	最終課題の「花」
 図12 (学生a)「お花がわらった」 ・チューリップ、お花、太陽、雲地面 ・基底線・アニミズム表現 ・単色での線描き	 図13 (学生a)「早梅」 ・梅の花写実的表現、背景 ・新聞紙を使用 ・色々な色を何度も重ねて厚塗りし混色 ・指やティッシュで伸ばしほかした ・油絵の様な風合いになった
 図14 (学生b)「花と太陽」 ・お花、太陽、雲、地面 ・基底線・アニミズム表現 ・クレヨンを寝かせ単色での着彩 ・単色での線描き	 図15 (学生b)「チューリップ」 ・チューリップ、デザイン的な画面構成 ・葉にスクラッチ技法を取り入れた ・花、葉に重ね塗りをした ・構図を工夫した
 図16 (学生c)「花」 ・お花とチューリップ ・基底線・アニミズム表現 ・クレヨンを寝かせ単色での着彩	 図17 (学生c)「白い花」 ・白い花、黒画用紙を使用 ・重ね塗りと混色を試みた ・スクラッチ技法を用いて描いた



図18 (学生d)「チューリップ」

- ・チューリップ、太陽
- ・誇張表現・カタログ表現
- ・単色での着彩



図19 (学生d)「チューリップ」

- ・チューリップ
- ・花は多色で重ね塗りし擦った
- ・背景も多色で何度も重ねてスクラッチした
- ・白で背景とチューリップの中央を塗りぼかした

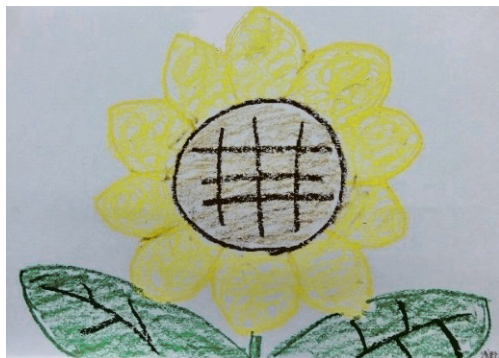


図20 (学生e)「ひまわり」

- ・ひまわり
- ・円と花びらにチェック柄の種によるシンボル化された表現
- ・単色での着彩



図21 (学生e)「春」

- ・チューリップ、新聞紙を使用
- ・色を重ねて混色し指で擦った
- ・色画用紙にフロタージュ技法で模様をつけて台紙として使用した

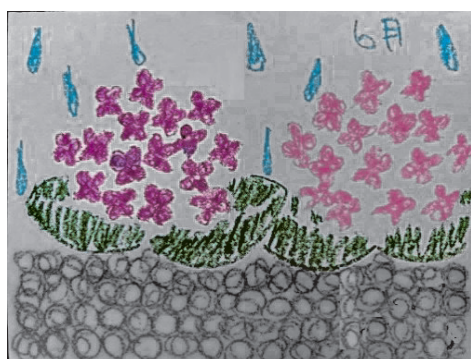


図22 (学生f)「あじさい」

- ・あじさい、雨粒、石垣
- ・文字の書き込み
- ・単色での線描き、単色での着彩



図23 (学生f)「ajisai」

- ・あじさい、雨粒のデザイン画的表現
- ・色々な色で下塗りし上から紫色で塗りつぶした
- ・爪楊枝等でスクラッチした
- ・紫を上から重ねると予想外の色合いになった



図24 (学生g)「色んな花」

- ・ひまわり、バラ、桜、チューリップ
- ・カタログ表現
- ・シンボル化
- ・単色での着彩



図25 (学生g)「チューリップ」

- ・チューリップ、新聞紙を使用
- ・多色での重ね塗り、ぼかし
- ・立体感が出るよう陰影を意識した



図26 (学生h)「コスモス」

- ・コスモス、太陽、空、地面
- ・空間を意識した構図
- ・多色での重ね塗り



図27 (学生h)「薔薇」

- ・バラ
- ・黒画用紙を使用
- ・多色で重ね塗り
- ・影をつけて立体感を出した
- ・背景は重ね塗りし爪楊枝で葉などを描いた



図28 (学生i)「ひまわり」

- ・ひまわり
- ・円と花びらにチェック柄の種によるシンボル化表現
- ・単色での表現



図29 (学生i)「一瞬の輝き」

- ・ひまわり
- ・新聞紙を使用
- ・何度も色を重ね擦って混色し
- ・陰影を意識し立体に見えるようにした



図30 (学生 j)「れんげ」

- れんげ、れんげの葉
- 花と葉のカタログ表現
- 多色での重ね塗り



図31 (学生 j)「いちごの花ってかわいいね!」

- いちご
- 新聞紙を使用
- 重ね塗り、ぼかしグラデーションを用いた
- スクラッチ技法による細部の描き込み

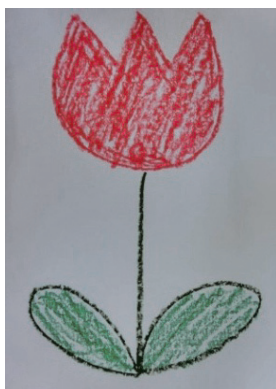


図32 (学生 k)「チューリップ」

- チューリップ
- シンボル化表現
- 単色での着色
- 線描き

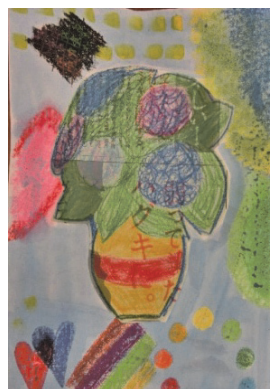


図33 (学生 k)「うかれるあじさい」

- あじさい
- 新聞紙に描き切り抜いた物を画用紙に貼った
- 背景に色々な技法を取り入れ賑やかにした
- 陰影を付けて立体感を出そうとしている

表のように初回に描いた花(左)と最終課題で描いた花(右)を比較すると、どの作品も変容していることが分かる。特に学生 a の図13「早梅」、学生 e の図21「春」、学生 g の図25「チューリップ」、学生 h の図27「薔薇」、学生 i の図29「一瞬の輝き」、学生 j の図31「いちごの花ってかわいいよね!」は初回作品と比較すると用紙にこだわりを持ったり、稚拙な表現から離れ様々な技法を取り入れたり、根気よく重ね塗ることによって油絵様にするなど、作品の変容が顕著に表れた結果となった。

最終課題の中でも幼稚な表現になったと感じる作品は、学生 b の図15「チューリップ」と学生 d の図19「チューリップ」であるが、初回に描いた絵に比べると、幼児期特有の基底線の描画やアニミズム表現はされず、シンボル化されたチューリップの周りをデザイン的に装飾したり、初回と同じようなチューリップの形であっても、重ね塗りにするなどの変化があった。

⑰事後アンケート内容と結果

「保育教材研究でクレヨン进行研究してみてクレヨンに対する考えや意識の変化を記述し

てください」という問いに対し以下のような記述があった

- ・クレヨンは手に付くなど、あまり良い印象を持っていなかったが、様々な方法で使ってみると楽しく、手の汚れも気にならなくなった
- ・クレヨンの性質を知り、生かすことで様々な技法や遊びに使えることを知った。ただ絵を描くものだと思っていたクレヨンに色々な活用方法があると知り驚いた
- ・新聞紙にクレヨンで描く方法は初め想像もつかなかったが、厚塗りしていくことで油絵の様になり、とても面白く夢中になった
- ・クレヨンは子どもの画材だと思っていたが、混色するだけでなく混色したものをこすったりするときれいで油絵の様に描くことができ、思いの外奥深く大人でも楽しめる凄い画材だと知ることができた
- ・立体への色塗りや油粘土に色を付けるなど、子ども達にもクレヨンの色々な面白い使い方を体験させてあげたいと思った
- ・クレヨンの包み紙を外した方が色々な表現ができると知った。子ども達にも「外しても良いよ」と言ってあげたいと思う

どの学生もクレヨンに対する意識の変化があり、クレヨンへのイメージが良くなったことが分かった。

まとめ

作品と制作レポート、アンケート結果から、クレヨンは幼稚な画材という意識が学生にあり、幼稚な絵しか描けないというイメージが定着していたことが分かった。しかし、今回の「クレヨンの準備体操」などの体験により、クレヨンの色々な線の引き方や指で擦っての混色などを学び、クレヨンでの色々な線の描画方法や指で擦る混色方法を習得することが出来た。

『臨床美術士5級テキスト』によると「オイルパステルによるさまざまな線の表情や、

色を重ねることで無限の色を作り出す楽しさを実感することは、後の制作で表現がより豊かなものになることにつながっていく」²⁾と述べられている通り、後の課題ではクレヨンの側面を利用した描画や混色などで様々な色合いや様々なタッチなど豊富な表現が出来た。

様々なクレヨンによる取り組みを元に、最終課題では、自分の描きたい花の大きさに合ったサイズ、無理なく自分が描き上げることの出来るサイズ用の紙を白画用紙、色画用紙、新聞紙の中から選ばせたことで、大きさは大きなもので新聞紙の半分の大きさ（開いた一枚の大きさの4分の1）程度から小さい物ではB5程度の大きさになった。

授業時間内に描き終えることの出来なかった学生は宿題として持ち帰り、学生aのように8時間以上かけて描き上げた学生もあり、クレヨン画に対する気持ちと技術の変化を見ることができた。

学生の作品が稚拙な表現から大人の表現へと見事に変容したことや、アンケートで意識変化が確認できたことから、クレヨンを使いこなすために、今回の取り組みには一定の効果が認められたと言える。

今後の課題

クレヨン画の参考作品については、クレヨン画の実物の準備が出来ず、本を提示しての授業となったが、本だけでなく参考作品を用意して作品の凹凸や質感、色合いなどを見たり触ったりして感じられるようにしたい。

また、最終課題においてもシンボル化したチューリップを描く学生がいたことから、幼少の頃から描き続けてきたチューリップの形からの脱却は難しいものがあると感じ、本物を見て描くことの重要性を感じた。

授業において本物の植物をモチーフにすることは大変難しいのが現状であるが、保育者が率先してシンボル化したチューリップを子ども達に示すようなことは避けることのでき

る学生への指導を考えていきたい。

しかしそれと同時に、絵には正解や間違いはなく、表現は自由であることを伝え、保育者として子ども達のどんな表現も受容し、その心に寄り添えることが最も重要であることを繰り返し指導していきたい。

3) 西田清子、藤木晃宏：臨床美術士 5 級、芸術造形研究所、東京、2011、pp.63

4) 清水靖子、サクラアートミュージアム：クレパス画辞典、サクラクレパス出版部、東京、2005

注釈

注1) クレヨン：棒状絵具、顔料、固形ワックスで組成。硬質クレヨンとオイルパステルに近い軟質クレヨンがある。

注2) クレパス：棒状絵具、サクラクレパスの登録商標で一般名称ではオイルパステル

注3) 臨床美術：独自のアートプログラムに沿って芸術的創作活動を行うことにより五感を刺激し脳を活性化させ、認知症の症状が改善されることを目的とし1996年に医者・美術家・ファミリーケア・アドバイザーがチームとなって実践研究をスタートさせた。医療・美術・福祉の壁を越えたアプローチが特徴で、感性の覚醒や回復を目指し主に認知症高齢者、MCI（前認知症の人）、心に問題を抱えた子どもや発達が気になる子ども、子どもの感性教育、一般社会人のメンタルヘルスケア、感性教育として子どもなどを対象に実施され、広く健康で心豊かな社会の創出を目的としている。

注4) オイルパステル：棒状絵具、顔料、体質顔料、固形ワックス、液体油で組成、ここではホルベイン製のオイルパステルを使用

注5) 米津祐介：プロから学ぶ、楽しく描くクレヨンブック、誠文堂新光社、東京、2012、pp.74-79.91

注6) 当時は白い油粘土ではなく、緑色の粘土であったが、同じ方法でクレヨンを練り込んでカラフルな粘土を作ることが可能であった。

文献

1) 喜多としたか&エコール・ド・クレヨン編著：ここまで描けるクレヨン画革命、日貿出版社、東京、2010、pp.8

2) 西田清子、藤木晃宏：臨床美術士 5 級、芸術造形研究所、東京、2011、pp.55

A市地域包括支援センターの取り組みからの一考察

A Study of Working Activities by the Community Comprehensive Support Center in some City

久本 たき子

Takiko HISAMOTO

緒言

介護保険法の2回目の改正が2011年にあり、厚生労働省は「介護予防」「医療」「介護」「生活支援」「地域での住まい」という5要素から成り立つ「地域包括ケア」の推進を掲げ、地域包括ケアシステムの構築を行う方針を強化した。今回の法改正で、地域包括支援センター（以下支援センター）に「地域の関係者との間の連携に係る努力義務」が課され、「市町村がセンター業務を委託する際は、事業の実施方針を示すこと」が明記された。

支援センターには、公正・中立的な立場で4つの業務を行うことが求められている。①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護事業、③包括的、継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントである。支援センターには、3つの専門職が配属されている。主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）・保健師・社会福祉士である。支援センターは、すべての保険者に設置されており、全国に4,328カ所ある。支援センター設置主体は、直営が3割、委託が7割で委託が増加している（平成24年4月）。

本稿では、支援センター創設後の問題点をあげ、創設から約7年経過した支援センターの実態を把握するため、全国で3割設置されている直営の支援センターの1施設であるA市地域包括支援センターの取り組みについて聞き取りを行う。

そして、専門職によるソーシャルワークに

着目し、地域住民にとって、有益な条件設定を明示し、地域包括ケアシステムを構築するための要素を探究することを目的とする。支援センターがどのようにソーシャルワークを実践していけばいいのか、支援センターの職員配置や行政の組織編成に着目し、あるべき支援センター像を論究し、政策提言を行う。

研究対象及び方法

最初に支援センターに関する既存の質問紙調査結果から問題点を抽出する。さらに地域包括ケアの構築に取り組んでいるA市地域包括支援センター職員（社会福祉士）にヒアリング調査をおこない、現状の取り組みから支援センターの課題や今後の展望について考察する。

倫理的配慮

先行研究については出典を明記した。また、ヒヤリング調査に関しては、A市市役所保健福祉部の了承を得ている。

結果

I. 地域包括支援センターの諸問題

（1）東京社会福祉士会地域包括支援センター委員会による調査結果

介護保険改正後（2007年）における実態調査を、東京社会福祉士会地域包括支援センター委員会が支援センター社会福祉士相当職に実施した実態調査結果を表1に示す。

この調査結果は、参考文献¹⁾に記載されている山本氏の論文より掲載した。同時期に行われた実態調査でも同様の報告がなされていると記述されているため、掲載されている表を採用した。

表 1 支援センターにおける現状の諸問題

- ① 担当生活圏域の高齢者人口や予防給付のプラン作成数に対して、職員の人員配置が適切ではなく、標準とされる人員基準よりも少ない人員体制で業務を実施しているセンターがある。適正な生活圏域の設定とセンターの設置数・適切な人員配置・適切な委託費等の設定がなされていない地域が見受けられ、構造的な課題がある。
- ② 要支援 1・2 認定者へのケアマネジメントやその他の地域支援事業を含む介護予防ケアマネジメント業務の割合が業務全体の半分程度を占め、その他の業務への対応を圧迫している。
- ③ 制度見直しにかかる要支援 1・2 認定者への予防給付と要介護認定者への介護給付が分かれてしまうことによる事務作業の多さ、書類・書式の煩雑さへの対応に多大な時間がかかる状況がある。
- ④ 全体的な傾向として、個別援助活動の分野への肯定的な自己評価に比較して、「ネットワーク構築」「地域に新たな資源を開発する活動」といった地域援助活動の分野では否定的な自己評価が高い。
- ⑤ 自治体の地域包括ケア構築、および地域包括支援センターの運営方針が不明確で、現場の職員が混乱している地域がある。
- ⑥ 行政の関連部局や法人内での組織的なバックアップ体制が不十分なセンターがある。

- ⑦ 配属職員の相談援助職としての配属経緯や経験年数に差異があり、センター職員の教育研修プログラムの設定等においては、相談援助職としての習熟度に合わせたプログラム設定が必要となっている。

出典：参考文献参照 1)

(2) 厚生労働省補助事業実態調査結果

この実態調査は、地域包括支援センターの設立から約 5 年後、全国の地域包括支援センター・在宅介護支援センターの実態を厚生労働省補助事業により調査実施された²⁾。

調査対象は、全国地域包括支援センター 1,656 件、在宅介護支援センター 1,885 件、合計 3,541 件である。調査方法は、調査票を対象の各センターへ郵送自記入式で、調査期間は、平成 23 年 1 月 24 日～2 月 10 日、回収率は、地域包括支援センター 39.1%、在宅介護支援センター 29.1%、全体で 34.2% である。

地域包括支援センターの運営主体は、「社会福祉法人」が 48.1% で約 5 割、次いで「行政直営」が 20.2% の約 2 割であった。

伊藤³⁾は、「地域包括支援センターの設置はもともと市町村（保険者）の機能強化の一貫として打ち出されてきたものであり、公平性や中立性の観点から市町村直営が原則であり、委託する場合も公共性の高い法人になされるべきである。最終的な運営の責任は、市町村にある。」と述べている。

職員体制に関しては、地域包括支援センターは、3 職種（社会福祉士・保健師・看護師・主任介護支援専門員）共に最低 92% 以上の充足率で、ほぼ専門職が専門性を生かせる条件は揃っている。

在宅介護支援センターは、3 職種で最低 21% 以上、他に介護支援専門員は、約 53% であった。在宅介護支援センターは、介護保険が始まり 2 枚看板（居宅介護支援事業と担当地域

の介護予防事業)となったので、その役割上、介護支援専門員が半数以上占めている。

対応している相談対象と件数に関しては、地域包括支援センター・在宅介護支援センター共に、「高齢者」が97～98%と圧倒的に高い。また、相談件数は地域包括支援センター1施設当たりの月平均件数「高齢者」190件、1日換算で約6件以上である。在宅介護支援センターは1施設当たりの月平均件数「高齢者」57件、1日換算で約2件となっている。

地域包括支援センターの連携の目的で「地域のケアマネジャーへの支援」が最多の92.3%となっている。次いで「認知症への対応」「虐待防止・対策」「介護予防」「担当圏域内・市町村内の関係機関との連携の促進」が80%台であった。

連携の関わり程度では、「連携を自ら構築している」割合をみると、「地域へのケアマネジャーへの支援」が最多で、次いで「介護予防」「介護保険サービス情報提供・ニーズ発見」約65%である。

関係機関との連携を行いたかったが、できなかった割合は、「ある」(34%)、「ない」(65%)である。この連携を阻害した要因は、「関係機関の意識」が最多で、「他の業務が忙しい」(43%)、「個人情報保護により情報が共有できない」(41%)となっている。

個人情報保護法の成立により、連携が困難になっていることは否定できない。また、高齢者虐待防止法が2006年4月に成立した。医療機関等の関係機関は、高齢者虐待が疑われる場合、市町村に通報する義務が課せられている。しかし、実態として市町村に通報されてもネットワークの構築が未整備であり、通報から問題解決になることは困難を極めていることを耳にする。

(1)(2)の結果から、介護保険制度実施から現在まで、問題点を整理する。介護保険制度が開始され、約14年が経過しようとしている。実施後、高齢者の福祉は全面的に介護

保険法が大きな位置を占めている。問題点として次の3つを挙げる。

①支援センターが創設され、介護認定された高齢者のうち、要介護1～5の利用者は居宅介護支援事業者の介護支援専門員(以下ケアマネジャー)がケアプランを作成し、要支援1, 2の利用者は、支援センターのケアマネジャーが介護予防プランを作成し、介護予防ケアマネジメントをすることになった。

支援センター創設の目的ともなる給付抑制策と居宅介護支援事業者の法人の囲い込み防止により、居宅介護支援事業者から分離したため、現実、利用者にとって不都合な仕組みになっている。

②在宅介護支援センターの役割が曖昧になり、在宅介護支援センターは名称をそのままにして、補助金はなく実際の業務は、居宅介護支援事業を行っている。補助金は全くなくても介護予防教室を実施している在宅介護支援センターも存在している。支援センターからの介護予防プラン作成の依頼はあっても、採算は合わない。

③介護保険法成立により新たな職種であるケアマネジャーが誕生した。受験資格は医療職・福祉職その他多岐にわたる。この資格は、ケアマネジャーの筆記試験に合格し、なおかつ規定の実務研修終了後認定される資格である。地域包括ケアシステムの実現に向けて、ケアマネジャーはキーパーソンとして重要な存在の職種であると言われている。

しかし、出自職種(ケアマネジャーになる前の職業、実務経験職)が異なるため、地域でソーシャルワークを行う意義・手法についての共通認識・スキルは十分ではない。したがって、現実として地域でのソーシャルワークを実践するには困難なことも多い。

II A市地域包括支援センターの取り組み

地域の中で行政直営の支援センターが中心となり、他の組織や団体と連携している自治

体の支援センターをここにあげる。

A市では相談支援体制づくりを行うために、庁内にワーキンググループを編成した。その庁内の活動に着目し、支援センター職員B氏（社会福祉士）にヒアリング調査を行い、いくつかの知見を得たので紹介する。

（１）A市の概要

A市は、6町村合併により平成15年4月1日市制施行された。A市は、果樹栽培が盛んな田園都市である。市域の多くは山々が連なる山岳地帯であり、市内の鉄道は、約半世紀前に廃線、わずかなバス路線のみで公共交通機関は少ない。

平成24年4月1日現在、人口72,566人、総世帯数25,652世帯、日常生活圏域1カ所、障害者相談支援事業所は、3カ所あり、社会福祉法人が受託している。

高齢者数は、男性6,934人、女性8,834人、高齢化率21.7%である。障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳2,990人、療育手帳445人、精神障害者保健福祉手帳479人、障害福祉サービス支給決定者数514人である。介護認定は、要支援1～2が411人、要介護1～5は2,183人、在宅認知症高齢者数1,509人（高齢者人口の8.8%）うち1,392人が75歳以上の後期高齢者である。

（２）A市地域包括支援センターの総合相談と福祉総合相談課

A市地域包括支援センターは、自治体直営型1カ所で、平成18年度市役所本庁舎介護福祉課内に開所した。その後平成24年度機構改革に伴い、福祉総合相談課を開設した。開設にあたって、庁内でワーキンググループを編成し、これに至った経緯を次に示す。

A市は、平成15年4月に合併後、平成16年11月に第1次A市総合計画基本構想概要を提示している。その後、第1期地域福祉計画が平成17年3月に策定された。第1期地域福祉計画策定に際し実施した市民アンケートで「市が取り組むべきこと」の項目において、

「相談体制の充実」を望んでいる結果から、重要課題と位置付けた。しかし、その後5年が経過しても相談体制の整備は実現していない。

第2期の地域福祉計画市民アンケート（平成20年10月実施）においても、6割の住民が「相談体制の充実」に取り組むべきと答えていることから、第2期の地域福祉計画の重点施策として、さらに市総合計画の後期計画の重点施策として「相談体制の充実」に向けて取り組む必要があるため、庁内でワーキンググループを編成し、平成22年度から2年間の活動の結果、平成24年4月に福祉総合相談課が整備された。

このワーキンググループは、庁内に行政改革課があり、その下に政策推進担当が置かれている。庁内の機構として、行政改革課が企画し、政策担当課に下ろす。そして、保健福祉部ワーキンググループが編成された。グループのメンバーは、平成22年度時、福祉課4人、介護福祉課3人、健康増進課2人、子育て支援課2人計11人で、リーダーは福祉課課長である。さらに専門職である保健師、社会福祉士、精神保健福祉士の3職種が、平成23年度に各々の所属課から、福祉課に異動し、福祉総合相談課設立準備担当としての業務となった。

このワーキンググループは、法的根拠はなく当時「保健福祉部相談支援」が最優先と位置付け相談支援の充実を掲げ、ワーキンググループを立ち上げた。

活動内容は、政策提案を行政職員全員にプレゼンテーションし、月に2～3回は活動する。時期によっては毎週開催し、検討を重ねた。勤務外では、食事会で懇親を深め、グループのメンバー（行政職員）の共通理解を深めていった。この活動のキーパーソンは、B氏である。B氏は、社会福祉法人特別養護老人ホーム（併設の在宅介護支援センター兼務）で約10年間勤務後、平成18年度から行政の職

員となった。B氏は、現在、A市福祉総合相談課相談支援担当地域包括支援センターの所属であり、社会福祉士である。

このワーキンググループにより、福祉総合相談支援体制の再整備が行われた。

これまで、高齢者の相談は、地域包括支援センター、障害者の相談は、障害者相談支援、子育て相談は、家庭児童相談室であったものを一つの課が窓口となった。高齢者・障害者本人だけではなく、地区の民生委員や近隣の住民など、関係者が相談に来る場合でも、「とりあえずここへ行けば話が進む」という一本化されたわかりやすい場所が必要であった。

庁内の職員構成として、平成23年度までは、保健福祉部4課（福祉課、介護福祉課、子育て支援課、健康増進課）であったが、平成24年度からは、保健福祉部が5課に編成され、福祉総合相談課が加わった。支援センターは、平成23年度までは、介護福祉課にあり、平成24年度からは、福祉総合相談課に移動した。

A市地域包括支援センターの平成23年度総合相談件数は、4,419件である。相談種別で最多件数は、ケアマネジャー支援522件、次に介護保険に関する相談で372件あり、3位が経済・生活に関する相談で365件、4位が医療に関する相談である。介護予防給付管理数（平成24年3月）が、直営148件、委託136件であった。

平成24年度の相談件数に関しては、福祉相談課の件数は、窓口が一本化したため増加している。平成24年度の11月期の結果が約500件であり、年間推計は6,000件となる。相談者は、傾向として、平成23年度までは、当事者よりも家族が多かったが、障害者本人が多くなっている。

福祉総合相談課の人員体制は、課長（地域包括支援センター長）1名、地域福祉担当2名、生活保護担当6名、相談支援担当（地域包括支援センター・障害者相談支援事業・家

庭児童相談室）11名である。他の課で、介護予防プランナーとして3人（保健師2人、看護師1人）を加えて4人のケアプランナーが嘱託として配置されている。これにより、介護予防プランに日々追われることはA市地域包括支援センターではない。なお、介護予防給付管理数の比率は、平成23年度と同様に、直営：委託＝6：4の割合で行っている。

また、地域ケア会議は、課題を提供し、提言機能を有している。住民福祉関係者、保健・医療・福祉などの各種専門職、行政担当者による「地域課題の把握」や「その問題解決」について行う、住民主体の福祉のまちづくりに向けた会議である。現在、A市の地域ケア会議自体の運営は試行錯誤しており、区分整理を行っている。

ヒアリング調査時、「A市の一地域を14の小学校区に分け、小地域ケア会議は行っている。地域ケア会議は、ただ関係者が集まり、会議を開催する通り一片のものでは何も進展しない。この会議が政策提言する場所にするのか、困難事例を検討すればそれでよいのか、それを明らかにしなくてはならない。」とB氏は語った。

（3）社会福祉協議会との連携

困難事例が増加している背景には、既存のサービスだけでは支援しきれない地域で孤立した人、SOSを発信できない人に対し、アプローチ出来ていない現状がある。

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に組織された「社会福祉法人」という性格をもつ民間団体である。A市社会福祉協議会の平成23年度一般会計予算をあげると収入の介護保険収入が約35%、受託金収入が約30%、経常経費補助金収入約16%、自立支援費等約6%、会費収入約3%、補助事業等収入約2%、その他約8%である。

社会福祉協議会の創設は、戦後であった。その特徴として、次の4つがあげられている。

①コミュニティオーガニゼーション、②公私の社会福祉及びこれに関する専門家、専門機関、団体、住民によって構成される公共性の高い民間組織、③共同募金と表裏一体の関係をもつ、④社会福祉の総合的、全国的系統的組織である。

考察

I 地域住民にとって有益な条件設定

A市地域包括支援センターの事例より、地域住民にとって有益な条件を検討した。

(1) 行政の福祉相談窓口の統合化

多問題を抱える家族にとって、A市の結果のように相談窓口が統合化されることは、合理的である。多くの行政の窓口は、各々分かれており、たらい回しにされる地域住民は数多く存在する。社会福祉領域のなかでも障害者・児童・高齢者と窓口が分かれていることが多い。何か問題が生じた時、どこに相談すれば良いのか。その相談窓口が、地域住民にとって身近に存在することが望ましい。それが地域住民にとって有益となり、ワンストップサービスの拠点となることが重要である。

行政は、介護保険の保険者であるから、保険料の徴収や給付という事務的な業務のみに陥らないように努める必要がある。

(2) 個人情報保護法の守秘義務の範囲とネットワークづくり

個人情報保護法が成立して、地域のなかで連携がより難しくなっている。それは、Iの(2)厚生労働省補助事業実態調査結果「関係機関との連携を行いたかったができなかった理由」：「個人情報保護により情報が共有できない」(41%)より、医療機関、医師会、保健所、町内会・自治会との連携を拒否される理由として、個人情報の保護があげられている。

厚生労働省は、過敏にならないようにと啓発しているが、やはりどこまで個人の情報を守ればいいのか、実践する側にとっては躊躇

するところではある。

しかし、その本人にとって、その個人情報を守ることにより、高齢者虐待等の不利益が生じる恐れがある場合、情報を伝える必要が出てくる。また、本人の同意があれば、情報の開示は有効である。必要最低限の情報を関係者に伝え、本人・家族の問題解決の糸口となれば、本人・家族の暮らし向きは改善されていく。

地域のネットワークづくりには、専門職以外の連携も必要である。例えば、地域独自のまちかど相談員や民生・児童委員である。その方たちには、個人情報保護についての研修会を開催している自治体もある。研修を重ねていくことで、組織間の共通認識も生まれてくる。地域包括支援ケアシステムを構築するには、山口⁴⁾が述べるように「ネットワークの構築は人間の関わりのなかで築かれるもの」であり、お互いの顔が見える関係が極めて重要となる。

Iでは、条件設定として①相談窓口の統合化、②ネットワークづくりに必要な情報共有には個人情報保護法の守秘義務の制限が伴うことをあげた。

現在、高齢者には介護保険制度、障害者には自立支援制度がある。しかし、この制度だけで地域住民が安心しては暮らせない。制度とインフォーマルな組織の活用、情報共有できる場の開催、それらをコーディネートする人物(キーパーソン)も必要である。既存の社会資源と新規開拓する社会資源を大いに利用するには、制度や組織、それを動かすキーパーソンの存在がなければ、システムの構築は不可能であろう。

II 地域包括ケアシステムを構築するための政策提言

(1) 地域包括支援センターの業務内容の統合化

要支援1, 2の認定者の介護予防プラン作

成については、利用者の立場から、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに任せたほうが利用者や家族にとって有益と考える。これにより、居宅介護支援事業所の法人系列が囲い込みをする可能性は否定できない。しかし、地域課題を解決するには、支援センターに課せられている4つの業務は負担が大きすぎる。介護予防プラン作成の業務を失くし、地域支援事業等から地域課題を発見し解決するようにしなければならない。

地域支援事業は、現状のまま支援センターが継続し、A市のように福祉の相談窓口を統合化する。そして、その窓口からさらに障害者福祉、高齢者福祉と細分化された対応を行う。高齢者を含む社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の理念を各自治体が導入すべきである。

Ⅱの（２）A市地域包括支援センターの相談件数結果より、窓口が統合化されたことにより、家族より障害者本人の相談が多くなったことはソーシャルインクルージョンの理念に基づいた功績と言える。

また、支援センターの職員のためのソーシャルワーク技法等、職員のスキルが向上する研修を行う。地域には多様な課題が潜んでいる。各種の制度に当てはまらない住民の課題をいかに発見し、解決に結びつけるかが必要である。発見するには、支援センターと地域福祉を担う社会福祉協議会が連携し、地域の各組織と協働するネットワークから発見され、問題が起きる前から介入でき、解決に向かえるようにする。現象が起きてから対応するのは、遅すぎるのである。

各自治体で「地域」の捉え方は異なると思うが、地域ケア会議を開催する目的を各自治体が明らかにして、政策提言ができるようにする。

行政（保険者）としての自治体の方針・計画を住民に周知徹底し、住民・行政（保険者）・企業や各組織の役割が明文化されることをし

なければならない。しかし、計画や目標だけ掲げて、住民の声を反映した計画になっているかが重要であり、十分な検討を重ね実行に移すべきであると考ええる。

骨組みがしっかりした方針を行政（保険者）が策定し、地域全体を鳥瞰する視点、さらに個別対応していく視点を併せ持つことが必要である。

（２）地域包括支援センターの職員体制

自治体直営の場合、既存の職員のなかで、経験不足の専門職員も存在するため、A市地域包括支援センターの職員採用のように、民間から有能な人材を雇用する。地方公務員の場合、平均3年に1回の職場での配置転換が行われている。しかし、この支援センターの業務内容は専門職が必須であり、基本的に配置転換はなく、仕事（ソーシャルワーク）が継続しやすい勤務体制とする。

支援センターの職員配置は、ソーシャルワークの実践が求められているため、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の配置を増員することが望ましい。近年、地域での精神障害に関するニーズも潜在しているため、精神保健福祉士が必要である。

一般に行政職員の中でも、専門職と他の行政職との認識に溝が生じることは否定できない。その溝を埋めるためには行政職員の中で、情報の共有や共通認識を持つことも必要であり、そのための研修は必須である。

ケアマネジャーの出自職種は、多種多様である。例え、ケアマネジャーを増員しても介護保険下のケアマネジメントは可能だが、地域のネットワークを構築する資質は、現状の介護支援専門員養成の実務研修内容からは困難であると考ええる。したがって、現在の支援センターの職員は、介護保険制度研修の他に、ソーシャルワークのスキルをあげる研修を地道に積みあげていく必要がある。

（３）地域包括支援センターの今後の展望

結果Ⅰの（２）より、支援センターの運営

は、行政直営が約2割、社会福祉法人が約5割であった。また、緒言で述べたように、直営が3割、委託が7割と委託が増加している(H24. 4月現在)。この結果より自治体直営の支援センターが増えるべきである。他の法人へ委託する補助金は、決して安価ではない。現在の支援センターの運営方法から、介護保険前の在宅介護支援センターと比較すると介護予防ケアマネジメントを除けば、運営方法や役割・機能は差異がないと感じる。

したがって、その補助金相当の予算を利用して、自治体が専門職の雇用を積極的に行い、他の組織と連携を深めていくことはできないのであろうか。A市では、地域包括支援センターの職員の人件費は、市の特別会計から予算化され、事務用品、研修、講座開催費等は一般会計から予算化される。直営のメリットは、保険者である自治体の方針が直接に下りる。また、同じ行政職なので政策策定にも関わることができ、意見が反映されやすい点にある。委託であれば、どうしても間接的になり、委託の支援センター職員の意見が反映されにくい環境になると考える。委託でも、委託の支援センター職員と行政との話し合いの場を積極的に設け、意見を吸い上げられる環境にしていかなければいけない。常に問題意識をもち、日々の業務に流されない仕事を行う必要がある。

また、地域包括ケアシステムを十分機能させるには、地域課題をアセスメントして、他の組織と連携できる専門性をもつキーパーソン(ソーシャルワーカー)が存在しなければならない。それは、待っていても突然現れるわけではなく、その知識やソーシャルワークの手法を十分に身につけられる研修も開催していく必要がある。

社会福祉士の登録者は、毎年増え続けているものの資格を取得しても専門性が発揮できる職場に就いていない者もいる。社会福祉士及び介護福祉士法が整備されたのが、1987

年である。法整備から約26年経過しているが、ソーシャルワーク実践は、未だ根付いていないと考える。さらに、精神保健福祉士は平成9年の法律の制定で、約16年経過している。福祉職の大学等の教育はカリキュラムの内容を見直し、福祉職の理念をしっかりと植えつつ、ソーシャルワーク実践の充実を図る高等教育を行うことが重要である。

住んでいる地域で、本人や家族の困り事が、何らかの疾病に罹り医療機関で治療・治癒して解決できれば良いが、現実には、病気や障害、経済的な事情等、その他諸問題を抱え、医療行為のみで解決できない事柄の方が多い。

これからの20年間、昭和10年代に生まれた世代やさらに戦後のベビーブームの時代に生まれた世代が高齢期を迎える。2055年には、2.5人に一人が高齢者になると予測されている。独身女性・独身男性も増加している。権利擁護の問題もさらに増加する。もし、彼らが加齢とともに疾病等を患い、一人で生活するのが困難になった場合、地域の力が必要となる。その人らしく地域で暮らせる社会にするには、地域の福祉力、組織力が必要である。そのために、社会福祉協議会は、事業ベースにならず地域ベースとなり本来の役割を果たして欲しい。社会福祉協議会がボランティアの組織化(有償・無償)を図ることで、少しでも地域に活力を与えられる。小学校、中学校、高校の児童・生徒、地域の学生も巻き込んだ取り組みも期待できる。

特に、独居で親族のいない高齢者は成年後見人の登録をする必要が生じる。そのためにも、支援センターが地域のなかでネットワークが構築できるような働きかけを積極的に行う必要がある。

結語

わが国は、介護保険制度が2000年に実施され、近年厚生労働省は、地域包括ケアシステムの構築を行う方針を強化した。

本稿では、既存の調査結果やA市地域包括支援センターの聞き取り調査から、地域住民にとって有益な条件設定や政策提言を行った。

2011年の介護保険法改正により、介護予防ケアマネジメントの要支援1・2の介護予防ケアプラン作成は、委託件数の条件が撤廃され、包括的支援事業を委託する場合の保険者の役割も明示された。各市町村が、事業の実施に係る方針を示さなければならない。

フォーマルサービスとインフォーマルサービスを結び付け、クライアントのQOLが向上し地域住民の福祉の充実を図るには、多様な働きかけが必要となる。超高齢社会の状況下、在宅福祉を推進するのであれば、障害者・身寄りのない独身者を含めた社会的包摂の窓口としてその名称通り地域を包括する「地域包括支援センター」が存在しなければならない。

地域包括ケアシステムのなかで、在宅福祉だけではなく特に地域医療（在宅医療）と連携する必要がある。在宅医療との連携は、非常に重要となる。

地域包括ケアシステムは、自助・互助・共助・公助の役割分担により支える仕組みであり、支援を必要としている人の地域生活を支えるために、医療や介護だけではなくインフォーマルの組織などと個別支援ネットワークを機能させる仕組みである。

したがって、地域包括ケアシステムを構築するための要素は、制度とインフォーマルな組織、フォーマルサービスとそれに従事する職員、情報共有できる場、支援センター職員特にその職員は、ソーシャルワーク実践を積極的に行える人物が重要な要素となる。

個別支援ネットワークが円滑に機能できるように行政直営の支援センターが核となり、社会福祉協議会とともにソーシャルワーク実践をしていくことが望ましい。

<注>ソーシャルワークとは、問題を抱えている本人や家族という個別支援に留まらず、

グループ（例えば、同じ問題を抱えたアルコール依存症の小集団）支援、あるいは地域における団体・組織（民生・児童委員、婦人会、医師会等）への働きかけを行い、人々の生活がより良くなるために、現在の仕組みや社会資源を利用して問題解決しようとする活動そのものであり、人々と制度を結びつけ、政策をも変えていくものである。

ケアマネジャーが介護保険下で行っているケアマネジメントは、次の条件が加わる。介護保険は、要介護度に応じて使えるサービスの種類や供給量を厳格に定め、利用者とケアマネジャーがその枠の範囲内でケアプランを作成する。これにより、介護保険サービス全体を効果的・効率的に調整するという機能が、介護保険下のケアマネジメントには潜在的に課せられている⁵⁾。ケアマネジメントは、ソーシャルワークの一手法である。

<参考文献>

1. 山本繁樹著：『地域包括支援センターにおける「総合相談」の意義と展開』ソーシャルワーク研究 Vol.33 No.3：15, 2007
2. 白澤政和：平成22年度地域包括支援センター等による地域包括ケアを実践するネットワークの構築の進め方に関する調査研究事業報告書、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国地域包括・在宅介護支援センター協議会、東京、2011、pp. 39
3. 伊藤周平：『「改正」介護保険と社会保障改革』山吹書店、東京、2005、pp. 124
4. 山口浩治：『高齢者虐待防止とネットワークーネットワーク構築における「関係からの視点」ー』ソーシャルワーク研究 Vol.34 No.2：32、2008.
5. 副田あけみ：『介護保険下の在宅介護支援センターーケアマネジメントとソーシャルワークー』中央法規出版株式会社、東京、2004、pp. 28

看護学科における地域貢献を考える

A survey to consider about a contribution to local society
by means of nursing education

栗 田 孝 子 Takako KURITA	武 藤 英 理 Suguri MUTOU	伊 藤 恒 子 Tsuneko ITOU
林 由美子 Yumiko HAYASHI	本 田 可奈子 Kanaako HONDA	渡 邊 清 美 Kiyomi WATANABE
石 黒 なぎさ Nagisa ISHIGURO	神 谷 美 香 Mika KAMIYA	清 水 八重子 Yaeko SHIMIZU
大 澤 伸 治 Shinji OHSAWA		

I. はじめに

本学看護学科は、本年4月に地域医療に
える人材育成として開講された学科であり、
地域に身近な高等教育機関として看護師の専
門教育を期待されていると考えている。

平成24年8月に中央教育審議会が答申した
内容を見ると、大学改革への期待として予測
困難な時代に対応する基礎力と活路を見出す
原動力としての有能な人材を育成する学術研
究の発展、学術研究を通して社会をリードす
る役割が明記されている¹⁾。また、今後の改
革方策の一つに地域社会・企業などと大学が
連携をすることで、大学は地域に即したイノ
ベーションの創設の核と位置づけている。こ
れらをみると大学の使命は、教育・研究に加
えた第三の使命として社会貢献を位置づけて
おり、大学のもつ知的資源をどのように活用
するかは、それぞれの大学に委ねられている
ところである。

本学でも同様に「教育・研究・社会貢献」
を大学の役割と考え、44年の歴史を踏まえて
各学科は、この3本の柱に向かって取り組ん
でいる現状がある。しかし、看護学科は、誕
生したばかりであり、本学の教育理念に基づ

いた目的に向かって教育の充実に力を注いで
いるところであり、地域の人々が本学看護学
科へ何を期待しているのか、は分かっていな
い。そこで、第一段階として地元の人々が本
学科に何を期待しているのか調査し、今後の
教育・研究・地域貢献のあり方を探りたい。

II. 研究目的

本学周辺の住民が看護学科にどのような期
待をもっているか、を明らかにし今後どのよ
うな貢献ができるか、本学の使命を踏まえ地
域貢献の在り方を考察することを目的とする。

III. 研究方法

1. 調査対象：本学を中心に周辺地域に住所
を有する住居者300名。
2. 調査方法：住宅地図に記載のある住民に
対し無作為抽出し、郵送法による質問紙
調査。
3. 調査内容：
 - ①本学の周知状況（場所の認知）
 - ②来学の有無とその機会
 - ③看護学科の認知の有無
 - ④健康上の困りごと

⑤本学科に期待したいことや一緒にやりたいこと

⑥回答者の属性等

4. 調査時期：平成25年 6 月10日～平成25年 7 月10日
5. 分析方法：数量での回答は量的分析、自由記述は内容の類似性に基づき分類した。
6. 倫理的配慮：質問紙調査とし、回答は無記名とし返信を依頼した。また、回答は自由意思に基づき自宅で記述し、郵送をもって同意とした。分析は、電子データとして入力し、鍵のかかる保管庫で管理している。

なお、大垣女子短期大学研究倫理審査委員会の審査25-3で承認を得た。

IV. 結果

1. 調査表の回収については、300名に郵送し回収は113名（37.7%）。
2. 回答者の属性
性別回答者数では男性72名（63.7%）、女性40名（35.3%）、無回答1名であった。年齢階層は20歳以下が 1 名、30歳代～50歳代30名（26.5%）、60歳代～70歳代71名（62.8%） 80歳以上11名（9.7%）であった。

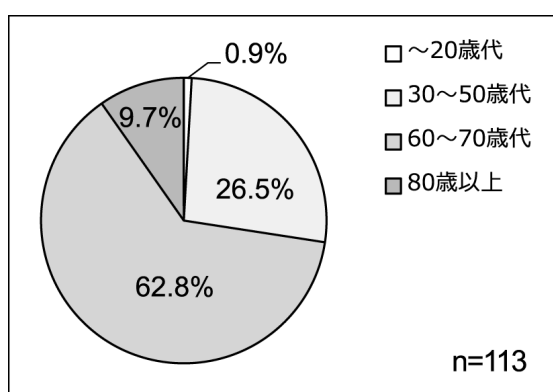


Fig 1. 年齢層内訳

同居の家族は、単身は 5 名（4.4%）、夫婦のみ 29 名（25.7%）、夫婦と子どもの核家族が 30 名（26.5%）、2 世帯が 9 名

（8.0%）、3 世帯 25 名（22.1%）、その他 15 名（13.3%）であった。

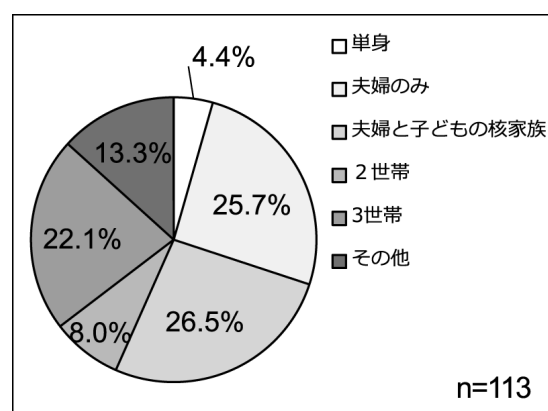


Fig 2. 世帯内訳

3. 調査内容についての結果

- 1) 場所の周知は、回答者の全てが知っていると考えていた。
- 2) 今までに本学へ来たことの有無については、113名（90.3%）が来たことがあると答えていた。

この113名に対して、どんなときに本学へ来たかという問いに対して、1 位はみずき祭が33.2%、2 位 散歩の経路として20.1%、3 位 お水を汲みに18.2%、4 位 公開講座の聴講6.1%、5 位 音楽鑑賞3.7%、6 位 図書館、カフェテリアがそれぞれ1.4%であった。

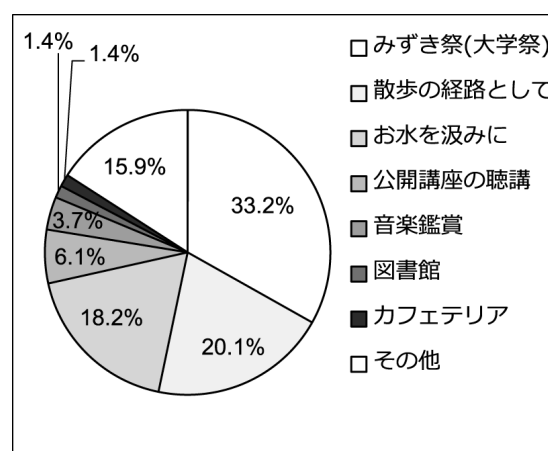


Fig 3. 来校の目的

- 3) 看護学科の開講についての認知は、知っている人は77名(68.1%)で知らなかったと応えた人は36名(31.9%)であった。
- 4) 健康上の困りごとは、あると答えた人は27名(23.9%)ないと答えた人は80名(70.8%)、無回答6名(5.3%)であった。

健康上の困りごとについて、あると答えた人27名にその内容を自由記述で求めたところ一番多かったものは、具体的症状による悩みの記述21名で内容は、腰痛が最も多く、次いで高血圧、代謝症候群、それ以外に肩関節周囲炎、骨粗しょう症、肝炎、緑内障、不眠などであった。

また予後・生活・加齢に対する悩みを挙げており、その内容は体力低下、老後の生活等であった。それ以外には薬に対する悩み・病気の原因がわからないなどもあった。

健康上の困りごとがあると答えた人の年齢をみると50歳代(22.2%)、60歳代(25.9%)、70歳代(22.2%)と50歳以上が健康上の困りごとを多く上げている。

- 5) 期待したいことや一緒にやってみたいことの有無については、「ある」は56名(49.6%)、「ない」42名(37.2%)、無回答15名(13.2%)であった。その内容を表1に示す。

表1. 記述内容

望みたいこと(n=56)	
健康、予防に関すること	21
医学に関すること (医者のかかり方、医療情報等)	16
高齢者、介護に関すること	14
施設利用	9
公開講座	6
大学の地域参加・協力	4
クラブ活動	4
地域医療に関すること	2
保育・育児に関すること	2
その他、看護・薬等	各1

一緒にやりたいこと (n=10)	
緊急蘇生講習	2
医療相談・健康相談	2
地域参加・地域活性化	2
クラブ活動	2
現役看護師指導	1
看護体験	1

V. 考察

1. 調査から読み取れる住民ニーズ

回答者の特徴は、男性が64%、年齢は60歳以上が72.6%と多く回答しているが、これは住宅地図によって宛名を選定したことによるものと考えられる。

また、本学の認知度は100%であった。来学はみずき祭、公開講座、音楽鑑賞、図書館など特定の日程で、かつ意図的に来学するものと、散歩、水汲み、カフェテリアなど日々の生活として大学を活用するものと2分されるが、何れにせよ地元住民の生活の一部として本学が活用されていた。このことは、本学周辺住民を対象にした調査であること、回答者に男性が多いことを割り引いても90.3%の人が本学に来たことがあると回答しており、この地域の地元短期大学として認識され活用されている姿と考えることができる。

これに対して看護学科の開講は、3割の人が知らなかったと答えており、看護は、健康・不健康を問わず、健康の保持・増進・健康回復・安らかな死に向けて人びとの幸せに貢献する学問領域であり、今後看護学科の存在と活用を住民と共に考えていく必要がある。

健康上の困りごとについては、困りごとがあると答えた人は、回答者の1/4で国民生活基礎調査では65歳以上の有訴者率は、国民の約半数²⁾であることを比較すれば元気な人が多いことが分かる。

また、困りごとは50歳以上に訴える人が多く、その内容は腰痛、肩関節周囲炎、骨粗しょう症などの筋骨格系の疾患、高血圧等の循環

器系の疾患、糖尿病等の代謝疾患で加齢及び生活習慣に起因すると考えられるものに大別できる。また、70歳代、80歳代の回答者では、体力低下、老後の生活等の悩みを挙げており加齢と共に自らの活動の衰えを実感した悩みであり、かつ家族構成からみても夫婦と子どもの核家族以下の家族数が64名であることも考え合わせると今後の身体衰えとサポートの両面から困りごととして表現されたものと考ええる。

このような悩みに対して看護学科への期待は、ここにあげられた問題への対応としての健康、予防に関することや医者のかかり方、医療情報等の提供であると共に加齢に伴う介護に関することが求められていると考えられる。

また、一緒にやりたいことに、地域参加や地域活性化、クラブ活動などが挙げられており、地域住民と協働してできること、例えば看護学科の畑や花づくりに地域の人の力を借りる、クラブ活動ではテニスなど学生と共に楽しめることなどを検討していくことでより身近な短大としていく必要がある。

2. 看護学科における教育・研究・社会貢献のあり方

高等教育機関としての大学の使命は、教育・研究・地域貢献であることは、すでに述べた。しかし、本看護学科は開講したばかりで当初のカリキュラムの実行に向け教員10名でスタートし教育実績も研究もそれぞれの背景も多様という中で、本学科の教育目標に向け、教育の充実に努力している最中である。こういう状況下で住民の本学科への期待を知ることができた。

これを踏まえ社会貢献を考えると1つ目としては近隣住民の要望である健康、予防に関することについて相談できる受け皿をつくり、各々の健康づくりに貢献することと考えられる。例示するならば月1回程度の「がやがや

健康相談」の開設である。これには可能であれば学生が参加できると、生活の実体験のない学生にとって人びとの生活を知る機会になり、かつコミュニケーションを体験できる場となる。特に看護は、健康生活に向けた支援であるとするならば、人びとの生活を知ることとは看護・健康を考えるスタートになるものと考ええる。即ち学生の教育の機会であり地域貢献でもあるということになる。

2つ目の貢献は、困りごととして記述された加齢に伴う身体的不安に対してである。知識を増やし、対応を考える条件を整えるなど高齢者や在宅での療養に関わる公開講座である。教員が全員そろっていない段階なので、新たに住民対象の講座の開設は困難であり、学生と共に受講する講座、例えば在宅看護論などはこれに対応できることになる。また、可能であればこの公開講座の終了後、参加者の意見交換会などをつくることで住民自身の気づきにつながったり、仲間づくりに発展したりする要素が含まれていることや本学科の教員が、人びとに対して知の資源としてリーダーシップを発揮することができ、かつ教育内容が地域の生活実態と結びつき精度を上げることにつながる。また、地域の人びとにとっては、健康に関するオフィスとなる。これが将来的には、1つ目で述べた相談活動を含め、データとして分析し研究することで、身近なコミュニティーづくりに繋がり個人の問題を地域の問題として還元し、健康な町づくりへと発展させていくことが高等教育機関として地域に即したイノベーションの核であり、地域住民に結びつける重要な役割であると考えられる。

3つ目としては、地域医療への貢献である。この西濃圏域の医療状況を見ると大垣市民病院に代表される急性期医療と他の病院・診療所を中心とした慢性期医療、そして訪問看護を中心とした在宅医療であるが、その現場で働く看護職は様々な環境下で研修体制や研究

指導を準備されている施設から、数名で日々
の問題解決に悩んでいる看護職まで様々であ
る。この西濃圏域で日本中央看護専門学校か
ら引継ぎ、唯一誕生した高等教育機関として
の看護学科としては、このような環境の整備
ができていない、自力で対応できない施設の
看護職に対して貢献することが、本学科の使
命ではないかと考える。今回の調査結果では、
一緒にやりたいこととして、住民対象の調査
であるにも関わらず「現役看護師指導」と記
述されていた。この意味をどのように考える
のか、検討する必要がある。

平成19年の岐阜県内看護職の「生涯学習支
援に関する要望・ニーズの調査」²⁾に関する
文献を見ると看護職が現在捉えている改善す
べき課題への取り組みとしては、「職場で話
し合った」が74.9%、「研修を受けた」が42.3
%、「文献等で情報収集した」39.9%、であ
り、改善すべき課題に関する大学への期待で
は「研修会などの講師派遣をする」が45.5%、
「図書館を充実させる」が37.2%、「研究支援
を行なう」が19.0%で、「共同研究を行なう」
が11.7%と記述されていた³⁾。このように現
場の看護職は課題を自ら解決しようとしてい
る姿があり、それに対しての大学には、講師
の派遣であったり、研究支援や共同研究に見
るように研究に対しての関わりが要請されて
いるものと考えることができる。この調査数
値は、5年も経過しておることや広く岐阜県
下を対照としていることから地域特性が不明
である。これらを踏まえ、この西濃圏域の看
護職が私たち看護学科教員に何を望んでいる
のか、明確にすべきであり、そのニーズに応
えることが地域の医療を支えている看護職と
共に『良い看護』を追求する研究でもあり、
貢献であると考ええる。

また、看護専門職として地域の看護職をサ
ポートする支援が最も大学がもつ知的財産の
活用としてできうことだと考えている。即
ち、教員の研究の促進と病院の看護職との共

同研究或いは研究指導である。これを発展さ
せることが地域の医療に即し、大学の第三の
使命である地域貢献ではないだろうか。そし
てこのことは、学生にとって良い実習ができ
る場づくりに結びつくことになる。このよう
に教育・研究・社会貢献を連動させることで
将来的には、地域の求める教育としてのカリ
キュラムの検討につなげていくことに結びつ
いていくものとする。本論文筆頭者は地域
活動として大学と現地看護職との協働した活
動の意味⁴⁾や病院看護職或いは企業の看護職
等とも共同研究⁵⁾⁶⁾をして現場の看護の質向
上に貢献した経験をもつ。このような経験も
活用し本学科ならではの貢献を考えていき
たい。そのために来年度は、西濃圏域の看護
職のニーズ調査を行い今回の調査結果で「現
役看護師指導」と回答した意味を考えること
を課題としたい。

以上、社会貢献を主に述べたが、社会貢献
だけ単独で存在することではなく教育と研究、
社会貢献は三位一体のものと考えている。例
えば、教員の研究が地域の看護職への貢献で
あると共に現場の看護職と共同することを取
り入れることで、看護職の抱える問題を解決
し、それが現場の看護改善に繋がり、よりよ
い看護をつくり出す。これが学生の実習の場
づくりになり、この現場の看護が、教育の質
の向上につながる。また、理論と現場の看護
実践が繋がり学生の学修を助ける、即ち科学
としての看護の理解に繋がることになる。こ
のような三位一体の動きを創り出すことが、
高等教育機関としての役割と考えている。

VI. おわりに

本学の住民の認知度は100%であり、来学
は90.3%であり、地元の大学としての認知度
は高い。本学の活用をみるとみずき祭、公開
講座、などイベントへの参加と散歩、水汲み
など日々の生活の一部としての活用であった。

看護学科の認知度は7割であり、十分とは

言い難い。看護学科への期待は、健康上の困りごとへの対応であり「健康、予防に関すること」「医学に関すること」「高齢者、介護に関すること」が人びとのニーズであることが分かった。今後の地域貢献を考えると、この困りごとに対して高等教育機関として教育・研究・社会貢献の三位一体が連動させるように描きながら当面は、『がやがや健康相談』や加齢に伴う身体的不安に対して『在宅看護論』など公開講座の開講を進める。将来的にはこの両者を発展させ人びとの健康に関するオフィスとしての活用や得られたデータを分析、研究し個人の問題を地域の問題として還元し、健康な町づくりへと発展させていくことが高等教育機関としての重要な役割であるとする。他方では看護専門職として研究活動を通して地域の看護職をサポートすることが最も大学がもつ知的財産の活用としてできることだと考えている。

課題としては西濃圏域の看護職のニーズ調査を行いどのような貢献が具体的にできるか、検討することであった。

文献

- 1) 文部科学省：中央教育審議会 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて 答申、平成24年8月28日、1-33.
- 2) 伊藤雅治他：国民衛生の動向、財団法人厚生統計協会、2010/2011、72-73.
- 3) 平山朝子他：県内看護者からの生涯学習支援に関する要望・ニーズ調査、科学研究費基盤B研究成果報告書 63-77、平成19年3月.
- 4) 栗田孝子 奥井幸子 池西悦子：市町村・県・保健所・大学の専門職が協働する意味を考える、保健師ジャーナル、第61巻第9号、850-854、2005.
- 5) 岐阜県立看護大学：就職3年目の看護師の看護実践をととして「自分育て」を考える、共同研究事業、平成20年度、10-11
- 6) 岐阜県立看護大学：労働生活を支援する看護活動、共同研究資料、平成14年度1-45

入学時に学生が描く子ども観についての検討

A study concerning the concept what the child is in the student of our college at the stage of admission

林 由美子

Yumiko HAYASHI

はじめに

本短期大学は開学44年の歴史があり、幼児教育科・音楽総合科・デザイン美術科・歯科衛生科の4学科に加え25年度に看護学科が開設され、5学科を擁し566名の学生が学んでいる。教養科目、ゼミ、課外活動など学科間交流を積極的に推奨しているのが特徴的である。

幼児教育科1年次生に対して「子どもの保健Ⅰ」授業を担当するなかで、「子ども」についての概念形成は重要な教育の要素であり、幼児教育や小児看護学における、対象理解の基盤となる。

子ども観を明らかにし、対象を理解し演習や実習といった体験的学びへと展開・統合を図ることにより、教育方法や授業改善への示唆を得ることを目的として、入学初期に学生が子どもに対してどのような印象をもっているのか、「子ども観」として明らかにすることは意義がある。

I. 目的

入学初期に学生が描く子どもに対してのイメージを「子ども観」として明らかにする。

II. 対象および方法

【対象】本学幼児教育科1年次生50名

【期間】平成25年4月～9月

【内容】授業開始時に「こどもの定義」として記述内容を説明後、10分程度で自由に記述

し提出されたハガキサイズ版ミニレポート。

【分析】記述内容を一文一義として区切り意味内容から、類似性・同質性に従いカテゴリーとして抽出した。

【倫理的配慮】研究目的を説明し参加は自由意志であること、同意は文書で求め、同意しない場合でも不利益はこうむらないこと、途中での不同意もあることを説明した。

大垣女子短期大学研究倫理審査委員会25-1にて承認された。

III. 結果

表1 こども観カテゴリー

(カテゴリー8・サブカテゴリー26)

カテゴリー	サブカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー
未熟で存在	感染のリスク 未熟で幼い 愛される存在 身体的特徴 興味関心と知識不足	発達の段階	元気で活発 運動して眠る モノづくりへの興味
社会性獲得に向かう	女の子と男の子の特徴 大人へ向かう階段 仲間との協調 興味と関心	コミュニケーション力の獲得	吸収し伝える能力 語彙の限界
独自の世界	こどもの価値観 一人ひとりの世界 豊かな想像力	自律性の発達	飽きずに取り組む 一人で行なう 挑戦し競争する
情緒の発達	感情表現 敏感で繊細 自由奔放	自我の発達	モノへの欲求 自己中心 自己愛

了解の得られた学生46名のデータは112の記述から成り、26<サブカテゴリー>、8《カテゴリー》で構成された。子ども観の要素としては、<感染のリスク><未熟で幼い><愛される存在><身体的特徴><興味関心と知識不足>から成る《未熟で庇護される存在》、<元気で活発><運動して眠る><モノづくりへの興味>から成る《発達の段階》、<女の子と男の子の特徴><大人へ向かう階段><仲間との協調><興味と関心>から成る《社会性獲得に向かう》、<吸収し伝える能力><語彙の限界>から成る《コミュニケーション力の獲得》、<こどもの価値観><一人ひとりの世界><豊かな想像力>から成る《独自の世界》、<飽きずに取り組む><一人で行なう><挑戦し競争する>から成る《自律性の発達》、<感情表現><敏感で繊細><自由奔放>から成る《情緒の発達》そして、<モノへの欲求><自己中心><自己愛>から成る《自我の発達》が抽出された。(表1参照)

IV. 考察

今回の結果から、入学時に描く子どものイメージは多岐にわたっており身体的・精神的発達について自身のことばで表現されていた。

未熟で無防備ゆえに保護する存在として、

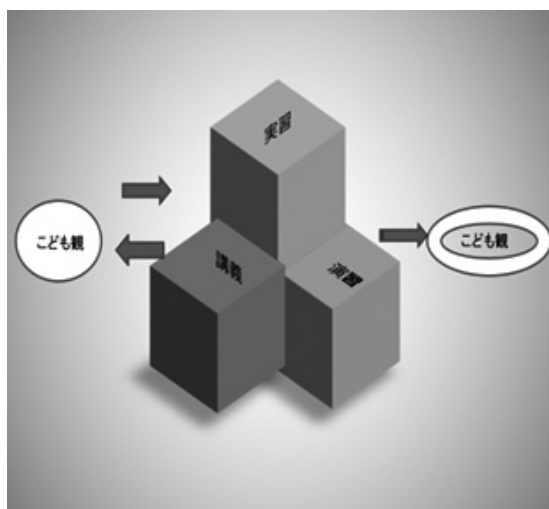


図1 子ども観と学習との関連

成長・発達の指標としての身体的特徴や、言語・非言語による意思伝達コミュニケーションの特徴などを捉えていた。

また、子どもの豊かな感性を個性や独自性として、価値観や世界観として概念化していた。さらには、大人になっていく階段として自我の芽生えや自律性の獲得に向けた特徴の要素や、一部ではあるがアンビバレンスな情緒的特徴も指摘していた。

これらの学生の子ども観の記述からみると図1のように「子ども観」形成に影響する要素として講義や演習、さらには実習が必要であることが推察される。

入学時の子どもに関するイメージが、その後の学習を通し変化・発展していくように、個々の学生の学びが有機的に連動していくよう、教員は意図しなければならない。

学年進行の中で、他の教養科目や専門科目の講義・演習および実習を通して対象を理解し、保育者としての役割・機能を統合し発展させていく基盤を、学習者の本来もっている既習の学びを糸口として、教育的・意図的に導いていくことが、求められていることが示唆された。

ハヴィガースト¹⁾は課題達成の順序性を発達基準の指標として挙げている。

保育士は「Dry Nurse」として表現され、子どもを養育ケアする存在である。保育士として子どもをケアしていくための学びとして、自身で「子ども観」を統合し発展させていくことができるように、今回得られたことを授業展開に役立てていくことが重要であると考える。

学生が入学時から描いている「子ども観」は、授業や実習をとおして変化していく。特に実習に臨むにあたって、子どもに対する肯定的イメージがもてるようにすることは、学生の学びの姿勢に大きく影響する。

近年、こどもと触れ合う機会が減少し、子どもの生活をイメージすることが難しい状況

にある。したがって、求めたい「子ども像」を明確にした講義や演習を組み立て、本来、学生が描いている子どものイメージを大切にしていかなければならない。

細野²⁾によれば看護系学生と保育系学生の乳幼児に対するイメージ比較で、保育系学生は、おおむね肯定的イメージで捉えているのに比して、看護系学生は、肯定的側面と否定的側面が混在すると述べている。

『暖かく柔かい』『豊かで陽気』というような肯定的イメージ、『頼りない、無責任』『落ち着きのない、うるさい』というような否定的イメージの両面で捉えていると述べている。

今回得られた結果から、未熟で幼く愛され底護される存在として、成長していく途上にあり、子ども一人ひとりの世界観・価値観を尊重し、子どものもつ独自の世界、創造性を理解することの意義を学生に伝えなければならない。

学生の描くイメージの肯定的側面と否定的側面の両面を学びの糸口として教育していくことが重要である。

実習をとおしての子どもとの接触体験は学生に驚きと、新たな発見を導く。

また、ひとりひとりの個別性を実感できるチャンスでもある。この学びを意図的に構造化することが重要である。

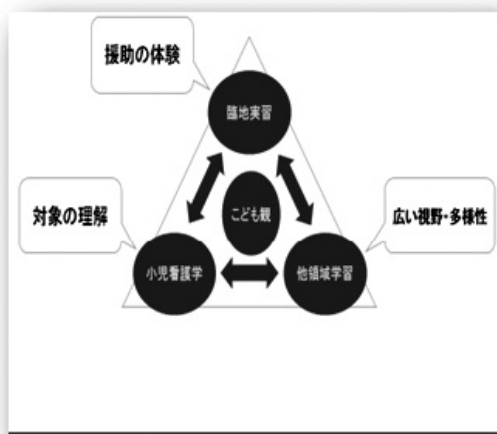


図2 子ども観と関連科目との統合

今回の検討から図2は、看護学生の学びの統合として換言して表したものである。初期にイメージされた子ども観はその枠組が変化し、広い視野や多様性を容認し、実習という援助や、体験的学びによって相互作用し融合していくと考える。

本学の特徴である、地域連携の一環として実施されている「子育てサロン」での子どもや親との交流体験、「子ども祭り」など独自のイベントの企画・参加を通して、対象理解が深まり保育者としての子ども観が形成されケア能力獲得へと繋がっていくと考える。

V. 結語

学生が入学初期に描く「子ども観」は「未熟で底護される」、「自律性、情緒、自我の発達」、「社会性を獲得していく」、そして独自の「世界観」といった身体的、精神的、社会的側面からイメージされている。

おわりに

学術集会で本稿を発表後、小児看護にかかわる教員や看護師の方々と意見交換を行なった。その際、「入学初期の段階で子どもについてのイメージがこんなに広がっていることに驚いた」「学生の描く子ども観を知ることが大切」「実習指導に生かしていきたい」などの貴重な意見をいただいた。私自身も今回得られた結果を教育活動に生かしていきたい。

(第44回日本看護学会小児看護学術集会
発表2013.9.13, 於：宇都宮)

引用・参考文献

- 1) 濱島明他：社会学小事典(新盤)、有斐閣、P502、1996
- 2) 細野恵子：看護系学生と非看護系学生および保育系学生の乳幼児に対するイメージの比較、私立名寄短期大学紀要、41、2008

表2 こども観 カテゴリーリスト

概念 (8)	サブ概念 (2 6)	記述データ (1 1 2)	概念 (8)	サブ概念 (2 6)	記述データ (1 1 2)
未熟で庇護される存在 					

24時間地域巡回型訪問サービス提供実績

Research on the 24-hour around of the nursing care in a area of Gifu City

林 由美子
(元ケアサポート岐阜25)

Yumiko HAYASHI

はじめに

平成24年度の介護報酬改定を視野に、平成23年11月から平成24年3月末までの5ヵ月間、G市委託事業として「24時間地域巡回型訪問サービス」に関わった。

24時間365日対応サービスの実績を振り返り、住み慣れた地域で安心して生活できる体制や機能を実践から考察し、自立支援を促す目的を達成するための事業の有用性を検証する目的で、実績経過を報告する。

I. 目的

G市における24時間地域巡回型訪問サービスを行なった実績からこのサービスが機能するためのシステム構築から実践までの事業の有用性について検討する。

II. 対象および方法

【調査期間】平成23年11月1日～平成24年3月31日

【研究期間】平成23年11月1日～平成24年5月31日

【対象】G市在住の利用申請者54名

【内容】①人数および性別 ②介護度別

③世帯形態別 ④認知症有無と程度 ⑤疾患別 ⑥介護度別の6つに分類したもの

【方法】職員は新規に構成された、9～15名(平均常勤換算10名)、ケアマネジャー(2名)、看護師(3名)、社会福祉士(2名)、介護福

祉士(1名)、訪問介護員(7名)の有資格者の構成員で、G市在住の個人と任意契約し、3台の公用車を保有、常駐オペレーターにより24時間対応のTV電話システムを活用し、定時・随時および緊急時の訪問サービスを実施。

【分析】訪問記録・日報・業務日誌などのデータをエクセルに入力、データを産出し比較検討する。

【倫理的配慮】個人が特定されないようにデータは符号化しプライバシーを遵守し、公表に際しては組織責任者、事業所責任者の了解を得た。

III. 結果

1. 対象

契約者54名(男性21名・女性33名)

2. 年齢 n=54

1)69～99歳(平均83歳SD±5.97)

2)80歳以上が80%

3)年齢区分

60歳代: 2名

70歳代: 9名

80歳代: 34名

90歳代: 9名

3. 対象の介護度別分類 n=54

介護度1(14名)25.9%

介護度 2 (15名) 27.8%

介護度 3 (9名) 16.7%

介護度 4 (9名) 16.7%

介護度 5 (7名) 13.0%

介護度 3 以上が46.4%

(以後 介 1, 介 2, 介 3, 介 4, 介 5)

(契約後 1 名死亡、サービス利用者は53名)

4. 対象の世帯別 分類 n=53

独居 : 30名 (56.6%)

高齢者 : 10名 (18.9%)

同居 : 13名 (24.5%)

5. 対象の認知症の有無と程度 n=53

有り : 38名 (71.7%)

無し : 15名 (28.3%)

認知レベル区分 n=53

0 : 15名 (27.8%)

I : 10名 (25.6%)

II : 11名 (28.2%)

III : 10名 (25.6%)

IV : 7名 (17.9%)

表 1 介護度別認知区分 n=53

介護度	自立	I	II	III	IV	計
介護度 1	5	2	6	1	0	14
介護度 2	5	4	3	2	0	14
介護度 3	3	2	1	2	1	9
介護度 4	2	1	1	2	3	9
介護度 5	0	1	0	3	3	7
計	15	10	11	10	7	53

6. 対象の疾患群別分類

(医療的介入 複数併 n=53)

骨筋肉疾患 : 14例

脳血管疾患 : 12例

循環器疾患 : 12例

不全麻痺 : 9例

四肢麻痺 : 4例

定期的な通院や服薬治療を行い健康管理が

されていた。

ストマや P E G の造設、透析療法、輸血療法、C O P D、N I P P V、インスリン注射など医療的介入の必要者が22名 (41.5%)

7. 訪問看護利用者 : 20名 (38%)

表 2 介護度別訪問看護利用者 n=53

介護度	介 1	介 2	介 3	介 4	介 5
計	14	14	9	9	7
訪問看護利用者	2	4	5	4	5

8. 対象の介護度別サービス利用者分類

n = 53

介 1 14名 (23.3%)

介 2 14名 (21.2%)

介 3 9名 (21.2%)

介 4 9名 (19.9%)

介 5 7名 (14.4%)

9. 対象のサービス利用状況 : n=53

延べ総数5,559件

5 カ月 (151日) : 一日平均37件

契約サービス利用者 : 5 カ月間の利用者は、期間中 1 名の死亡例を除き53名で、5 カ月間で延べ146名

1)内訳は、介 2 (25.9%)

介 1 (24.7%)

介 3 (19.9%)

介 4 (15.7%)

介 5 (13.8%) の降順

図 1・2参照

2)時間帯別利用状況

日中 (8:00~18:00) 42.6%

深夜 (21:00~ 7:00) 31.2%

夜間 (18:00~21:00) 19.2%

早朝 (7:00~ 8:00) 7.1%

3)介護度別の時間帯別利用状況

介 1 と介 2 は日中利用が50.6%~51.7%、夜間利用25.2%~24.8%、

介3 は日中38.8%、深夜28.3%、夜間24.9%、早朝8%、(降順)

介4 は深夜51.6%、日中41.5%、早朝6.9%、夜間5.6%、(降順)

介5 は深夜65.9%、日中17.7%、早朝11.2%、夜間5.2%(降順)の利用状況。

図1・2 参照

4) サービス提供時間は5.9分～48.6分
平均29分 (SD±11.5)

5) 緊急時依頼コール数: 1,610回
1カ月平均コール数: 322回
緊急コール対応訪問総数: 310回
1カ月平均緊急訪問 78.2回

表3 月別緊急コールと対応訪問件数

月	コール数	訪問回数
11月	300	90
12月	592	108
1月	284	98
2月	290	71
3月	144	24
平均	322	78.2
S D	146.7	29.7

図1・2 参照

6) ケア内容: 排泄・更衣・移動・移乗・
体位変換・服薬支援・配膳など身体介護、
見守り・安否確認など。

◆月別訪問・コール数/介護度別月別サービス提供者数/月別ケア時間

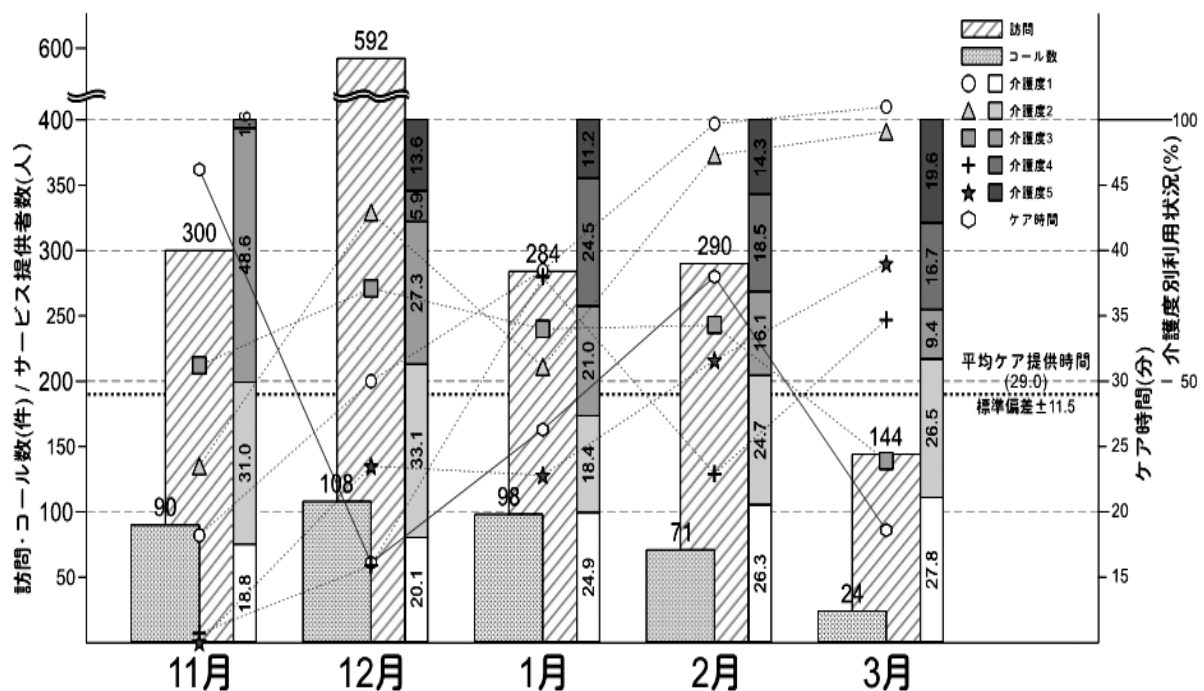


図1 月別訪問・コール数 介護度別月別サービス提供者数 月別ケア時間

◆介護度別月別サービス提供者数(のべ人数) / 時間帯別介護度別訪問状況

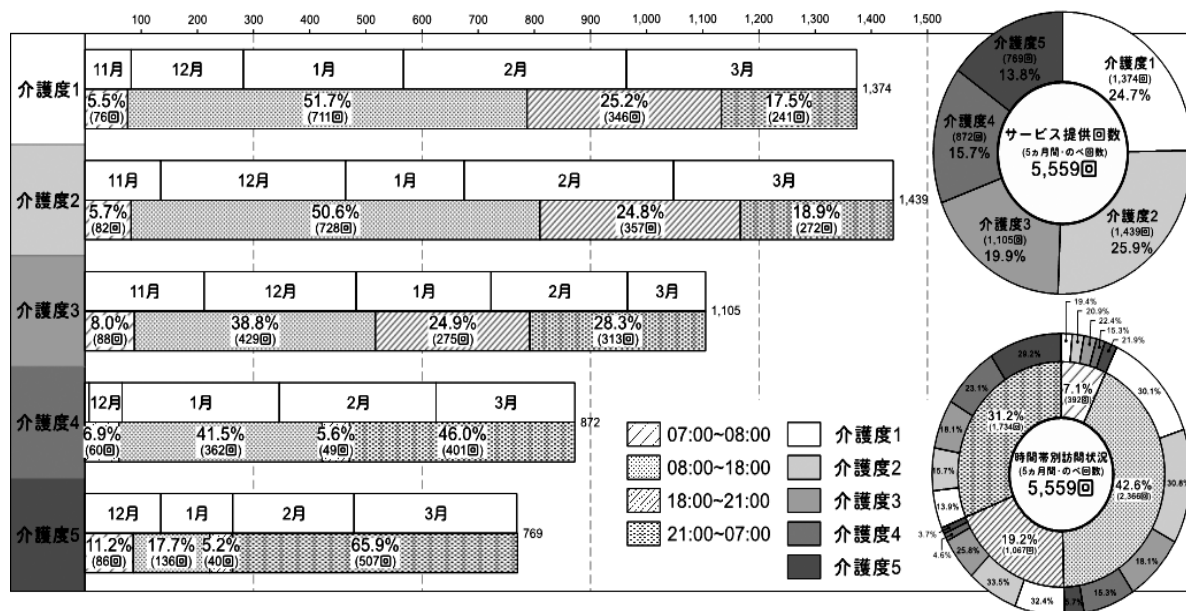


図2 介護度別にみた介護時間帯とサービス提供回数

IV. 考察

サービス利用に係る影響要因としては、①高齢②認知レベル③身体機能④世帯構造⑤介護度などが抽出された。これらの要因が訪問頻度・訪問時間帯・ケア内容を規定していると考えられる。介1と介2では日中と夜間の利用頻度が高く、排泄・更衣・配膳などのサービスが主体であり、これは利用者の生活時間と生活スタイルに起因していると考えられる。介3は日中39%、深夜と夜間が25~28%、介4は深夜52%、日中42%で、早朝も7%の利用であり、介5は、深夜66%、早朝11%の利用頻度で、これらは身体機能や介護レベル・介護依存との関連が考えられる。

対象の年齢は80歳以上が80%であり、自立度や身体機能などの影響から、医療的介入が必要な対象が42%あることなど、介護度に相応した、時間帯サービスを必要としており、このことから身体介護におけるサービスの質が求められている。このことは訪問看護サービスを38%が利用していることから省察で

きる。

また、独居者と高齢者世帯が76%にのぼることや、さらには認知レベルの低下がある対象は、72%であることなどの要因も交錯し、サービスは利用者と家族のニーズに相応して提供されなければならないことが明らかになった。

厚生労働省の平成24年2月統計によれば¹⁾、全国の介護サービス認定者は3,982,200人であり、そのうちの介護度別の対象比率は、介1(24.5%)、介2(24.2%)、介3(18.4%)、介4(17.0%)、介5(15.9%)である。これに比して、G県は、介1(22.2%)、介2(25.0%)、介3(19.7%)、介4(16.8%)、介5(16.4%)であり、介3は1.3ポイント、介5は0.5ポイント高い。介3以上の比率比較で全国51.3%で、G県では52.9%で1.7ポイント上回っている。

本事業所の利用者は、介3がG県比較1.5ポイント、介4が3.1ポイント高かった。利用者の介護度実態から省察すべきことは、介

護予防訪問の必要性や身体介護のサービスを、訪問看護や訪問リハビリ、訪問介護などとの職種間協働で質保証していくことが急務であることが示唆された。

24時間地域巡回型サービス提供は地域特性や対象の背景などにより、きめ細かなシステム構築が求められている。

今回の事業を通してかかわった86歳のIさん²⁾は、がんによる骨盤骨折のため寝たきりで、視力も殆どなく強度の難聴で、しかも、独居であり、在宅・訪問サービスを利用しておられた。自宅での生活を支えるために、多くの職種間協働と連携が必要であると考え。また、地域のサポーターの関わりも重要となる。

毎日、「あしたは誰が来てくれるかなと思って毎晩うれしくなります」と語られ、QOLを自身がマネジメントしておられた。

毎日の定期コールで状態を把握し、定期訪問や、緊急時のコール対応により、適時、適切な人材を派遣したサービス提供で在宅での安全・安心を保証されていた。

Iさんの場合、常識的なケアマネジャーであれば即座に「在宅は無理」と判断し、施設内ケアが選択されるであろう。

「ずっと家にいたい」「最期まで家で暮らし、家で穏やかに死にたい」この思いを尊重してかかわった、Iさんの事例が特別ではなく、あたりまえのニーズ対応として一般化することが必要であると考え。

介護対象者は今後、500万人とも予測されるなかで、厚生労働省³⁾は21世紀の医療提供（平成13年9月25日医療制度改革試案）のあるべき姿は、国民の安心できる医療の確保として「地域医療の確保、医療の情報化」をめざしている。患者視点の尊重と自己責任を問い、自らの健康保持・維持・増進のための医療参加を奨励している。

日本の医療提供体制の課題として、10年・20年先を予測した、急性期病床の将来数試算

や、超高齢社会の進行にともなう疾病構造の変化や受療率などの試算によって、病院から地域へのシフトがすでに勧められている。今回の事業で明らかになったことから、キーステーションを軸にしたネットワーク作り、専門性を発揮した多職種の連携・協働を可能とし、この機能を駆使したシームレスケアの実現は、国の政策が地方の隅々まで浸透し、国民が住みなれた地域で生活者として安心して生きていくための良質なサービス保証となると考える。

図3は、福祉職と看護職との連携についての引用であるが、施設から地域在宅へのシフトは、単に療養・生活の場が変化しただけでは意味をなさない。個人や家族のニーズに対応したQOLが保証されることが必須であると考え。

病院と在宅をつなぐ中間施設や機関との連携や協働、それに伴う異職種間の専門性の発揮は、今後ますます問われその質の向上が求められることになる。

今回の実績から窺えることは、対象や家族の背景を汲み取ったサービスの量と質の提供が、実現できる仕組みの構築と人材確保が課題である。県内全域でこのサービス提供が、試行から実行へと行政主導で実現するためには、ひとつには、サービス提供時間の適時・適切性および訪問にかかるアクセス条件等が検討されねばならない。緊急コール対応で訪問までに1時間も要しては、対象の危機的状況には到底対応できない。少なくとも20～30分以内で訪問し依頼に対応する必要があると考える。

実際に体験した事例から、緊急コールで訪問した際「ベッドから転落していた」、「車椅子から転落していた」、「低血糖で転倒していた」、「発熱していた」、「脱水で緊急入院となった」、等々、独居の場合は勿論、同居の場合であってもこれらの緊急時対応は時間が勝負である。

そのための対応として、サービス提供エリアを学校区ごととし、本事業所のようなサービス機関が配置され24時間対応ネットワークの検討が望まれる。

今後、試行から実現に向け、実績を重ね検証していく中で、多くの課題が明確になってくると考える。

今回は、一事業所の5カ月間の委託事業実績からみた考察であり、地域特性や連携機関および、人材の量や能力などがサービス提供に深く関わっており、一般化には更に検討が必要であると考えられる。

このようなシステムが軌道にのり、全国的な規模で実践報告がなされ、検証されることで、厚生労働省が推進する、自立支援を目指した個別のニーズに対応した、きめ細かなサービス提供が実現すると思われる。

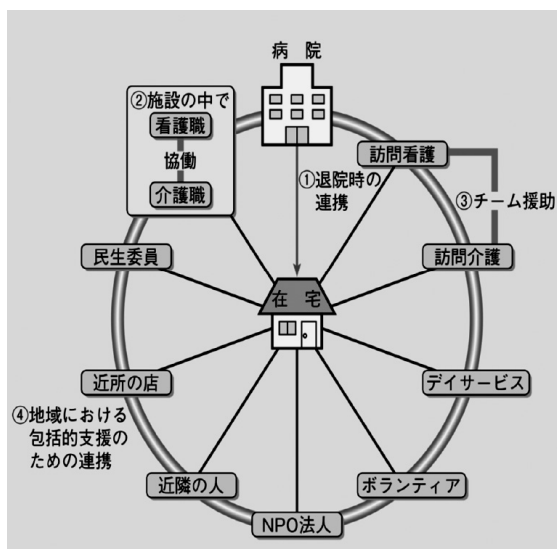


図3 福祉職と看護職との連携
(ナースンググラフィカ③P.51引用)

V. 結語

24時間地域巡回型サービスへのニーズは、①介護度、②世帯構造、③認知レベル、④身体機能、⑤医療的介入等によって、その量や質が変動する。今後、これらの要因を理解した上で巡回サービスを提供する必要がある。

おわりに

平成24年4月、介護保険制度の新サービスとして登場し、1年半余りが経過した「複合型サービス」は訪問看護を基盤にした小規模多機能型居宅介護として定着しつつある。

訪問看護、訪問介護、通所、宿泊、そして専門家による医療相談の5つの機能を併せもつサービスは、全国で73か所の事業所が指定を受け、サービス提供が実現している。しかし、いくつかの課題もみえてきている。

大きな課題として、医療依存度の高い対象への良質なサービス提供のための人材確保である。

人材の量的・質的確保は、サービスの受け手である個別の対象や家族の満足に、ダイレクトに繋がる。

専門職種間の協働・連携が今後も、ますます求められていく。

VI. 引用・参考文献

- 1) 厚生労働省統計
<http://www.mhlw.go.jp/toukei>
2012.4
- 2) 小笠原文雄：「幸せな在宅死」を支える在宅ホスピス緩和ケアの試み、クロワッサン、マガジンハウス、2012.6月
- 3) 21世紀の医療提供の姿
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/06/s0619-2c.html> 2013.10.24

第43回日本看護学会地域看護学術集会発表
於：岐阜県長良川国際会議場 2012.9.6

平成24年度の学生相談室の取組と成果について

－早期来談，予防的援助，ピアヘルピングの促進に向けて－

Activities and results of the student counseling room in 2012
-To promote visiting of the early stage, preventive support, and peer-helping-

小 林 佐知子 高 木 弘 美 三 村 道 子
Sachiko KOBAYASHI Hiromi TAKAGI Michiko MIMURA

はじめに

大垣女子短期大学学生相談室は、1969年（昭和44年）の開学とともに開設され、現在までに約45年間活動が続けている。学生の適応や精神的健康を促進することを目標に、これまでに様々な取組がなされてきた。過去5年間では、「学生相談だより」の発行や、全学生を対象とした University Personality Inventory（大学精神健康調査，以下UPIとする）によるスクリーニングとフィードバック，学生相談室に関する意識調査，学生相談室発信のメーリングシステム，ピアヘルピングの知識・技術の普及活動といった新しい取組が導入され，学生相談室活動の改善が進められている（茂木，2009／2012）¹⁾²⁾。改善の主な目的は，①学生相談への早期来談を促進すること，②全学生の精神的健康の状態を把握して予防的援助を行うこと，③ピアヘルピング（学生同士の助け合い）の力を向上することである。それまでの学生相談室は，自発的に来談する学生のための場所であり，潜在的な援助ニーズをもつ学生に対応することが困難な状態であった。

こうした改善の流れの中，本論文では平成24年度の学生相談室活動について，その内容と成果について検討する。

1. 平成24年度の相談活動

（1）相談システムの概要

平成24年度はメールによる申し込み受付と，保健室を通じた受付を実施した。保健室経由の申し込み方法では，用紙または対面の方法で随時申し込みが行われた。こうした受付方法は，平成15年度から行われている。平成24年度は保健室経由の申し込みが全体の約7割と多かった。身体的な不調で保健室を訪れた学生の話を保健室の職員が傾聴し，さらなる心理的援助が必要と判断された場合に学生相談への橋渡しが行われた。また，学生の抱える問題に教職員が気づき，保健室への来談を勧め，その後学生相談につながるケースもあった。学生相談を申し込むことに心理的抵抗がある学生でも，保健室を経由することで抵抗が和らぐケースが少なくない。こうした方法は，学生相談への早期来談を実現する上でも効果的であると考えられる。

学生相談室の利用方法に関しては，1年生には入学当初の健康診断時に学生相談室の紹介と相談システムの概要について説明した。また，年4回発行される「学生相談だより」に申し込み方法を掲載し，学生全体への周知を図った。

平成24年度の相談室スタッフは，保健室の職員1名と相談室担当教員1名（臨床心理士），非常勤相談員1名（臨床心理士）の計3名であった。開室時間は月曜日と火曜日に各2時

間設けられており、この時間枠の来談が困難な学生については、他の曜日で調整を行った。

(2) 相談内容

来談者への倫理的配慮から、ケースの具体的な内容やケース数等に関する記載は控えるが、平成24年度の主な相談内容は、①学業（授業についていけない、学科がミスマッチなど）、②人間関係（友人関係、親子関係の悩みなど）、③発達障害・精神疾患（ASD 傾向、摂食障害など）に分類された。一部のケースでは来談前に問題が深刻化しており、退学に至るケースもあった。

2. 平成24年度の調査活動

学生相談への早期来談を促進すること、および心理的援助が必要な学生を早期に把握することを目的として、4月初めに全学生を対象としたUPI および学生相談室に関する意識調査を実施した。その結果を以下に報告する。

(1) UPI 調査

UPI は全国大学保健管理協会によって開発された検査であり、大学生の精神身体上の諸問題を把握することを目的に、幅広く使用されている。精神的・身体的自覚症状に関する56項目と、陽性項目（Lie Scale）の4項目から構成される。精神的・身体的自覚症状は1項目1点として合計得点が算出される他、「精神身体的訴え」、「抑うつ傾向」、「対人不安」、「強迫傾向・被害関係念慮」に分類することができる。

なお、本学では平成20年から新入生を対象にUPI 調査が開始され、平成23年からは全学生を対象に実施されている。心理的援助が必要な学生を早期に把握するだけでなく、結果を希望者にフィードバックすることにより、メンタルヘルスの問題を学生自身が意識すること、来談のきっかけを作ることが目的である。

調査方法

1)対象：平成24年4月に実施される健康診断を受診した425名を対象とした。

2)方法：健康診断に関する説明時に、相談室スタッフがUPI 調査について説明の後、調査用紙への記入を求めた。学生への結果のフィードバックは、4月23日から5月9日にかけて行われた。

倫理的配慮として、調査開始前に、本調査は健康状態の把握と増進を目的とすること、目的以外に使用されないこと等を文書および口頭にて説明した。記入後の調査用紙は相談室スタッフが直接回収した。

結果と考察

結果のフィードバックのために学生相談室を訪れた学生は15名であった。学生生活上の問題や不安を抱えている学生が含まれており、「学生相談室スタッフに知っておいてもらいたい」ことが目的で訪れる者や、定期的な来談につながる者もみられた。

UPI 得点のすべての陽性者に関しては、相談室スタッフ間で情報を共有し、学生との日常的な関わりにおける配慮や保健室経由の来談に役立てた。

(2) 学生相談への意識調査

学生が学生相談室に対してどのような認識や来談意思をもっているのかを明らかにすることにより、学生相談室活動の取組を改善するための資料を得ることを目的とする。本調査では、まだ本学の学生相談室について知らない1年生を対象とする。

調査方法

1)対象：平成24年4月の健康診断を受診した1年生178名を対象とした。

2)方法：健康診断に関する説明時に、相談室スタッフが調査について説明の後、調査用紙への記入を求めた。来談意思については、「大学入学後に困ったことや心配なことがあったら学生相談室を利用したいと思いますか？」という質問に対し、「利用したい」「機会があっ

たら利用したい”“利用したくない”“よくわからない”の選択肢から回答を求めた。“利用したくない”と答えた場合は，6つの選択肢（図2）から理由を尋ねた。また，「カウンセリングとは何かを知っていますか？」の質問項目に対し，5つの選択肢（図3）から回答を求めた。

結果と考察

結果を図1～3に示す。学生相談室への来談意志については，“利用したい”または“機会があったら利用したい”と回答した者が130名（77％）であった（図1）。多くの者が必要な時には来談する意思をもっていることがうかがわれた。“利用したくない”者は10名（6％）であり，その理由は多岐に分かれた（図2）。また，カウンセリングについて“知っている”または“大体知っている”と回答した者は108名（63％）であった（図3）。半数以上の者が入学前にカウンセリングに関

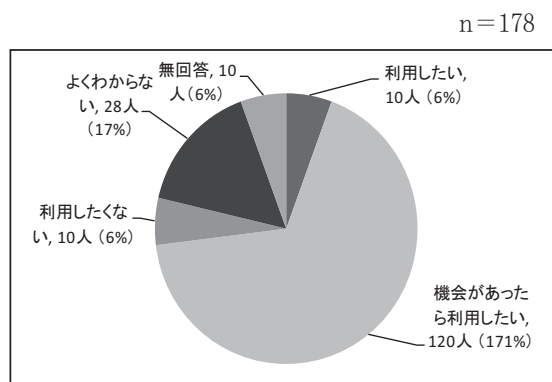


図1 学生相談室への来談意志

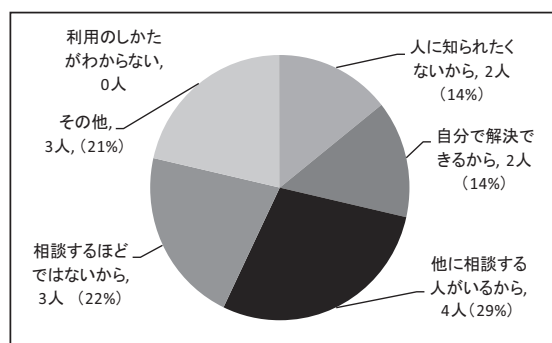


図2 学生相談室を利用したくない理由
(複数回答可)

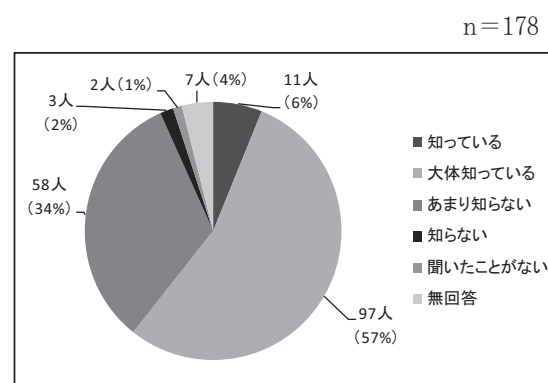


図3 カウンセリングへの認識

する何らかの知識や経験を得ていることがうかがわれる。他方，学生相談室の来談意志に関する質問で“よくわからない”と回答した者は28名（17％），カウンセリングについて“あまり知らない”“知らない”“聞いたことがない”と回答した者は63名（37％）みられた。伊藤（2006）³⁾によれば，来談意思を促進するためには学生相談室の周知度を高めることが大切である。今後はこうした学生に対して，学生相談に関する説明やアナウンスを繰り返し行う必要があると考えられる。

3. ピアヘルピングの普及

本学では，日常生活における対人関係の中で，相手の心理的不調に気づき，適切な対処をする力を学生自身が身につけるために，ピアヘルピングの普及を行っている（茂木，2012）²⁾。ピアヘルピングとは，カウンセリングの初歩的な知識やスキルを用いて周囲の人の心理的援助を行うものであり，仲間同士で助け合う人間関係のことである（日本教育カウンセラー協会）⁴⁾。学生間の対人援助力を向上することは，社会人基礎力の育成にもつながると考えられる。本年度は，受講を希望する学生を対象とした学習会および授業でピアヘルピングの手法に関する演習を行った。これらの取組について検討する。

活動内容

日本教育カウンセラー協会主催のピアヘル

パー資格試験の受験予定者を中心に、学習会を実施した（表1）。11月から12月にかけて計5回の学習会に毎回約15名が参加した。また、「保育臨床相談」「心理学」の授業の中で、ピアヘルピングの5つの技法をもとにしたカウンセリングの初歩的スキルに関する演習を行った。カウンセリングの基礎知識について説明した後、「受容」「繰り返し」「明確化」「支持」「質問」の技法に関するロール・プレイを行った。

結果と考察

本学は、保育や医療、福祉領域において対人援助力が求められる職業を希望する学生が多いこともあり、学習会、授業ともに参加者は熱心に受講をした。ロール・プレイでは、各技法の習得だけでなく、普段とはやや異なった交流を楽しむ様子が見られた。

ただし、わずかながらロール・プレイにうまく参加できない学生もおり、今後はこうした学生への配慮が必要である。また、こうした活動が学生にとってどのような意味があったのかを検討するためには、学生からの評価が必要である。今後は、活動後に評価を求め、活動内容の改善に反映していくことが必要であろう。

4. まとめと今後の課題

本論文は、平成24年度の学生相談室の活動内容と成果について検討することを目的とした。学生相談活動の改善目標である①学生相談への早期来談を促進すること、②全学生の精神的健康の状態を把握して予防的援助を行うこと、③ピアヘルピング力を向上することについて、以下に考察する。

① 早期来談の促進について

1年生を対象に学生相談室への意識調査を行った結果、1年生全体の77%の学生が必要に応じて学生相談室を利用する意思をもっていることが示された。平成23年度の意識調査では（茂木、2012）²⁾、1年生全体の87%に来談意志がみられており、それと比べると低い数値であった。学生相談室の周知度を高めるためのより一層の工夫が求められよう。

UPI 調査は早期来談の足がかりになる可能性がある。昨年度と同様、UPI 調査のフィードバックがその後の来談のきっかけになるケースがいくつかみられ、相談室を訪れるよい機会になっていることがうかがわれた。また、フィードバックのために相談室を訪れた学生と、相談室スタッフの教員とが顔見知りになることにより、授業後等にコミュニケーション

表1 ピアヘルパー学習会 各回の目的と内容

	目的	内容
第1回	- ピアヘルピングの意義を理解する。 - カウンセリングの基礎知識を習得する。	- 構成的グループエンカウンターの基礎的なエクササイズの実験 - カウンセリングの歴史と種類
第2回	- ピアヘルピングのプロセスを理解する。 - ピアヘルパーのパーソナリティについて理解する。	- コーヒーカップ方式によるピアヘルピングの流れ - ピアヘルパーに求められる条件 - ピアヘルパーの心がまえ
第3回	カウンセリングスキルを習得する。	- ピアヘルピングの言語的技法の演習：「受容」「繰り返し」「明確化」「支持」「質問」 - 問題への対処法
第4回	- 青年期の課題とピアヘルピングで扱う問題について学ぶ。 - ピアヘルピングを行う際の留意点について理解する。	- ピアヘルパーの活動許容範囲：学業領域、進路領域、友人領域、グループ領域、関係修復領域、心理領域 - ピアヘルパーに関する倫理綱領
第5回	全体のまとめ	ピアヘルパー資格試験受験生のための自主勉強会

ンをとることもあった。4年制大学の中には、健康診断後の新入生全員に保健師が面接を行い、気になる学生や相談希望のある学生はすぐに相談室スタッフが面接をする方法を用いる（徳田，2004）⁵⁾、大学生を小グループにして学生相談室に入室をさせて場馴れをさせる（吉武，2012）⁶⁾といった積極的な取組もみられる。本学は短期大学であり、カリキュラム上全員に面接をする等の時間的余裕はないが、フィードバックの機会や意義を積極的に周知するなど、まずは学生の自主的な来室を促すことが必要であろう。

② 予防的援助について

UPI 得点で気になる学生に関しては、相談室スタッフ3名で情報を共有し、日常的な関わりにおける配慮をするよう努めた。例えば、身体症状で保健室を訪れた学生の中でUPI 調査の結果が陽性である学生については、職員が心理的問題に配慮しつつ話を傾聴し、後日学生相談担当の教員と対応を検討した。ただし、相談室スタッフのみでは気になる学生の一部しか対応をすることができない。今後は、守秘義務などの倫理的配慮を十分踏まえた上で、学生にとって身近な存在である学科の教員と連携を図っていくことも必要と考えられる。

③ ピアヘルピングの促進について

本年度は、ピアヘルパー学習会や、授業内でのピアヘルピングに関する演習を行った。参加者のほとんどが熱心に参加したが、学生からの評価が曖昧であることは次年度以降の課題となった。

なお、こうした活動とは別に、平成25度からは学内でピアヘルパーによる学生相談活動が発足する。これは、本学の教育方針の1つである「一人ひとりの学生を大切にして主体性と自律性を培う教育」の理念を基に、新入生を対象に上級生が行う学生相談活動である。新入生が精神的に健やかに学生生活に適應するための援助をすることが目的である。倫理

的配慮が必要な場合を想定し、この活動はピアヘルパー資格をもつ学生が担当し、学生相談室スタッフの教職員の指導のもとに行われる。仲間同士で助け合う力を培う上で、「新入生をどのように援助するのか」学生自身が主体的に考えていくことは、学生相談活動に参加する学生にとって成長の糧になり、また、周囲の学生にとってピアヘルピング力を促進する機会となる可能性も考えられる。

文献

- 1) 茂木七香・三村道子・磯野照子・吉田紀子：大垣女子短期大学学生相談室の歩みと今後の展望 - 2007年度～2008年度前期までの活動から - 大垣女子短期大学紀要，50，11-19. 2009.
- 2) 茂木七香・高木弘美・三村道子：学生の多様な実態やニーズに応えるための学生相談室の取組 - メーリングシステムやピアヘルピング導入への試み - 大垣女子短期大学紀要，53，37-42. 2012.
- 3) 伊藤直樹：学生相談機関のイメージ及び周知度と来談意思の関係 心理学研究，76(6)，540-546. 2006.
- 4) 日本教育カウンセラー協会：ピアヘルパー・ハンドブック 図書文化社 東京 2001
- 5) 徳田智代：新入生に対するメンタルヘルス面接の試み（Ⅰ） 久留米大学心理学研究，3，125-132. 2004.
- 6) 吉武久美子：学生相談室利用促進のための取り組みとその効果についての実証的検討 学生相談研究，32，231-240. 2012.

彙 報

学外における主な研究・教育並びに社会活動 (平成25年4月～平成26年3月)

A. 論文・著書、学会等研究活動、作品展・演奏活動

論文・著書

氏 名	共同研究者	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
西 川 正 晃	単独	「多様性と生活性を視点にした「学びのスケール」の概念と構造」	ポスター発表	第66回大会日本保育学会（中村学園大学）	25. 5.12
	共著	「保育内容総論」	出版	みらい書房	26. 3
	共著	「保育者・小学校教諭・特別支援学校教諭のための教職論」	出版	北大路書房	26. 3
松 村 齋		子どものココロに寄り添う！ エピソードで学ぶ特別支援教育 A to Z	著書	明治図書出版(株)	26. 1. 7
今 村 民 子	馬淵 恵子・ 今村光章	岐阜県西濃地域と東濃地域における子育て支援の現状と課題 ー子育て支援者への調査を手がかりにー	論文	岐阜大学教育学部研究報告 教育実践研究第16巻	26. 3.31
勝 野 愛 子	水谷聡美	保育実習の実践のために (1) ー授業で学ぶ保育技術を 保育実習でどう生かすかー	ポスター セッション	全国保育士養成協議会 第52回研究大会	25. 9. 6
		慢性疾患を持つ子どもの保育に関する一研究 ー病棟保育士の現状と課題ー	論文	大垣女子短期大学紀要	26. 3.31
水 谷 聡 美		教材研究～クレヨンを使いこなすための 取り組み～	論文	大垣女子短期大学紀要	26. 3.31
加 納 秀 美		碧南美術館作品収蔵	彫刻	碧南美術館	25.10
渡 辺 浩 行		昼飯大塚古墳案内板イラスト	4cイラスト	昼飯大塚古墳公園	25. 4. 6
		名古屋タワーパンフレット用イラスト	4cイラスト	名古屋タワーパンフレット	25. 4.16
		新美南吉	24pマンガ	安城市	25. 5.29
		業務内容紹介イラスト	2cイラスト	岐阜県県路課H P	25. 7.14
		「かわばたもろこ」キャラクターデザイン	4cイラスト	輪之内町広報	25. 8.30
		消防団	8p 4cマンガ	岐阜県全高校生配布	25.10.10
田 中 久 志		歴史漫画「カコ＆ミライ歴史トラベル」	新聞週間連載	中日こどもウィークリー	25.1.6～ 25.12.28 (毎週土曜日)

氏 名	共同研究者	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
黒 田 皇		黒田 皇 洋画展	展覧会	名古屋市（松坂屋本店美術画廊）	25. 5.1-7
		第87回 国展	展覧会	東京（国立新美術館）・名古屋（愛知県美術館ギャラリー）	東京：25.5.1-13 名古屋：25.5.28-6.2
		第51回記念中部国展	展覧会	名古屋（愛知県美術館ギャラリー）	25.10.1-6
		ACT 展	展覧会	岐阜市（岐阜県美術館）	26.3.25-30
伊 藤 麻 子		ZAKKA 展 ～日常使いの小さな作品たち～	作品展	espace Japon/Paris	25.9.11 ～21
小 西 文 子	岩永 誠	音楽療法における即興的相互作用に関する研究 ～音楽療法士を対象としたアンケート調査の結果から～	ポスター発表	第13回日本音楽療学会学術大会	25. 9. 8
遠 藤 宏 幸	小森伸二 瀧 彬友 堀江裕介 中根浩晶	ナゴヤサックスフェスタ2013	演奏（指揮）	青少年文化センター アートピアホール	25. 4. 7
		ルロウプラスオルケスター 第20回定期演奏会	演奏（指揮）	小牧市民会館	25. 5.19
		もりやまブランチコンサート アリオンサクソフォンカルテット	演奏	守山文化小劇場	25. 8. 9
		遠藤宏幸サクソフォンリサイタル	演奏	電気文化会館 ザ・コンサートホール	26. 3.22
石 川 隆 義	小口春久 他	歯科衛生士養成大学・短期大学における教員の専門性並びに研究への認識について	論文	全国大学歯科衛生士教育協議会雑誌 第2号、21～28	25. 4
	山田隆文、他	特色ある歯科衛生士学生教育と効果的な受験生獲得の事例報告	論文	全国大学歯科衛生士教育協議会雑誌 第2号、35～56	25. 4
畔 地 美 紀	合掌かおり	歯科衛生科学生の生活習慣と学業成績との関連	ポスター発表	日本歯科衛生学会 第8回学術大会	25. 9.15
	合掌かおり	歯科衛生学生に対する効果的な学習支援策の検討 －国語力と生活習慣の調査・分析から－	ポスター発表	日本歯科衛生教育学会 第4回学術大会	25.11.30
久 本 た き 子		歯科衛生科学生の臨床実習日誌におけるインシデント記録の検討	ポスター発表	日本歯科衛生学会 第8回学術大会（共同：三田智子、村越由季子、阿尾敦子、水嶋広美、長谷川純代、飯岡美幸、）	25. 9.15
村 越 由 季 子	原 久美子 中野恵美子 吉田 直美 遠藤 圭子 藤原 愛子 他	歯科衛生過程の教育への導入に関する予備的考察	活動報告	日本歯科衛生教育学会雑誌 （共同 三田智子）	25. 5

氏 名	共同研究者	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
村 田 宜 彦	小野 俊朗	異所萌出した下顎第一・第二大臼歯を咬合誘導した1例	ポスター発表	第51回 日本小児歯科学会	25. 5.23
三 田 智 子	阿尾 敦子 村越由季子 水嶋 広美 長谷川純代 飯岡 美幸 久本たき子	歯科衛生科学生の臨床実習日誌におけるインシデント記録の検討	ポスター発表	日本歯科衛生学会	25. 9.15
栗 田 孝 子	星野純子・中 神友子	看護師長のマネジメント ① 患者中心の看護実践のための病棟看護師長の看護マネジメント	論文	椋山女学院大学紀要	26. 3
栗田孝子他 看護学科教員		看護学科における地域貢献を考える	論文	大垣女子短期大学紀要	26. 3
林 由 美 子		入学時に学生が描くこども観	論文	宇都宮市文化会館 大垣女子短期大学紀要	25. 9 26. 3.31
		24時間地域巡回型訪問サービス現状実績	論文	大垣女子短期大学紀要	26. 3.31
本 田 可 奈 子	荒川千登世 大門 裕子 糸島 陽子 横井 和美 奥津 文子	手術室見学実習における学生の学びの内容 ーテキストマイニングによる レポートの分析ー	ポスター発表	第23回日本看護学教育 学会学術集会	25. 8. 7
	荒川千登世 大門 裕子 伊藤あゆみ 糸島 陽子 横井 和美 奥津 文子	I C U 見学実習における学生の学びの内容 ーテキストマイニングによる レポートの分析ー	ポスター発表	第33回日本看護科学学 会学術集会	25.12. 7
	伊藤 恒子 栗田 孝子 林 由美子 渡邊 清美 武藤 英理 石黒なぎさ 神谷 美香 大澤 伸治	看護基礎教育におけるタブレット P C (iPAD) 導入の取り組み	口演	第13回日本看護・社会・ 政策学会学術大会	26. 2.16
神 谷 美 香	桑原 裕子 平井 眞理 西村るみ子 西村 直記 清水 祐樹 藤井 徹也 岩瀬 敏	床上排便時における生理的に安全な排便 方法の基礎的研究	口頭	日本看護技術学会 第12回学術集会	25. 9
	桑原 裕子 平井 眞理 西村るみ子 西村 直記 清水 祐樹 藤井 徹也 岩瀬 敏	床上排便を想定した直腸内圧上昇負荷が 循環および自律神経に及ぼす影響	口頭	第21回看護人間工学部 会総会・研究発表会	25.10

氏 名	共同研究者	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
矢 田 貝 真 一	五十嵐八枝子 成瀬敏郎 他	日本第四紀学会論文賞「北部北海道の剣淵盆地における MIS7以降の植生と気候の変遷史－特に MIS6/5e と MIS2/1 について」	表彰	日本第四紀学会	25. 8.23
		短期大学における基礎教養ゼミの実践と評価	一般発表	日本リメディアル教育学会全国大会	25. 8.29
小 林 佐 知 子	福元理英 他	臨床心理士養成大学院附属心理相談室における養成教育の現状と課題	論文	心理臨床学研究 31(2), 152-157.	25. 6
	石川佳奈 他	プレイセラピーにおける空間と遊具の意味－事例検討を通して－	ポスター発表	日本心理臨床学会第32回大会	25. 8
	丸山宏樹 他	大学附属相談室のプレイルームにおける環境と機能－基礎研究を通して－	ポスター発表	日本心理臨床学会第32回大会	25. 8
	矢田貝真一	短期大学における基礎教養ゼミの実践と評価：5学科の交流による新しい学びと人間関係力の育成を目指して	口頭発表	日本リメディアル教育学会第9回全国大会	25. 8
		母親の育児休暇取得後の職場復帰と心理的適応	ポスター発表	日本発達心理学会第25回大会	26. 3

B. 社会的・啓発的活動

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
中 野 哲	養老町	医学的見地からみた保育のあり方	講演	養老日吉保育園	25.11.16
		25年度全国音楽療法士協議会	監事		
	大垣市	大垣市文教協会	特別会員		継続
	大垣市	大垣市保健推進協議会	会長		継続
	大垣市	小川科学技術財団	理事		継続
	大垣市	情報科学大学院大学運営協議会	委員		継続
	大垣市	大垣市史編集会議	委員		継続
	大垣市	大垣市文化事業団	理事		継続
西 川 正 晃	草津市	草津市幼保一体化検討委員会	委員長		25. 4.22 25. 5.27 25. 7.22 25. 9.12 25.11.11 25.12. 2 26. 2.10
	大垣市	大垣市保幼小連携協議会代表者会	学識経験者		25. 5. 7 26. 2.12
	尼崎市	尼崎市子ども・子育て審議会	委員		25. 4.23 25. 6. 4 25.11.26
	尼崎市	尼崎市子ども・子育て審議会 就学前の教育・保育のあり方検討部会	部会長		25. 6.13 25. 6.27 25. 7.25 25. 9. 6 25. 9.30 25.10.15 25.11. 7 26. 1.21 26. 2.25
	尼崎市	尼崎市子ども・子育て審議会 利用者負担検討部会	副部会長		25. 8.29 25.10.28 26. 2. 3
	米原市	米原市における保育のあり方に関する検討委員会	委員長		25. 8.28 25.10. 1 25.11. 1 25.12.17 26. 2.13
	大垣市	大垣市子育て支援会議	副会長		25.10.25
	長浜市	長浜市子ども・子育て審議会	委員長		25.12.19
	揖斐川町保育研究会	「子ども一人一人が自信を持って活動し、仲間と共に楽しめる子の育成」	講演	揖斐川町立 いび幼稚園	25. 4.5

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
西 川 正 晃	大垣市	大垣市立日新小学校宇幼小連携協議会	指導助言	大垣市立 日新小学校他	25. 4. 8 25. 5.21 25. 7. 9 25.10.31 25.11.18 25.12.12
	郡上市保育研究協議会	「幼児期の学びとその援助」	講演	郡上市 総合文化センター	25. 4.13
	みづほ保育園	園内研修会	指導助言	みづほ保育園	25. 4.15 25. 5.14 25. 5.28 25. 6.15 25. 6.22
	養老町保育研究協議会	養老町保育士全員研修会	講演、指導 助言	養老町立 養北保育園他	25. 4.27 25. 6.22 25. 7.20 25.10.19 26. 3. 1
	甲賀市 教育委員	「幼児教育の原風景」	講演	忍びの里プララ	25. 5. 2
	大垣市研究推進委員会	「子どもの発達からみた保幼小連携の必要性」	講演	大垣市立子育て総合 支援センター	25. 6. 3
	瑞穂市・本巣 市ファミリー サポート・セ ンター	「子どもの心の発達と保育者の関わり」	講演	瑞穂市巣南庁舎	25. 6. 4
	甲良東保育セ ンター	「学童期以降の学びにつながる乳幼児期の遊び」	講演	甲良東保育センター	25. 6.10 25. 7. 1 25. 9.18
	近江八幡市	近江八幡市保育内容研究会	指導助言、 講演	北里幼稚園他	25. 6.20 25.11.21
	豊郷町立 愛里保育園	園内研修会	講演	豊郷町立愛里保育園	25. 6.21
	瑞穂市立 ほづみ幼稚園	保護者研修会	講演	瑞穂市立 ほづみ幼稚園	25. 6.23
	彦根市保育協 議会	「ことばの豊かさを求める保育をめざして」	講演	みづほ保育園	25. 6.25
	高島市	「主体的に遊び込める援助の在り方と環境構成」	講演	ガリバーホール	25. 6.29
	草津市	子ども・子育てシンポジウム コーディネーター	パネルディス カッション	草津市役所	25. 7. 7
	彦根市立 佐和山幼稚園	「生き生きと遊び込み、共に育ち合う子どもの姿をめざして」	指導助言	彦根市立佐和山幼稚園	25. 7. 8
	文部科学省	免許更新講習必修部会 「学習指導要領改訂などの動向」	講義	岐阜大学 他	25. 8. 1 25. 8. 9 25. 8.23

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
西 川 正 晃	高知市	「保幼小中をつなぐ連携のあり方」	講演	高知市立春野西小学校	25. 8. 6
	長浜市立 わかば幼稚園	幼児教育の基本について園内研修	講演	長浜市立 わかば幼稚園	25. 8.13
	岐阜県保育研 究協議会	平成25年度保育所保育士等研修会	講義	岐阜県福祉・農業会 館	25. 8.21
	大垣市子育て 支援課	大垣市保幼小連携事業 幼児教育講演会	講演	大垣市子育て総合支 援センター	25. 8.22
	文部科学省	免許更新講習幼稚園選択部会 「幼児期の遊びと学び」	講義	大垣女子短期大学	25. 8.26 25. 8.27
	彦根市	第5回子育て講座	講義	彦根市子どもセンター	25. 8.29
	東近江市立さ くらんぼ幼児 園	「心弾ませのびのびと遊べる子どもをめざ して」	指導助言	東近江市立 さくらんぼ幼児園	25.10. 8
	彦根市	平成25年度子育てサポーター養成講座	講義	彦根市子どもセンター	25.10.15
	長浜市 教育委員会	長浜市保育士10年次研修	指導助言	長浜市立高月保育園・ 大谷保育園	25.10.17 25.10.28 25.11.21 26. 1.22 26. 2.13
	湖南市立 岩根保育園	湖南市内公開保育事前研究会	指導助言	湖南市立岩根保育園	25.10.29
	滋賀県 教育委員会	平成25年度学びの芽生え育み事業公開保育・ 保育技術ブロック別協議会	講演、指導 助言	東近江市立 さくらんぼ幼児園	25.11. 5
	NPO 法人子 ども劇場おや こ劇場岐阜県 センター	「遊びの中で育つ力」	講演	稲羽コミュニティセ ンター	25.11.19
	高知市	「子どもの豊かな成長に必要な教育機関の 役割と連携」	講演	高知市立 大津小学校・中学校	25.11.20
	岐阜県幼稚園 教育研究協議 会	平成25年度第2回岐阜県幼稚園教育研究協 議会	講演	さくら会館	25.11.30
	輪之内町 保育研修会	「発達特性に合わせた環境構成について」	講演	輪之内町文化会館	25.11.30
	尼崎市・尼崎 市教育委員会	尼崎市子ども・子育て新制度シンポジウム	パネリスト	尼崎市立 教育総合センター	25.12. 1
	彦根市教育委 員会研究指定	教育課程研究発表会「生き生きと遊び込み、 共に育ち合う子どもの姿をめざして」	講演会、指 導助言	彦根市立 佐和山幼稚園	25.12. 4
	郡上市立はち まん幼稚園	園内研究会	指導助言	郡上市立 はちまん幼稚園	25.12. 5
	県保育研究協 議会	県保協東濃ブロック講演会	講演	恵那市文化センター	25.12.21
	大垣市立丸の 内保育園園	園内研究会	指導助言	大垣市立 丸の内保育園園	26. 1.24

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
西 川 正 晃	大垣市教育委員会、子育て支援課	日新小学校区幼小連携事業公表会	パネルディスカッションのコーディネータ	大垣市立日新小学校、幼保園	26. 1.29
	瑞穂市・本巣市ファミリーサポートセンター	子育てサポーター養成講座	講義	本巣市ぬくもりの里	26. 2. 5
	甲良東保育センター	職員研修会	指導助言	甲良東保育センター	26. 2.20
	揖斐川町保育研究会	「質の高い保育とは」	講演	揖斐川町立やまと幼稚園	26. 2.22
	近江八幡市	「子どもの学びを育むためにー環境・援助の在り方についてー」	講演	ひまわり館大ホール	26. 2.28
加 藤 有 子	大垣市レクリエーション協会・大垣麩城太鼓	第15回和太鼓教室	講義	大垣市青年の家	25. 4. 7 25. 4.21 25. 4.27 25. 5.12 25. 5.26 25. 6. 2 25. 6. 9
	大垣市立江東幼稚園	和太鼓演奏と実技指導	講義	大垣市立江東幼稚園	25. 5.28 25. 7. 2 25.10. 1 25.10.31 25.11.20 25.12. 6
	岐阜県情報産業課	ソフトピアジャパンセンター評価委員会	評価委員	ソフトピアジャパンセンタービル	25. 6.28
	赤坂小校区子ども会	ラジオ体操講習会	演奏	大垣市立赤坂中学校	25. 6.30
	大垣市立中川小学校	ラジオ体操講習会	演奏	大垣市立中川小学校	25. 7. 5
	大垣市レクリエーション協会・大垣麩城太鼓	夏祭り盆踊り太鼓教室	講義	大垣市青年の家	25. 7. 7
	全国保育士養成協議会	保育士試験連絡会	実行委員	東京八重洲ホール	25. 7.20
	大垣すもと保育園	和太鼓演奏と実技指導	講師	大垣市立すもと保育園	25. 7.26
	老健施設大東	夏祭り太鼓演奏会	演奏	老健施設大東	25. 8. 4
	文部科学省	教員免許状更新講習「音楽表現」	講義	大垣女子短期大学	25. 8.21
	大垣市行政改革推進室	大垣市指定管理予定候補者評価・選定委員会	評価委員	大垣市役所	25. 8.28 25. 8.30
	大垣市南頬町自治会	水神社盆踊り大会	演奏	大垣市水神社	25. 9.15

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
加 藤 有 子	全国保育士養成協議会	保育士試験採点委員連絡会	実行委員	東京ヒューリック 高田馬場ビル	25. 9.28
	サンヴェール大垣	秋祭り和太鼓演奏会	演奏	サンヴェール大垣	25. 9.29
	全国保育士養成協議会	保育士試験二次試験（実技）	実行委員	滋賀短期大学	25.10.20
	大垣市行政改革推進室	大垣市指定管理予定候補者評価・選定委員会	評価委員	大垣市役所	25.11. 7 25.11. 8 25.11.14 25.11.15
	大垣市南地区センター	大垣市南地区センターまつり	演奏	大垣市南地区センター	25.11. 9
	大垣市和合地区センター	大垣市和合地区センターまつり	演奏	大垣市和合地区センター	25.11.23
	大垣市市民活動推進課	大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会	委員	大垣市多目的交流イベントハウス	26. 1.27
	岐阜県情報産業課	ソフトピアジャパンセンター評価委員会	評価委員	ソフトピアジャパンセンタービル	26. 2.17
	大垣市市民活動推進課	かがやきライフタウン大垣2014・春のつどい	委員	大垣市スイトピアセンター音楽堂	26. 2.22
	大垣市市民活動推進課	大垣市市民活動助成事業・かがやき市民手づくり協働事業・子育て支援協働事業 公開審議会	評価委員	大垣市多目的交流イベントハウス	26. 3.15
松 村 齋	大垣特別支援学校	校内研修	講演	岐阜県立 大垣特別支援学校	25. 4. 3
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 しみんふくし 保育の家	25. 4. 3
	草津市	園内研修	講演	草津市立大路幼稚園	25. 5. 1
	甲良町	園内研修	講演	甲良町立甲良西保育センター	25. 5. 2
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立第三保育園	25. 5.13
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立祇王幼稚園	25. 5. 2
	甲良町	園内研修	講演	甲良町立甲良東保育センター	25. 5.21
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立三上幼稚園	25. 5.27
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立第三保育園	25. 6. 3
	長浜市	長浜市専門家チーム及び巡回相談	巡回相談	長浜市立朝日小学校	25. 6. 4
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立祇王幼稚園	25. 6. 1

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
松 村 齋	甲良町	園内研修	講演	甲良町立 甲良東保育センター	25. 6.17
	大津市	園内研修	講演	大津市立青山幼稚園	25. 6.18
	大垣特別支援 学校	校内研修	講演	岐阜県立大垣特別支 援学校	25. 6.19
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立三上幼稚園	25. 6.24
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町立宮代保育園	25. 6.25
	安八町	ファミリーサポート事業	講演	安八町役場	25. 6.26
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立祇王幼稚園	25. 7. 1
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立第三保育園	25. 7. 8
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町立宮代保育園	25. 7. 9
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立三上幼稚園	25. 7.22
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町立東保育園	25. 7.23
	滋賀県	幼稚園教諭10年次研修	講義	滋賀県総合教育セン ター	25. 7.25
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 しみんふくし保育の家	25. 7.29
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町立東保育園	25. 7. 3
	野洲市	野洲市教育研究所 連続講座	講義	中主防災コミセン	25. 8. 5
	大垣市	大垣市特別支援教育コーディネーター研修	講義	大垣市民会館	25. 8. 5
	文部科学省	教員免許状更新講習「特別支援教育」	講義	大垣女子短期大学	25. 8. 7
	文部科学省	教員免許状更新講習「特別支援教育」	講義	大垣女子短期大学	25. 8. 8
	大垣市	大垣市適正就学指導小委員会	委員	大垣市スイトピアセ ンター	25. 8.21
	岐阜県障害福 祉課	岐阜県発達障がい児者実地研修	S V	第二あゆみの家	25. 8.22
	大垣特別支援 学校	3校合同研修会	講義	岐阜県立大垣特別支 援学校	25. 8.26
	長浜市	長浜市専門家チーム及び巡回相談	巡回相談	長浜市立朝日小学校	25. 8.27
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立第三保育園	25. 9. 2
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町立宮代保育園	25. 9.11
	岐阜県障害福 祉課	岐阜県発達障がい児者実地研修	S V	第二あゆみの家	25. 9.12
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立祇王幼稚園	25. 9.17

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
松 村 齋	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 しみんふくし保育の家	25. 9.21
	守山市	園内研修会	講師	守山市立吉身幼稚園	25. 9.24
	大垣市	大垣市適正就学指導小委員会	委員	大垣市スイトピアセ ンター	25. 9.27
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町西保育園	25.10. 3
	大垣特別支援 学校	校内研修	講演	岐阜県立大垣特別支 援学校	25.10. 7
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町府中保育園	25.10. 8
	大垣市	大垣市適正就学指導小委員会	委員	大垣市スイトピアセ ンター	25.10.10
	岐阜県 障害福祉課	岐阜県発達障がい児者実地研修	S V	第二あゆみの家	25.10.11
	野洲市	野洲市保育実施部会	講演	野洲市立図書館	25.10.15
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町西保育園	25.10.17
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立三上幼稚園	25.10.21
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町表佐保育園	25.10.22
	甲賀市	園内研修	講演	甲賀市立油日幼稚園	25.10.28
	長浜市	長浜市専門家チーム及び巡回相談	巡回相談	長浜市立朝日小学校	25.10.29
	神戸町	ファミリーサポート事業	講演	神戸町保険センター	25.11. 6
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	垂井町東こども園	25.11. 7
	岐阜県障害福 祉課	岐阜県発達障がい児者実地研修	S V	第二あゆみの家	25.11. 8
	滋賀県人権協 議会	打出ブロック研究集会	講演	大津市	25.11. 9
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立祇王幼稚園	25.11.11
	滋賀県私立保 育園連盟	保育者研修（特別支援教育）	講演	守山市	25.11.12
	養老町	P T A 研修会	講演	養老町立養老幼稚園	25.11.14
	滋賀県	滋賀県芽生え育み事業	講演	多賀町立多賀幼稚園	25.11.15
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言	いずみの園	25.11.19
	大垣市	大垣市留守家庭指導員研修会	講演	大垣市総合体育館	25.11.22
	高島市	校内研修会	助言	高島市立青柳小学校	25.11.25
	野洲市発達支 援センター	保護者研修会	講演	野洲市立図書館	25.11. 3
	長浜市	長浜市専門家チーム及び巡回相談	巡回相談	長浜市立朝日小学校	25.12. 3

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
松 村 齋	岐阜県 障害福祉課	岐阜県発達障がい児者実地研修	S V	第二あゆみの家	25.12.13
	垂井町	垂井町幼児研究会	助言者	垂井町表佐保育園	25.12.16
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立祇王幼稚園	26. 1.20
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立三上幼稚園	26. 1.21
	大垣市	園内研修	講演	大垣市立北保育園	26. 1.23
	垂井町	(条例に基づく) 子ども子育て会議	議長	垂井町役場	26. 1.24
	草津市	園内研修	講演	草津市立山田幼稚園	26. 1.27
	宝林保育園	特別支援教育 職員研修	助言	宝林保育園	26. 1.30
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立祇王幼稚園	26. 2. 3
	多賀町	合同園内研修会	助言	多賀幼稚園	26. 2. 4
	岐阜県知的障 害者支援部会	第3回日中活動支援部会 研修会	講演	垂井文化会館	26. 2. 5
	岐阜県障害福 祉課	岐阜県発達障がい児者実地研修	S V	第二あゆみの家	26. 2.14
	甲良町	園内研修	講演	甲良町立甲良西保育 センター	26. 2.18
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 しみんふくし保育の家	26. 2.22
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 野洲市立第三保育園	26. 2.24
	野洲市	野洲市巡回相談	巡回相談	会場 しみんふくし保育の家	26. 3.11
高 田 全 代	大垣市 保育研究会	大垣市保育研究会 「3歳児の発達及び支援のあり方」	講演	中川ふれあいセンター	25. 5.31
	文部科学省	教員免許更新講習「保護者への支援」	講義	大垣女子短期大学	25. 8.22
	海津市家庭教 育推進協議会 海津市教育委 員会	就学までに育てたい力	講演	海津市立海西小学校 海津市立石津小学校	25.10. 7 25.10. 8
	大垣市子育て 総合支援セン ター	子育てサロン研修会 「よりよいサロン運営のために」	講演と意見 交換	大垣市 子育て総合センター	25.11. 8 25.11.15
	大垣市 教育委員会	大垣市墨俣児童館運営委員会	委員	大垣市 墨俣さくら会館	26. 2.14
	大垣市 教育委員会	大垣市留守家庭児童教室運営委員会	委員	大垣市教育委員会室	26. 2.26
	安八町 教育委員会	安八町子ども子育て会議	会議	安八町役場	26. 2.27

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
光 井 恵 子	大垣市・大垣市教育委員会	2013 大垣音楽祭 ～音楽の泉～	演奏	大垣市スイトピアセンター 音楽堂	25. 5. 3
	神戸町研究協議会	幼児期の歌唱指導	講義	神戸町南平野幼児園	25. 6.25
	文部科学省	教員免許更新講習「音楽表現」	講義	大垣女子短期大学	25. 8.21
	全国保育士養成協議会	全国保育士試験実技試験	採点委員	滋賀短期大学	25.10.20
	大垣音楽人クラブ	ジョイントリサイタル	演奏	大垣市スイトピアセンター 音楽堂	25.11.16
	大垣市教育委員会	大垣市留守家庭教室運営委員会	委員	大垣市教育委員会室	26. 2.26
中 野 由 香 里	岐阜県体操協会	岐阜県高校総体（体操競技）	審判役員	岐阜メモリアルセンター	25. 5.26
	大垣市保育研究会	4 歳児クラス担当者会 「リズムにのってからだあそび」	指導助言	大垣市子育て支援センター	25.11.25
	大垣市赤坂幼保園	乳幼児の運動あそび	指導助言	大垣市赤坂小学校	26. 2 .6
	大垣市赤坂幼保園	乳幼児の運動あそび	指導助言	大垣市赤坂幼保園	26. 2.17
今 村 民 子	東濃地域子育て支援センター連絡会	東濃地域子育て支援センター連絡会研修会 「今後の子育て支援を踏まえて今私たちがやるべきこと」	講義	恵那市中央コミュニティセンター	25.11.12
	一宮市教育委員会生涯学習課	家庭教育ボランティア養成講座 子育てネットワークースキルアップ講座 「現代の子育て中の親へのかかわり方について」	講義	一宮市役所木曽川庁舎	25.12.12
水 谷 聡 美	文部科学省	教員免許状更新講習 「幼児の造形あそびと心」	講義	大垣女子短期大学	25. 8.23
	さとみ絵画造形教室	小さな芸術家たちの作品展	展覧会	羽島市文化センター	25. 8.31
	アトリエややも・愉快々	加藤泰子・水谷聡美二人展 ～色彩とココロ～	展覧会	ギャラリー亜伽	26. 3.20 ～3.24
	さとみ絵画造形教室	さとみ絵画造形教室20周年作品展	展覧会	ギャラリー亜伽	26. 3.27 ～3.31
渡 辺 浩 行	岐阜新聞	歴史のコミペ	連載	みんなのコミペ	25.11～
	FM 愛知	新美南吉執筆について	出演	FM 愛知	25.7.28
黒 田 皇	羽島市美術協会	羽島市美術展 洋画部門（一般の部） 審査員	公募審査	羽島文化センター	25.10
	「大垣」全国俳句大会実行委員会	平成26年度芭蕉蛤塚忌全国俳句ポスター・チラシ 原画の応募作品に対する選考	公募審査	大垣市 HP	26. 2
	山県市制作：サンメッセ(株)	山県市緊急雇用創出事業臨時特例基金事業 アニメーション制作 美山語くみやまがたり>	アニメーション指導	山県市H P、DVD	26. 3

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
伊 藤 麻 子	大垣市課税課	大垣市原動機付き自転車ご当地ナンバープレート デザイン	グラフィックデザイン	大垣市	25.10. 1
服 部 篤 典	愛知県吹奏楽連盟	愛知県吹奏楽コンクール東三河地区大会 中学 B 編成の部	審査員	蒲郡市民会館	25. 7.22
	愛知県吹奏楽連盟	愛知県吹奏楽コンクール東三河地区大会 中学 A 編成の部	審査員	蒲郡市民会館	25. 7.24
	愛知県吹奏楽連盟	愛知県吹奏楽コンクール東三河地区大会 高校の部	審査員	新城市文化会館	25. 7.28
	中部日本吹奏楽連盟	中部日本吹奏楽コンクール愛知県大会 中学の部	審査員	日進市民会館	25. 7.31
	岐阜県吹奏楽連盟	岐阜県吹奏楽コンクール県大会 中学 A 編成の部	審査員	羽島市文化センター	25. 8. 7
	岐阜県吹奏楽連盟	岐阜県吹奏楽コンクール県大会 高校 A 編成の部	審査員	羽島市文化センター	25. 8. 8
	北陸吹奏楽連盟	北陸吹奏楽コンクール 中学 B 編成・高校 B 編成の部	審査員	金沢歌劇座	25. 8. 9
	北陸吹奏楽連盟	北陸吹奏楽コンクール 小学校の部・大学の部・中学 A 編成の部	審査員	金沢歌劇座	25. 8.10
	北陸吹奏楽連盟	北陸吹奏楽コンクール 職場・一般の部・高校 A 編成の部	審査員	金沢歌劇座	25. 8.11
	愛知県吹奏楽連盟	愛知県アンサンブルコンテスト東三河地区大会高校の部	審査員	豊川市文化会館	25.12.27
	愛知県吹奏楽連盟	愛知県アンサンブルコンテスト県大会 大学一般の部	審査員	知立市文化会館	26. 1.26
	オーモリ石油㈱	オーモリウインドアンサンブル定期演奏会	指揮	一宮市アイプラザ	25. 6.29
	ぎふ羽島吹奏楽団	ぎふ羽島吹奏楽団定期演奏会	指揮	羽島市文化センター	25. 7.14
	オーモリ石油㈱	オーモリウインドアンサンブルコンサート	指揮	一宮名鉄百貨店	25. 9.21
	オーモリ石油㈱	オーモリウインドアンサンブルコンサート	指揮	愛知啓成高等学校	25.11.12
	オーモリ石油㈱	オーモリウインドアンサンブルコンサート	指揮	名古屋銀行協会	26. 1. 4
	オーモリ石油㈱	オーモリウインドアンサンブルコンサート	指揮	名古屋市栄セントラルパーク	26. 1.11
	岐阜工業高等専門学校	岐阜工業高等専門学校吹奏楽部定期演奏会	指揮	羽島市文化センター	26. 1.19
	オーモリ石油㈱	オーモリウインドアンサンブルコンサート	指揮	尾西信用金庫本社ホール	26. 1.25
	オーモリ石油㈱	オーモリウインドアンサンブルコンサート	指揮	名古屋国際ホテル	26. 3. 7
	愛知淑徳学園	愛知淑徳学園吹奏楽部定期演奏会	指揮	名古屋市市民会館	26. 3.24
	オーモリ石油㈱	オーモリウインドアンサンブルコンサート	指揮	一宮市真清田神社	26. 3.28
小 西 文 子	伊賀音楽療法研究会	音楽療法実践者養成講座	講演	上野ふれあいプラザ (三重県伊賀市)	25. 8. 4
	美濃加茂市	主任会研修「音楽療法について」	講演	美濃加茂市 蜂谷保育園	25.11.13

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
横 井 香 織	大垣市・大垣市教育委員会	2013 大垣音楽祭 ～音楽の泉～	演奏	大垣市スイトピアセンター音楽堂	25. 5.3
	(公財)大垣国際交流協会	大垣国際交流協会評議員会	評議員	大垣市スイトピアセンター	25. 6.19
	大垣市男女共同参画推進審議会	大垣市男女共同参画推進審議会	委員	大垣市役所	26. 2.27
松 永 幸 宏	豊橋中央高等学校	第19回東関東吹奏楽コンクール出場団体同行修理	修理	ひたちなか市文化会館	25. 9.22
		第26回全国マーチングコンテスト出場団体同行修理	修理	大阪城ホール	25.11.24
		アンサンブルコンサート&講習会	修理	豊橋中央高等学校	25.12.14
石 川 隆 義	広島大学小児歯科同門会	歯科衛生士学生教育の現状と今後について	講演	ホテルグランヴィア広島	25. 6. 9
	広島大学歯学部口腔健康科学科	チーム歯科医療について	講義	広島大学歯学部	25. 7.11
	大垣市	大垣市個人情報保護審議会	審議会	大垣市役所	25.10.18
	大垣市	大垣市行政改革推進審議会	審議会	大垣市役所	25.10.25
	広島大学歯学部歯学科	小児歯科におけるコミュニケーション技術教育	講義	広島大学歯学部	25.10.29
	広島大学歯学部同窓会	歯科衛生士の現状と将来について	講演	名古屋会議室	25.12. 1
畔 地 美 紀	日本歯科衛生教育学会	日本歯科衛生教育学会理事会・評議員会	評議員	千葉県立保健医療大学	25.11.29
岩 田 千 鶴 子	東海口腔衛生学会	2013年度東海口腔衛生学会幹事会	幹事	愛知学院大学歯学部基礎教育研究棟	25. 7.14
	大垣女子短期大学	地域感謝デー 「地域に貢献する大垣女子短期大学」	シンポジウム	大学大垣女子短期大学 みずき会館	25. 8.24
久 本 た き 子	岐阜県歯科衛生士会	岐阜県歯科衛生士会役員会	監事		24. 4～
	全国大学歯科衛生士教育協議会	全国大学歯科衛生士教育協議会	理事(教育・研究委員)		25. 4～
村 越 由 季 子		岐阜県歯科衛生士会	理事		16. 4. 1～
	岐阜県歯科医師会	平成25年度潜在（未就業）歯科衛生士実践研修会	講義・実習	岐阜県歯科医師会館	25. 8.29 25. 9 .8
	岐阜県歯科医師会	第22回歯科衛生士・歯科技工士再チャレンジスキルアップ研修会	講義・実習	岐阜県歯科医師会館	26. 1.16

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
水 嶋 広 美 (岩田千鶴子 久本たき子 村田 宣彦 飯岡 美幸)	大垣市商店街 振興組合連合 会	元気ハツラツ市 「お口の健康チェック」	指導・助言	大垣駅通り	25. 9. 1
三 田 智 子	西濃保健所	西濃保健所母子保健推進協議会	委員		25. 4～
飯 岡 美 幸	岐阜県立飛騨 高山高等学校	F_NAVI～卒業生と語る会	指導・助言	岐阜県立飛騨高山高 等学校	25. 5.31
長 谷 川 純 代		愛知県歯科衛生士会	委員		23. 4～
		愛知県歯科衛生士会愛知西支部	役員		19. 4～
	主催：東海信越 地区歯科医師会 連絡協議会 共催：(協)愛知県 歯科技工士会、 (公社)愛知県歯 科衛生士会、東 海歯科用品商協 同組合	東海信越地区歯科医学大会	企画・運営	名古屋市中小企業振 興会館（吹上ホール）	26. 2.15 ～16
	名古屋市科学 館、びっくり ボランティアーズ	第2回かがくゼミナール（親子コース） 「お口のはたらきを調べてみよう」	インストラ クター	名古屋市科学館	25. 8. 8
	愛知県 歯科衛生士会	愛知県歯科衛生士会研修会 「超高齢社会における歯周治療－歯科衛生 士が出来ること、すべきこと－」 「超音波インスツルメンテーション」	企画・運営	愛知県歯科医師会	25.11.24
栗 田 孝 子	岐阜県 看護協会	岐阜看護学会	委員長	ふれあい福寿会館	24～
伊 藤 恒 子	NPO 法人医療 安全教育協会	医療安全教育協会	理事		継続
	厚生労働省委託・ 県知事辞令	民生委員・児童委員	委員		継続
	日本看護・社会・政策学会	日本看護社会政策学会理事	理事		継続
	大垣市民病院	大垣市民病院倫理委員 大垣市民病院改革プラン評価委員 大垣地域医療連携に関する委員	委員		継続
	社会福祉法人 博愛会	社会福祉法人博愛会評議員	評議員		継続
	石川県 看護協会	認定看護管理者研修（セカンドレベル教育）	講義	石川県看護協会 看護研修センター	25. 9. 6 ～25. 9. 7

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
伊 藤 恒 子	石川県 看護協会	研修責任者フォローアップ研修	講義	石川県庁行政庁舎	25.11.28
本 田 可 奈 子	日本救急看護 学会	平成25年度 専任査読委員 学術集会査読	査読委員	第15回学術集会 (福岡)	25.10.19 ～20
	国際リンパ浮 腫フレームワー クジャパン研 究協議会	研究会企画実行委員	学術集会の 企画、当日 運営委員	第3回学術集会 (滋賀)	25.9.28
	日本看護科学 学会	学術集会 実行委員	査読、当日 運営委員	第33回学術集会 (大阪)	25.12. 6-7
	日本看護協会	日本看護学会 成人看護Ⅰ 論文選考委員	査読、選考 委員会	第44回日本看護学会	25.12.19
	滋賀県立総合 保健専門学校	研究発表会 論文指導	講評を郵送 し、当日代 読	滋賀県立総合保健専 門学校(滋賀)	26. 1. 6
	滋賀県看護学 校協議会	倫理審査委員会 外部委員	研究倫理審 査	滋賀県 聖泉大学 (滋賀)	26. 1.29
渡 邊 清 美		老化の理解、認知症・障害について (介護職員初任者研修)		ニチイ学館大垣教室	25. 6.17
石 黒 な ぎ さ	大阪府社会福 祉協議会	新任民生委員児童委員および主任児童委員 研修会	講義	大阪社会福祉 指導センター	25. 5.23
矢 田 貝 真 一	大垣市	大垣市廃棄物減量等推進審議会	委員(会長)		継続
	岐阜県後期高 齢者医療広域 連合	情報公開・個人情報保護審査会	委員 (副会長)		継続
	大垣市	情報公開・個人情報保護審査会	委員		継続
	大垣市	新エネルギービジョン策定委員会	委員 (副会長)		25. 7. 8～
	文部科学省	教員免許状更新講習 「地球の環境問題を考える」	講義	大垣女子短期大学	25. 8. 9
	大垣市環境市 民会議		会長		継続
小 林 佐 知 子	大垣市役所 人事課	大垣市健康相談事業(全12回)	職員向け個 別カウンセ リング	大垣市職員会館	25.4～26.3
	大垣市役所 人事課	大垣市メンタルヘルス研修事業 「心の病にならないために」(全12回)	管理職向け 研修	大垣市職員会館	25.4～26.3
	小牧市保健セ ンター	小牧市母子保健福祉推進協議会(全4回)	委員	小牧市保健センター	25.4～26.3
	岡崎市保健所	岡崎市メンタルヘルス相談(産後うつ相談)	個別カウ ンセリング	岡崎市保健所	25. 7.18
	文部科学省	教員免許状更新講習会 「幼児の造形遊びと心」	講義	大垣女子短期大学	25. 8.23

氏 名	主催・共催	題 目	形 式	発 表 の 場	発表年月日
小 林 佐 知 子	大垣市社会福祉協議会	子育てサポーター養成講座 「子どもの発達と関わり方」	講義	大垣市総合福祉会館	25. 9.12
	名古屋市男女平等参画推進センター	職場復帰準備セミナー 「子どもと一緒に歩むー親と子のこころ育ちー」(全3回)	講義	名古屋市男女平等参画推進センター	25. 9.5 ～26. 1.23
	瑞穂市役所健康推進課	瑞穂市補助職員研修会 「保護者との良好な関係を築くコミュニケーションのコツ」	講義	瑞穂市保健センター	25.11.29

C. 出 前 講 義

氏 名	期 日	テ ー マ	会 場
西 川 正 晃	26. 2. 7	進路ガイダンス 「愛について必要な知恵は全て幼稚園で学んだ」	岐阜県立岐阜各務野高等学校
加 藤 有 子	25. 8. 1	「ふれあい講座」和太鼓を活用しての音楽表現	岐阜県立大垣特別支援学校
	26. 2.12	「保育所や幼稚園ってどんなところ？」	岐阜県立関有知高等学校
松 村 齋	25. 7.26	一人ひとりを大切にしたい保育の在り方について	瑞穂市立別府保育所
	25.11.29	子どもの内面に寄り添う丁寧な支援とは	海津市
高 田 全 代	25.11. 1	高大連携「学び塾」（子ども学）	岐阜県立海津明誠高等学校
光 井 恵 子	25. 8.29	高校生への面接指導	岐阜県立大垣養老高等学校
	25. 9.29	高校生への面接指導	岐阜県立大垣桜高等学校
勝 野 愛 子	25. 8.27	「いっしょに遊ぼう！！」 パネルシアターの実演・手遊び・クイズ	池田町立片山保育園
	25.12. 4	「発達障がいの兆しと早期発見」	海津市福祉会館ひまわり
水 谷 聡 美	25. 8. 6	夏休み子ども講座「手作りビーズの万華鏡」	羽島市正木コミュニティセンター
	25. 8. 8	夏休み子ども講座「陶風鈴に絵を描こう」	羽島市正木コミュニティセンター
	25.11. 7	「保育者になるための楽しい授業」	岐阜県立不破高等学校
	26. 1.30	よちよち教室「親子でステキな絵を描こう」	北方町生涯学習センター
	26. 2.19	ゆりかごルーム 未就園児「親子造形あそび」	海津市 庭田保育園
加 納 秀 美	25. 8.21	人物を描こう講座	四日市
	26. 3.22	人物を描こう講座	大垣市、飯田市
	26. 3.26		
渡 辺 浩 行	25. 8.21	人物を描こう講座	四日市市、高山市
	25. 8.22		
	26. 3.25	人物を描こう講座	浜松市、飯田市
	26. 3.26		
田 中 久 志	25.11.29	マンガの構成要素	起工業高等学校
	25.12.12	マンガの構成要素	華陽フロンティア高等学校
伊 藤 麻 子	25. 8.21	人物を描こう講座	一宮市、高山市
	25. 8.22		
	26. 3.22	人物を描こう講座	大垣市、浜松市
	26. 3.25		
渡 辺 博 夫	25. 5.12	楽器調整・メンテナンス指導	愛知県立古知野高等学校
	25. 8.10	楽器調整・メンテナンス指導	三重県立相可高等学校
	26. 1.11	楽器調整・メンテナンス指導	バルドン楽器
	26. 1.12	楽器調整・メンテナンス指導	バルドン楽器

小 西 文 子	25. 5.27	高齢者の音楽療法の理論と実際	飯田女子短期大学
	25. 7. 2	音楽療法について1	岐阜県立関有知高等学校
	25.11.15	音楽療法について2	岐阜県立関有知高等学校
横 井 香 織	25. 7.26	音楽で豊かな心を	海津市 南濃コミュニティーセンター
岩 田 千 鶴 子	26. 3. 4	「健康は口のなかから」	大野町総合町民センター
久 本 た き 子	25. 8.29	口腔ケアの基本的な知識と技術	ふれあい福寿会館403小会議室
水 嶋 広 美 村 田 宣 彦 飯 岡 美 幸 長 谷 川 純 代	25. 6.21	大垣北幼稚園 親子歯磨き教室	大垣市立大垣北幼稚園
阿 尾 敦 子	25. 4.25	「ハッピースマイル」 ～白い歯・きれいな口もとを求めて～	愛知県立起工業高等学校
阿 尾 敦 子 村 越 由 季 子 三 田 智 子	25. 6. 6	3. 4 歳児対象 歯みがき集会 歯科保健指導（集団指導） 「ガンバレ はみがきマン」	大垣市立赤坂幼保園
栗 田 孝 子	25. 7.25	進路ガイダンス：看護への道	岐阜県立不破高等学校
	25. 8.28	進路ガイダンス：看護への道	岐阜県立養老高等学校教室
	25.12. 6	模擬授業：一諸に考えてみよう “看護とは、な～に”	岐阜県立農林高等学校教室
	26. 1.11	看護倫理	鶴飼リハビリテーション病院
林 由 美 子	25. 6. 7	あなたが健康と思える時	大垣東高等学校
	25. 9. 6	最善・最強のマネジメント 健康の守り手はあなたです	グランベール岐山
	25.11. 6	看護職への道 看護の魅力	岐阜聖徳学園高等学校
渡 邊 清 美	25.10.11	老年看護学について （高齢者を取り巻く社会、老年看護学とは） 看護師になるコースについて	修文女子高等学校
武 藤 英 理	25. 6. 7	あなたが健康と思うとき・・・看護とは	大垣東高等学校
小 林 佐 知 子	25.10. 4	「メンタル不調への対応と支援： 臨床心理士からのヒント7」	サンメッセ株式会社

D. 公 開 講 座

開催日	テーマ	講師	会場
特定木曜日	子育て講座	幼児教育科 准教授 高田 全代 他	H号館 1 階102・103教室
前期毎週金曜日	音楽心理学	音楽総合科 准教授 小西 久子	B号館 4 階404教室
25.7.1	アクリル画講座	デザイン美術科 准教授 黒田 皇	E号館 1 階105教室
25.7.15	外国語コミュニケーションⅠ	非常勤講師 三浦 陽一	E号館 2 階201みずきホール
25.10.14	口腔ケア技術法	歯科衛生科 教 授 久本たき子 歯科衛生科 助 教 飯岡 美幸	G号館 3 階303教室他
25.12.5	症状の診かた	看護学科 講 師 武藤 英理 看護学科 講 師 神谷 美香	I号館104・202教室
25.12.12	血圧・脈拍・体温・呼吸の診かた		
25.12.19	血圧測定の実際		

地域感謝 DAY 公開講座

開催日	テーマ	講師	会場
25.8.24	子育て講座（いつやるんです、今でしょ）	幼児教育科 教 授 西川 正晃	H号館 1 階102教室
	親子で楽しく音楽あそび	幼児教育科 准教授 光井 恵子	H号館 1 階103教室
	手作りビーズでステキな万華鏡を作ろう	幼児教育科 講 師 水谷 聡美	H号館 3 階304教室
	プロに学ぶマンガテクニック	デザイン美術科 教 授 田中 久志	D号館 3 階301教室
	誰でもカンタン！ みんなで作るアニメーション	デザイン美術科 准教授 黒田 皇	E号館 1 階105・106教室
	作ろう！リボンで綴じるオリジナルノート	デザイン美術科 講 師 伊藤 麻子	D号館 2 階204教室
	ピアノレッスン	音楽総合科 准教授 傍島 香織	B号館 2 階201教室
	管楽器メンテナンス講座	音楽総合科 教 授 渡辺 博夫	F号館1・2 階101・201教室
		音楽総合科 講 師 松永 幸宏	
	子どもの歯科相談	歯科衛生科 教 授 岩田千鶴子	I号館 1 階108教室
		歯科衛生科 准教授 村田 宣彦	
	あなたもなれる歯科衛生士	歯科衛生科 准教授 村越由季子	G号館 2 階201教室
		歯科衛生科 准教授 水嶋 広美	
		歯科衛生科 准教授 阿尾 敦子	
	歯科材料を使ってキャラクター人形づくり	歯科衛生科 講 師 三田 智子	G号館 2 階203教室
		歯科衛生科 助 教 飯岡 美幸	
		歯科衛生科 助 教 長谷川純代	
	良い医療との付き合い方	看護学科 教 授 栗田 孝子	I号館 1 階103・104教室
		看護学科 教 授 伊藤 恒子	
		看護学科 講 師 渡邊 清美	
		看護学科 講 師 武藤 英理	
		看護学科 講 師 神谷 美香	
	短期大学の特色	総合教育センター 教 授 矢田貝真一	I号館 1 階102教室
	これからの女性の生き方とライフコース	総合教育センター 准教授 小林佐知子	I号館 1 階102教室

大垣女子短期大学 紀 要

第 55 号

(非売品)

印刷日 平 成 26 年 3 月 31 日

発行日 平 成 26 年 3 月 31 日

編 集 図 書 ・ 生 涯 学 習 委 員 会

発 行 大 垣 女 子 短 期 大 学

大垣市西之川町 1 - 1 0 9

TEL <0 5 8 4> 8 1 - 6 8 1 1

印 刷 大 野 印 刷

大垣市中野町 5 - 3 7 1 - 1

TEL <0 5 8 4> 7 8 - 7 0 8 3